

# 令和4年第8回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 9月28日(水曜日)

会期 24日間

閉 会 10月21日(金曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
9. 28	水	本会議	午前10時	開会 仮議席の指定 議長の選挙 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 議席の指定 常任委員の選任 議長の常任委員の辞任 議会運営委員の選任 議会広報調査特別委員会設置に関する決議 中城村北中城村清掃事務組合議会議員の選挙 中城北中城消防組合議会議員の選挙 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙 南部広域行政組合議会議員の選挙 監査委員の選任同意 議会運営委員会
		委員会		
9. 29	木	本会議	午前10時	行政報告、議案説明 議員全員協議会
9. 30	金	本会議	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定(条例、補正予算等) 質疑、委員会付託(条例、決算認定等)
10. 1	土	休 会		各 自 研 究
10. 2	日	休 会		各 自 研 究
10. 3	月	委員会	午前10時	委員会審査(決算認定質疑抜き出し)
10. 4	火	委員会	午前10時	委員会審査(決算認定質疑抜き出し)
10. 5	水	委員会	午前10時	委員会審査(付託議案、陳情等)
10. 6	木	委員会	午前10時	委員会審査(各課聞き取り)
10. 7	金	委員会	午前10時	委員会審査(各課聞き取り)
10. 8	土	休 会		各 自 研 究
10. 9	日	休 会		各 自 研 究
10. 10	月	休 会		各 自 研 究 (スポーツの日)
10. 11	火	委員会	午前10時	委員会審査(各課聞き取り)
10. 12	水	委員会	午前10時	委員会審査(各課聞き取り)

10. 13	木	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
10. 14	金	委員会	午前10時	委員会審査（付託議案、陳情等）
10. 15	土	休 会		各 自 研 究
10. 16	日	休 会		各 自 研 究
10. 17	月	本会議	午前10時	一般質問
10. 18	火	本会議	午前10時	一般質問
10. 19	水	本会議	午前10時	一般質問
10. 20	木	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告確認）、議員全員協議会
10. 21	金	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（条例、決算、陳情等） 閉会中の継続審査及び調査の申出 閉 会

## 令和4年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年9月28日 午前10時00分			臨時議長	比 嘉 義 弘
	散 会	令和4年9月28日 午前10時42分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長			
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長		建 設 課 長			
	会 計 課 長		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	住 民 生 活 課 長		健 康 保 険 課 長			
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長					
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和4年9月28日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		仮議席の指定	
2		議長の選挙	

追加議事日程（第1号の追加1）

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		副議長の選挙	
4		議席の指定	
5		常任委員の選任	
6		議長の常任委員の辞任	
7		議会運営委員の選任	
8	決議第4号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議	
9		中城村北中城村清掃事務組合議会議員の選挙	
10		中城北中城消防組合議会議員の選挙	
11		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙	
12		南部広域行政組合議会議員の選挙	
13	同意第3号	監査委員の選任同意について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
14		閉会中の継続審査の申し出	

### ○事務局長（比嘉直也）

皆さん、おはようございます。議会事務局長の比嘉直也でございます。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、比嘉義弘議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。

比嘉義弘議員、よろしく申し上げます。

### ○臨時議長（比嘉義弘）

ただいま紹介されました比嘉義弘でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。

ただいまから令和4年第8回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

### 日程第1．仮議席の指定

#### ○臨時議長（比嘉義弘）

日程第1．仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

### 日程第2．議長の選挙

#### ○臨時議長（比嘉義弘）

日程第2．議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○臨時議長（比嘉義弘）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○臨時議長（比嘉義弘）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に、比嘉義彦議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した比嘉義彦議員を議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○臨時議長（比嘉義弘）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました比嘉義彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました比嘉義彦議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ただいま議長に当選されました比嘉義彦議長に御挨拶の申し出がありますので、許可いたします。登壇してください。

#### ○議長（比嘉義彦）

皆さん、おはようございます。

指名推選を受けまして、議会のかじ取りを担うことになりました比嘉義彦でございます。

私は、過去に議長の経験をしておりまして、当時、中部地区町村議会議長会の会長、そして、沖縄県町村議会議長会の副会長の経験がございます。そこで多くの県内、県外の議員の皆さん、そして議長の皆さんと交流・視察を行ってきました。本村に取り上げたいことであったり、そこで学んだことをいろいろと取り組んできました。

まず1つ目に、中城北中城消防組合議会にこれまで一般質問ということはありませんでした。それを取り入れ、そして議員発議で初の条例制定を行いました。その条例制定の内容につきま

しては、北中城村民によるゆいまーる精神で地域の絆を育む条例であります。それから、議員の皆様のご協力を得てタブレットを導入したり、インターネット配信ということでいろいろと取り組んできたんですが、またこれから4年間、新しいものについては取り入れていきたいと。

まず、自分がいつも思っているのは、その議場の格式であったり、そして議員の品格、品位、それを高めるのも下げていくのも我々議員個人個人だと思っております。

そういうことで、まず村民から信頼される議会、それで他の議会から模範となる議会、それを目指していきたいと思っております。

まず今考えているのは、まずこの議場には3つの出入口があります。議場の入退場、必ず一礼して入退場してください。そして、入退場する場合においては、当局を含め議員の皆さんも中央のほうを利用する。それで両サイドの端のほうは、何か本会議中に気分が悪くなったり、何か席を立つことがある場合にはそこを利用していいと思っております。そういう形で変えていきたいと思っております。

そして、議長自ら言うのはちょっとおかしいんですが、まず当局も議員の皆さんも質問・答弁する場合においては、議長と呼んで、挙手をお願いします。以前、古い庁舎での場合、議長席より当局の席が後ろにあったものですから、たださっと手を挙げて誰が答弁するか全く分からない、そういうことがありました。ですから、やはり議長と呼んで答弁したりするのはそのほうがよろしいかなと、このように思っていますから、ぜひ皆さんの御協力をお願いしたいとこのように思っています。

そして、あと1点は、ぜひ皆さんは、私は平成14年に初めて議員当選して学んだことは、調査なくして発言なしという言葉学びました。議員の皆さんは、調査をして、発言をすると。ただ人から聞く、何か誰かがそう言ったから議

会で取り上げるということではなく、しっかりと調査をした上で議会で発言してほしいと思います。そうすることによって、皆さんの思いが当局に伝わり、いろいろと皆さんの思いに賛同する、やってもらえれば、いろいろな実現があるかなとこのように思います。

そして、今回、選挙において皆さんの選挙ビラもいろいろと読ませていただきました。その中で、誰一人取り残さない北中城村をつくると、そして、ゆいまーるの精神、そして住みよい北中城村という形で、この目標を私は全て皆さん、一つではないかなと思っております。

そういうことで、今、お金を出せば何でも手に入る時代の中で、例えば子どもの貧困問題、ヤングケアラーの問題、そして独り暮らしの方が亡くなっても、数日間発見されない、分からない状況、本当に何か寂しいような悲しいような気がします。

そこで、沖縄では、ヤーサクルシという言葉がありますよね、ヤーササ、ヒーサ、人間が一番頼りないのは食べ物がなくしておなかをすかしているときと、そして着るものがなくて寒さに凍えている、この2つは苦しいという言葉を使います。その沖縄は暑い夏、長い夏がありますが、そこには苦しいという言葉は使いませんね。アチサカマルサという言葉で使いますが、この苦しさというのはひもじいのと寒さ。ですから、昔の人たちはそのことをよく知っていて、チュイタスケラシキ、そしてヤーサソーシンカイムヌカマチ、ヒーサソーシンカイジンクシリという言葉があります。おなかをすかして、食べ物がない人には、ものを与えなさい。また着るものがなくて寒さに凍えている人は、着るものを与えなさいという沖縄の人のチムグクルですね。そのチムグクルを私は皆さんと一緒に北中城村のそういううちなんちゅうの心を取り戻していきたい。チュイタスケラシキ、そうすることによって一つの大きな福祉の原点ではないかなと。

ものを与える、お金を与えるは、これはゆとりがあればそれができるんですが、何よりも隣近所、声を掛け合う、それで気遣う、それが一番大事な福祉でないかなと思っています。皆さんと一緒にすばらしい北中城村をつくっていきましょう。

これをもちまして、私の議長、就任の挨拶と代えます。ありがとうございました。

(拍手)

#### ○臨時議長（比嘉義弘）

比嘉義彦議長、議長席にお着きをお願いいたします。ありがとうございました。

#### ○議長（比嘉義彦）

では、議長席へ着きましたので、これから私のほうで進行させていただきます。

本日のこれよりの議事日程は、お手元に配付したとおりであります。御承知おき願います。

### 追加日程第1．会議録署名議員の指名

#### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、川上龍太議員及び2番、屋良朝春議員を指名します。

### 追加日程第2．会期の決定

#### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月21日までの24日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から10月

21日までの24日間に決定しました。

### 追加日程第3．副議長の選挙

#### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第3．副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に喜屋武すま子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した喜屋武すま子議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました喜屋武すま子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました喜屋武すま子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ただいま副議長に当選されました喜屋武すま子副議長より御挨拶の申し出がありますので、許可をいたします。登壇してください。

#### ○副議長（喜屋武すま子）

ただいま荣誉ある北中城村議会副議長に御指名いただき、議員各位に心から感謝を申し上げ

ます。今、副議長として責任の重さをひしひしと感じております。議員各位の御指導と、お力添えをいただきながら、円滑な議会運営と議会基本条例の実践が果たせるよう議長を補佐し、議会のさらなる活性化に向けて努力をしてまいりたいと思います。

当局と議会は、車の両輪と言われており、お互いに切磋琢磨しながら村民の福祉の向上に努力していきたいものです。当局の皆さん、よろしくお願い申し上げます。

これで私の御挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

#### 追加日程第4．議席の指定

##### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第4．議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

#### 追加日程第5．常任委員の選任

##### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第5．常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく、休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

(休憩中に、正副議長交代、副議長の下で再開

する。)

##### ○副議長（喜屋武すま子）

再開いたします。

#### 追加日程第6．議長の常任委員の辞任

##### ○副議長（喜屋武すま子）

追加日程第6．議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、議長の退場を求めます。

議長からその職責上の都合によって、常任委員を辞任したいとの申し出がありますが、お諮りいたします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○副議長（喜屋武すま子）

異議なしと認めます。議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

(議長入場し、議長席に着く。副議長自席に戻る。)

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

##### ○議長（比嘉義彦）

再開します。

これから諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務厚生常任委員長に比嘉義弘議員、副委員長に山田晴憲議員、建設文教常任委員長に大城律也議員、副委員長に伊集守吉議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

#### 追加日程第7．議会運営委員の選任



○議長（比嘉義彦）

追加日程第7. 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、伊集守吉議員、大城律也議員、上間堅治議員、喜屋武すま子議員、比嘉義弘議員、山田晴憲議員、この6名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、伊集守吉議員、大城律也議員、上間堅治議員、喜屋武すま子議員、比嘉義弘議員、山田晴憲議員を選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

これから諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告

が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員長に上間堅治議員、副委員長に比嘉義弘議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

しばらく休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

追加日程第8. 決議第4号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議

○議長（比嘉義彦）

追加日程第8. 決議第4号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

じゃ、決議を読み上げます。

決議第4号

議会広報調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年9月28日

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提出者

北中城村議会議員

喜屋武 功

賛成者

北中城村議会議員

平安山 和 美

比 嘉 悟

比 嘉 正 志

川 上 龍 太

(提案理由)

議会広報は議会と住民を結ぶ架け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する「議会広報調査特別委員会」を設置するものである。

#### 議会広報調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

#### 記

- 1 名 称 議会広報調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第3条
- 3 目 的 議会広報の編集及び発行に関する調査
- 4 委員の定数 5人
- 5 調査期限 調査終了まで。なお閉会中も調査を行うことができる。

これで趣旨説明を終わります。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条の第3項の規定により委員会の

付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第4号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議について採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

異議なしと認めます。決議第4号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によってお手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員会の委員はお手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

**○議長 (比嘉義彦)**

再開します。

これから諸般の報告をします。

休憩中に議会広報調査特別委員会において、

委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。議会広報調査特別委員長に喜屋武 功議員、副委員長に平安山和美議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

**追加日程第9. 中城村北中城村清掃事務組合  
議会議員の選挙**

**○議長 (比嘉義彦)**

追加日程第9. 中城村北中城村清掃事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城村北中城村清掃事務組合議会議員に比嘉正志議員、喜屋武すま子議員、名幸利積議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した比嘉正志議員、喜屋武すま子議員、名幸利積議員を中城村北中城村清掃事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました比嘉正志議員、喜屋武すま子議員、

名幸利積議員が中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました3議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

#### 追加日程第10. 中城北中城消防組合議会議員の選挙

##### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第10. 中城北中城消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城北中城消防組合議会議員に、比嘉 悟議員、大城律也議員、比嘉義彦議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した比嘉 悟議員、大城律也議員、比嘉義彦議員を中城北中城消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました比嘉 悟議員、大城律也議員、比嘉義彦議員が中城北中城消防組合議会議員に当

選されました。

ただいま中城北中城消防組合議会議員に当選されました3議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

#### 追加日程第11. 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙

##### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第11. 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に、川上龍太議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した川上龍太議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました川上龍太議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました川上龍太議員が議場におられま

す。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

### 追加日程第12. 南部広域行政組合議会議員の選挙

#### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第12. 南部広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

南部広域行政組合議会議員に上間堅治議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した上間

堅治議員を南部広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上間議員が、南部広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま南部広域行政組合議会議員に当選されました上間堅治議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

### 追加日程第13. 同意第3号 監査委員の選任同意について

#### ○議長（比嘉義彦）

追加日程第13. 同意第3号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

喜屋武 功議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

では、同意第3号 監査委員の選任同意について御説明申し上げます。

同意第3号

#### 監査委員の選任同意について

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、北中城村監査委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所 北中城村字島袋

氏 名 喜屋武 功

生年月日 昭和46年生

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和4年9月27日付で北中城村監査委員、上間堅治氏の任期満了のため。

略 歴 書

住 所 北中城村字島袋

氏 名 喜屋武 功

生年月日 昭和46年生

学 歴

平成 2年 3月 普天間高等学校 卒業

平成 6年 3月 琉球大学法文学部 卒業

職 歴

平成12年 4月 有限会社 星城建設 入社

平成14年 9月 北中城村議会議員

平成26年 9月 公益社団法人 名護市シルバー人材センター採用

令和 2年12月 有限会社 内盛産業 入社

なお、当人の略歴につきましては、別添添付  
してございますのでお目通しのほどお願いいた  
します。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありません  
か。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、  
会議規則第39条第3項の規定によって省略する  
ことにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。同意第3号 監査委員の選任同意については同意することに決定されました。

休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(比嘉義彦)

再開します。

#### 追加日程第14. 閉会中の継続審査の申し出

○議長(比嘉義彦)

追加日程第14. 委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

議会運営委員長から各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査について、議会広報調査特別委員長から議会広報の編集及び発刊に関する調査について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。御苦勞さまでした。

午前10時42分 散会

## 令和4年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年9月29日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年9月29日 午前11時48分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					



議事日程第2号

令和4年9月29日（木曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		行政報告	
2	議案第35号	北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について	説 明
3	議案第36号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一 部を改正する条例について	〃
4	議案第37号	令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について	〃
5	議案第38号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）について	〃
6	議案第39号	令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）について	〃
7	議案第40号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）につ いて	〃
8	議案第41号	令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）に ついて	〃
9	認定第1号	令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
10	認定第2号	令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
11	認定第3号	令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	〃
12	認定第4号	令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
13	認定第5号	令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
14	議案第42号	令和3年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
15	議案第43号	令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
16	報告第6号	令和3年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告に ついて	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
17	報告第7号	令和3年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について	説 明
18	報告第8号	令和3年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
19	報告第9号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	〃

## ○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。会務の報告、令和4年6月1日から8月末までです。

6月10日から6月17日までの間、第7回の議会定例会が開催されました。

6月19日、ふれあいクリーンアップ作戦がしおさい公苑で開催され、多数の議員と共に参加をしました。

6月23日、沖縄全戦没者追悼式が開催され、出席しました。

6月24日、北中城村育英会理事会が開催され、出席しました。

同日、北中城村観光協会定期総会が開催され、出席し、挨拶を述べました。

6月30日、北中城村商工会主催の令和4年度北中城村との意見交換会が開催され、出席し、挨拶を述べました。

7月1日、北中城村商工会の地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請行動受入れを行いました。

同日、県町村議会議長会定例理事会が開催され、出席をしました。

また、北中城村青少年育成村民大会が開催され、出席し、激励の挨拶を述べました。

7月7日、県産品優先使用要請行動訪問団の受入れを行いました。

7月8日、第72回社会を明るくする運動総理大臣メッセージ等伝達式が開催され、出席しました。

7月15日、中部地区町村議会議長会県内行政視察研修が大宜見村、嘉手納町で開催され、観光事業の取組、道の駅事業視察の研修を行いました。

8月18日、県農業協同組合及び北中城支店か

ら農業生産基盤確立に関する要請書の提出があり、要請団の受入れを行いました。

8月22日、静岡県議会議員行政視察研修受入れを行い挨拶を述べました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、9月28日に議会運営委員会を開きましたので、報告します。

また、令和4年6月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情処理一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、御承知おきください。

また、村監査委員より地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和4年6月から令和4年8月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので、御参照ください。

## 日程第1．行政報告

### ○議長（比嘉義彦）

日程第1．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

### ○村長（比嘉孝則）

では、6月から8月までの行政報告を申し上げます。

6月2日、北中城村まつり活性化委員会総会を開催いたしました。

6月7日、ロックの日防犯フェアをイオンモール沖縄ライカムのほうで行い、挨拶を述べました。

6月8日、沖縄振興予算要請に向けた意見交換会をウェブ会議で行いました。

6月12日、沖縄県商工会青年主張発表大会、村商工会のほうでございまして、挨拶を述べました。

6月19日、ふれあいクリーンアップ作戦、し

おさい公苑で行われました。

6月20日、沖縄県地域振興協会総会が、那覇市で行われました。

6月21日、黄川田内閣府副大臣ライカム地区、ロウワー・プラザ住宅地区の視察にいらっしやいまして、その対応をいたしました。

6月23日、沖縄全戦没者追悼式に参加をいたしました。

6月24日、北中城村観光協会総会がございまして参加をいたし、挨拶を述べました。

6月26日、原爆と戦争展、沖縄戦体験者のお話をあやかりの杜で開催いたして、挨拶を述べました。

6月29日、行政不服審査委員会委嘱状交付式、3名の方に委嘱状を交付、手交いたしました。

6月30日、北中城村商工会建設部意見交換会ということで、EMウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾートで行われまして、村の公共事業や村の概要等を述べました。

7月1日、北中城村商工会要請、村内企業優先発注等についての要請がございました。

EM研究機構との地域協定、これらを生かした健康福祉の里づくり事業の一環としてEM研究機構との協定を結んでおります。

同じく7月1日、青少年育成村民大会、中央公民館で行い、挨拶を述べました。

7月7日、県産品優先使用に関する要請を受けました。

7月8日、保護司会メッセージ伝達式を役場のほうで受けております。

それから7月12日、全駐留軍労働組合要請を受けました。

7月15日は、町村会定期総会、そして国保連合会の総会、介護保険広域連合会議が那覇市のほうで行われ、参加をいたしました。

7月22日、キャンプフォスター・バニング大佐、表敬を受けました。

7月26日、沖縄防衛局長への要請をいたしま

した。安谷屋、石平地区の難視聴区域等の解消に向けた事業の要請でございます。

7月28日、福島県玉川村中学校との交流研修事業、村総合社会福祉センターのほうで行い、玉川村から村長と中学生が交流に参加をしております。

それから、同じく7月28日、沖縄県土木建築部行政懇談会を、読谷村のロイヤルホテル沖縄残波岬のほうで行いました。

7月29日、沖縄公庫市町村パートナーシップ推進協議会、ウェブ会議で役場のほうで行いました。

8月1日、大型MICEエリア振興に関する協議会をウェブ会議で開催しております。

8月3日、東海岸地域サンライズ推進協議会、県外視察ということで東京、神奈川を視察してまいりました。

8月8日、農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業安全祈願祭を当地、荻道のほうで行いました。

8月18日、JA北中城支店長要請がございました。

同じく8月18日、農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業進捗報告会を行っております。

8月26日、北中城村農漁村生活研究会から要請を受けておりました。公有財産の使用等での要請でありました。

8月29日、災害対策施設、体育館、避難路、道の駅等の視察を大宜味村で伺いました。

8月31日、決算監査意見書提出ということで手交を受けました。

以上です。

#### ○議長（比嘉義彦）

以上で、村長の行政報告を終わります。

#### 日程第2．議案第35号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3. 議案第36号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4. 議案第37号 令和4年度北中城村一般会計補正予算(第2号)について

日程第5. 議案第38号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第6. 議案第39号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第7. 議案第40号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第8. 議案第41号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第9. 認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10. 認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11. 認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12. 認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について

日程第13. 認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

日程第14. 議案第42号 令和3年度北中城村水道事業剰余金処分について

日程第15. 議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長(比嘉義彦)

日程第2. 議案第35号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第15. 議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分についてまでの14件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長(比嘉孝則)

では、議案第35号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第35号

北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年北中城村条例第10号）の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

国及び県の状況を考慮し、妊娠、出産、育児等と仕事との両立支援制度を充実させるため、非常勤職員の育児休業及び部分休業の要件を緩和するとともに、任命権者が講ずべき措置を定める必要があるため。

北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年北中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (削除) _____ _____</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）</u> (第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）</u> (第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p>

用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 省略

イ・ウ 省略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実

(ウ) 省略

イ・ウ 省略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(新設)

(新設)

施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備  
に関する措置

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

今回の条例改正の内容につきましては、非常勤職員、会計年度任用職員が育児休業を取得する際の要件緩和がございました。

具体的には、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止し、1年以上勤務していなくても育児休業が取得できるよう改正をします。育児休業に取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等についても付記いたしております。

それから、新たに新設として23条、24条、23

条の妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等について、24条で勤務環境の整備に関する措置が新しくうたわれております。

以上でございます。

続きまして、議案第36号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第36号

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成24年北中城村条例第8号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

沖縄振興特別措置法、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び法人税法、租税特別措置法が改正されたため、北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例





において「提出日」という。) から令和7年3月31日までの間に、沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (平成14年総務省令第42号) 第1条第2項に規定する対象施設

\_\_\_\_\_を新設し、又は増設した青色申告者等 (沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。) について、当該対象施設

\_\_\_\_\_の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地 (提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日 (以下この条において「提出日」という。) から令和7年3月31日までの間に、沖振法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産 (所得税法施行令 (昭和40年政令第96号) 第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第13条第1号から第7号までに掲げるもの (特定高度情報通信

において「提出日」という。) から令和4年3月31日までの間に、沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

\_\_\_\_\_ (平成14年総務省令第42号) 第1条第2項に規定する対象施設 (以下「特定民間観光関連施設」という。) を新設し、又は増設した青色申告者等

\_\_\_\_\_について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地

\_\_\_\_\_である土地 (提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日 (以下この条において「提出日」という。) から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備

\_\_\_\_\_であって、これを構成する減価償却資産 (所得税法施行令 (昭和40年政令第96号) 第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第13条第1号から第7号までに掲げるもの (特定高度情報通信

技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあつては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項

\_\_\_\_\_に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。）又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

（産業イノベーション促進地域における課税免除）

第5条 村長は、産業イノベーション促進地域 \_\_\_\_\_の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画 \_\_\_\_\_の提出の日（以下この条において「提出日」と

技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあつては租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項

\_\_\_\_\_に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報技術活用設備」という。）に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。）又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等

\_\_\_\_\_について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地 \_\_\_\_\_である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物 \_\_\_\_\_の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

（産業高度化・事業革新促進地域における課税免除）

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域 \_\_\_\_\_の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画 \_\_\_\_\_の提出の日（以下この条において「提出日」と

いう。) から令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する \_\_\_\_\_ 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。） であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 青色申告者等（沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。） について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該建築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

いう。) から令和4年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、 \_\_\_\_\_ 製造業等又は \_\_\_\_\_ 産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。） であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地 \_\_\_\_\_ である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋 \_\_\_\_\_ の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定は、令和4年4月1日以後に施設又は設備を新設し、改

修し、又は増設した者に係る課税免除について適用し、同日前に施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

- 3 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「新法」という。）第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した場合においては、当該施設は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 4 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に改正法第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧法」という。）第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該施設は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 5 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に旧法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

別添、新旧対照表がございます。

まずは、この用語の意義についての改正が、文言の改正がございまして、まず2条のほうで用語の意義の改正。そして、その用語のまた説明等で3条については、観光地形成促進地域の区域内に関わるもの、それから4条については、情報通信産業地域振興における課税免除と。そ

して、第5条におきましては、産業イノベーション促進地域における課税免除がうたわれております。

お目通しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

続きまして、議案第37号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について。

## 議案第37号

### 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,789,175千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		14,000	2,000	16,000
	1 地方特例交付金	14,000	2,000	16,000
13 地方交付税		1,390,000	55,428	1,445,428
	1 地方交付税	1,390,000	55,428	1,445,428
17 国庫支出金		1,487,278	185,719	1,672,997
	1 国庫負担金	1,024,228	39,069	1,063,297
	2 国庫補助金	386,908	146,650	533,558
18 県支出金		977,384	9,809	987,193
	2 県補助金	460,818	9,809	470,627
19 財産収入		50,129	704	50,833
	1 財産運用収入	50,127	704	50,831
21 繰入金		425,211	3,777	428,988
	1 特別会計繰入金	1	517	518
	2 基金繰入金	425,210	3,260	428,470

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 繰越金		20,000	299,620	319,620
	1 繰越金	20,000	299,620	319,620
23 諸収入		90,934	6,261	97,195
	3 雑入	89,333	6,261	95,594
24 村債		129,300	△5,022	124,278
	1 村債	129,300	△5,022	124,278
歳入合計		8,230,879	558,296	8,789,175

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		93,931	109	94,040
	1 議会費	93,931	109	94,040
2 総務費		1,504,840	344,501	1,849,341
	1 総務管理費	1,286,678	304,164	1,590,842
	2 徴税費	117,509	1,254	118,763
	3 戸籍住民基本台帳費	65,276	39,083	104,359
3 民生費		3,090,346	65,891	3,156,237
	1 社会福祉費	1,532,111	28,161	1,560,272
	2 児童福祉費	1,558,235	37,730	1,595,965
4 衛生費		915,165	92,163	1,007,328
	1 保健衛生費	590,070	92,163	682,233
5 農林水産業費		207,804	3,265	211,069
	1 農業費	201,337	2,999	204,336
	2 林業費	2,945	266	3,211
7 土木費		470,030	9,709	479,739
	2 道路橋梁費	91,656	4,473	96,129
	3 都市計画費	328,623	5,236	333,859
8 消防費		263,581	1,477	265,058
	1 消防費	263,581	1,477	265,058
9 教育費		1,040,741	40,210	1,080,951
	1 教育総務費	179,306	2,000	181,306
	2 小学校費	196,868	19,868	216,736
	3 中学校費	94,608	7,307	101,915
	4 幼稚園費	72,596	4,426	77,022
	5 社会教育費	277,696	1,780	279,476

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保 健 体 育 費	219,667	4,829	224,496
13 予 備 費		19,749	971	20,720
	1 予 備 費	19,749	971	20,720
歳 出 合 計		8,230,879	558,296	8,789,175

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校教育施設等整備事業債 (北中城小学校トイレ改修工事)	3,800	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができ。	3,600	変更なし	変更なし	変更なし
臨時財政対策債	107,000	財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)		102,178			
計	110,800				105,778			

概要について、詳細については副村長が説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、私から議案第37号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

まず、議案書の4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更が2件ございます。学校教育施設等整備事業債、北中城小学校トイレ改修工事に関しまして、限度額が380万円から360万円に変更、続きまして臨時財政対策債、限度額が1億700万円から1億217万8,000円へ

変更しております。いずれも起債の方法、利率、それから償還の方法につきましては変更ございません。

次に、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

議案書7ページをお願いいたします。

12款1項1目地方特例交付金200万円の補正及び13款1項1目地方交付税5,542万8,000円の補正につきましては、交付決定によるものであります。普通交付税5,451万9,000円の増につきましては、主に基準財政収入額のうち、当初見込んでおりました法人税が大幅に落ち込んだことが影響をしております。

続きまして同じページ、17款国庫支出金、1



項国庫負担金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫負担金3,906万9,000円につきましては、10月以降に実施予定の新型コロナウイルス、オミクロン株に対応しましたワクチン接種のための追加の国庫負担金となっております。

同じく17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、6節児童福祉費国庫補助金750万8,000円の補正のうち、565万円が子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）となります。「その他世帯」とは、低所得のひとり親世帯及び低所得のその他の世帯でありまして、子ども1人当たり5万円を給付するものであります。追加対象分として計上をしております。

続きまして、8ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、8節保健衛生費補助金4,000万4,000円の増につきましては、先ほどの国庫負担金と同様に、新型コロナウイルス、オミクロン株に対応しましたワクチン接種の体制確保に係る国庫補助金となります。

同じく国庫補助金、29目地方創生交付金、2節地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応）の8,983万2,000円の増につきましては、追加交付に対応するための補正であります。主な事業につきましては歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、同じページでございます。

18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費県補助金817万9,000円の増のうち、新たな県補助金として食材料費負担軽減事業県補助金150万2,000円を計上しております。これは物価高騰の影響による食材等の負担軽減を図る目的といたしまして、私立認可保育園、認可外保育園及び児童館等に対しまして、県と市町村それぞれ2分の1から4分の3を補助するものであります。村の負担分については、地方創生臨時交付金を充てておりま

す。

続きまして、9ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、7目沖縄振興特別推進交付金108万6,000円の増につきましては、昨年と同様に、新型コロナウイルスの影響により中止となった南米3か国の海外子弟青年交流事業211万4,000円を減額しまして、新たに320万円を屋宜原地区避難道路整備事業として増額しております。

続きまして、10ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、5目ふるさと応援基金繰入金326万円につきましては、ふるさと納税をしていただいた寄附金を、対象事業に充当しております。主な事業につきましては歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、22款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2億9,962万円の補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金の補正でございます。

続きまして、11ページでございます。

24款村債、1項村債、1目総務債、2節臨時財政対策債482万2,000円の減額につきましては、発行可能額確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、歳出につきましては主な補正について御説明申し上げます。

13ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費2,319万6,000円のうち、会計年度任用職員の市町村職員共済組合負担金1,513万6,000円と公立学校共済組合負担金370万円を増額補正をしております。これは主に当初予算計上不足分の補正と、年金制度改革法に伴うパートタイム会計年度任用職員等の社会保険のうち、健康保険を協会けんぽから、市町村職員共済組合へ移行することとなったものが理由でございます。

3目会計管理費、11節役務費591万4,000円につきましては、村指定金融機関へ振込手数料の

増となります。これまで支払いに係る口座等の振込手数料は発生していませんでしたが、指定金融機関との業務調整によりまして、本年度10月から振込手数料を支払うこととなりました。補正額につきましては、実績に基づく支払い見込額となっております。次に、17節備品購入費826万円の増につきましては、地方創生臨時交付金を活用した税公金収納関連の機器購入の費用となっております。

5目企画費、17節備品購入費572万円の増につきましては、地方創生臨時交付金を活用した新たな公共交通手段とするシェアサイクル実証事業で、電動アシスト自転車50台分の購入費となります。18節負担金、補助及び交付金554万円の増につきましては、路線バス運行継続支援金310万円と、次ページになります地域公共交通等継続支援金244万円となっております。これは村内を運行する路線バス事業者と個人を含むタクシー事業者を対象といたしまして、路線系統数や保有台数につき単価を決めて、交付するものであります。これも地方創生臨時交付金を活用しております。

続きまして、14ページをお願いします。

7目平和費につきましては、第7回世界のキタナカグスクンチュ大会に必要な経費といたしまして、7節報償費39万円と、13節に使用料及び賃借料41万5,000円を追加しております。世界のキタナカグスクンチュ大会につきましては、世界のウチナーンチュ大会と時期に合わせまして、11月1日火曜日に、イオンモール沖縄ライカムの1階、水槽前のグランドスクエアを会場といたしまして開催する予定でございます。

続きまして、10目防災諸費、18節負担金、補助及び交付金50万円の増につきましては、美崎自治会自主防災会、防災組織であります、の資機材等の購入に係る補助金となります。この経費につきましては、特定財源としてふるさと応援基金から50万円を充当してございます。

続きまして、15ページお願いいたします。

16目財政調整基金費1億4,981万1,000円の増につきましては、地方財政法に基づきまして、令和3年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものであります。積立て後の残高は5億7,453万9,000円となっております。

続きまして、24目公共施設整備基金費9,500万円の増につきましては、沖縄県町村土地開発公社北中城支社が保有するアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地の取得費用として積み立てるものであります。

17ページをお願いします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費3,908万3,000円の増につきましては、マイナンバーカード普及促進事業に係る補正となっております。

18節負担金、補助及び交付金3,500万円につきましては、マイナンバーカードを既に所持している村民もしくは新規にマイナンバーカードの交付を受けた村民に対しまして、5,000円分の地域通貨商品券を配布するものであります。マイナンバーカードの交付率につきましては、5月末時点で25.8%となっており、今回の普及促進事業といたしまして、マイナンバーカードの既保持者数と新規交付数を合わせて7,000人分、約40%を見込んでおります。

続きまして、18ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、8目障害者自立支援諸費、22節償還金、利子及び割引料2,201万2,000円の補正につきましては、令和3年度の障害福祉サービス費確定に伴う国・県への償還金となっております。

19ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費500万円の増につきましては、歳入のほうでも御説明いたしましたが、子ども1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）の追加対象分

となっております。次に、22節償還金、利子及び割引料1,667万6,000円の増につきましては、令和3年度の子育て世帯の臨時特別給付金及び子ども子育て交付金の確定に伴う償還金となっております。

2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金518万9,000円のうち、248万9,000円を食材料費負担軽減事業といたしまして計上しております。これは歳入のほうでも御説明しました物価高騰の影響による食材等の負担軽減を図る目的といたしまして、私立認可保育園、認可外保育園及び児童館等に対して補助するものであります。続きまして、22節償還金、利子及び割引料728万7,000円の増につきましては、令和3年度の子育てのための施設等利用料交付金の確定に伴う、国及び県への償還金となります。

続きまして、20ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健事業費1,043万7,000円の補正のうち、18節の負担金、補助及び交付金1,000万円の増につきましては、村内にある医療機関に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を支援するための補助金となっております。補助金の額につきましては、25万円から300万円まで、医療機関の病床数などに応じて区分してございます。

次に、10目新型コロナウイルス感染症対策費ワクチン接種関連でございます。7,907万3,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス、オミクロン株に対応したワクチン接種の体制確保に必要な経費でございます。これは2節の給料から、次ページの17節の備品購入費までに計上をしてございます。

22ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、12節委託料266万9,000円の増につきましては、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業における貯水池配置計画変更に必要な物件移転補償の算定及び事業計画変更資料作成のための委託料を

計上しております。

24ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料400万円の増につきましては、村道仲順屋宜原線の一部を改修するための予備設計業務といたしまして計上しております。財源といたしまして一括交付金を活用しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、18節負担金、補助及び交付金91万円の増につきましては、北中城村景観形成助成金となっております。これは北中城村全村植物公苑づくり条例に基づく助成でありまして、屋根等の瓦ぶき及び漆喰塗り替えに係る費用を助成するものであります。この助成金には特定財源といたしまして、ふるさと応援基金から90万円を充当してあります。

次に、2目土地地区画整理費、12節委託料388万3,000円の増につきましては、北中城村まちづくり実施計画修正業務となっております。これは平成26年5月に、本計画を策定しておりますが、多目的アリーナ等の施設整備変更に係る計画修正のための業務となります。

26ページをお願いします。

8款消防費、1項消防費、1目消防施設費、18節負担金、補助及び交付金147万7,000円につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、救急対応に必要な資機材を整備するものでございます。

あと27ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明をいたします。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

引き続き、教育費予算の主な内容について御説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金、補助金及び交付金、青少年姉妹町村交流事業補助金200万円につきましては、姉妹町であります岩手県葛巻町と本村の両中学生による交流事業に係る派遣費用として計上してございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助金及び交付金につきましては、修学旅行等キャンセル料補助金205万円について計上してございます。それについては、コロナ感染症の影響により修学旅行等に不参加になった児童生徒等について、保護者の負担軽減を図るため、そのキャンセル料等の補助を行う費用として計上してございます。また、同予算につきましても中学校費へ同様に計上してございます。

続きまして、同ページの9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、19節扶助費、就学継続支援給付金事業560万につきましては、コロ

ナ感染症により生活への影響が長期化している就学援助世帯の児童生徒に対し1人当たり2万円を支給する費用として計上してございます。この予算につきましても同様に中学校費へも計上してございます。

32ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食管理費、18節負担金、補助金及び交付金について、物価高騰に伴う学校給食負担軽減事業補助金308万1,000円につきましては、様々な社会情勢に起因する物価の上昇により、給食に使用する食材等も急激に高騰しております。給食費の据え置きや、通常の献立内容を維持するための経費として計上してございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

#### ○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第38号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

#### 議案第38号

#### 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

#### 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,524千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,287,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	19,517	19,518
	1 繰越金	1	19,517	19,518
12 諸収入		124,566	△16,993	107,573
	4 雑収入	124,561	△16,993	107,568
歳入合計		2,284,936	2,524	2,287,460

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		70,547	△114	70,433
	1 総務管理費	53,359	60	53,419
	2 徴税費	16,909	△174	16,735
2 保険給付費		1,418,907	3,150	1,422,057
	6 傷病手当金	441	3,150	3,591
6 保健事業費		53,562	△512	53,050
	1 保健事業費	53,562	△512	53,050
歳出合計		2,284,936	2,524	2,287,460

詳細については、担当課から御説明をいたします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第38号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の主なものについて御説明いたします。

5ページをお開きください。

事項別明細書でもって、御説明させていただきます。

まず、歳入のほうですが、11款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金、1節その他の繰越金の1,951万7,000円は、令和3年度の歳入歳出差額分を繰り越すものでございます。

その主な理由として、歳入では、調整交付金が約1億円の増、繰入金約4,500万円減、国保税が約1,400万円の減となっており、また歳

出では、保険給付費が約1,300万円増、健診の実績が増えたことによる保健事業費約700万円の増、調整交付金精算返還金約500万円の増などが挙げられます。

次に、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠陥補填収入1,699万3,000円の減につきましては、歳入歳出の調整分でございます。

次、6ページをお開きください。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、2目国民健康保険団体連合会負担金、18節負担金、補助金及び交付金の13万2,000円は、国保税未就学児均等割軽減の制度改正による国保連合会へのシステム改修費市町村負担分となっております。

8ページをお開きください。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金、18節負担金、補助金及び交付金の315万円は、新型コロナウイルスで給料の支給がない人への手当金となっております。

9ページをお開きください。

6款1項1目保健事業費、11節の1万1,000円及び12節17万9,000円は、頻回受診や重複受診などの方へ適正受診を指導するため、データから該当者を抽出し、通知する業務となっております。

以上で説明を終わります。

#### ○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第39号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

#### 議案第39号

#### 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

#### 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,115千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		184,127	764	184,891
	1 後期高齢者医療保険料	184,127	764	184,891
6 繰越金		1	1,351	1,352
	1 繰越金	1	1,351	1,352
歳入合計		224,591	2,115	226,706

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		219,883	1,597	221,480
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	219,883	1,597	221,480
3 諸支出金		622	518	1,140
	2 繰出金	1	518	519
歳出合計		224,591	2,115	226,706

詳細については、担当課から御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第39号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

5ページをお開きください。

事項別明細書で御説明させていただきます。

まず、歳入のほうですが、1款1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料、2節滞納繰越分76万4,000円の増でございますが、これは令和3年度以前の滞納繰越分の収納見込額でございます。

次に、6款1項1目1節繰越金135万1,000円

の増につきましては、令和3年度決算歳入歳出差引き残額の計上となっております。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助金及び交付金の159万7,000円の増でございますが、こちらは令和3年度の保険料の精算分となっております。

続きまして、7ページをお開きください。

3款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金、27節繰出金の51万8,000円の増でございますが、これは令和3年度の事務費等の精算分として、一般会計へ繰出しをするものでございます。

説明は、以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第40号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明を申し上げます。

議案第40号

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度北中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	567,667 千円	0 千円	567,667 千円
第1項 営業収益	537,086 千円	0 千円	537,086 千円
第2項 営業外収益	30,579 千円	0 千円	30,579 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	538,976 千円	140 千円	539,116 千円
第1項 営業費用	536,687 千円	140 千円	536,827 千円
第2項 営業外費用	1,287 千円	0 千円	1,287 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

1 ページのほうで、収益的収支のほうで支出のほうに補正予算14万円がございます。この詳



細について、担当課長のほうから御説明をいたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第40号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について。

支出、1款水道事業費用、1項営業費用14万円の増となっております。

3目総係費14万円の増で、内訳としまして20

節手数料が14万円の増となっております。これは指定金融機関が口座振込手数料を徴収しておりませんでした。9月より、口座振込方式が紙媒体による依頼書から通信回線を利用した電送方式へ変更となったことに合わせて、口座振込手数料を徴収することになったためであります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第41号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第41号

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年9月28日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業収益	365,595 千円	0 千円	365,595 千円
第1項 営業収益	119,307 千円	0 千円	119,307 千円

第2項 営業外収益	246,287 千円	0 千円	246,287 千円
第3項 特別利益	1 千円	0 千円	1 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	359,652 千円	60 千円	359,712 千円
第1項 営業費用	319,539 千円	60 千円	319,599 千円
第2項 営業外費用	39,111 千円	0 千円	39,111 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

収益的支出のほうで補正がございます。詳細については、担当課から御説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第41号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について。

支出、1款下水道事業費用、1項営業費用6

万円の増となっております。

4目総係費6万円の増で、内訳としまして、20節手数料が6万円の増で、先ほど述べましたとおり、指定金融機関への口座振込手数料となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

認定第1号

令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和4年9月28日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和3年度 北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 9,747,196,645 円  
 歳出決算額 9,373,558,998 円  
 歳入歳出差引額 373,637,647 円

令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1	村税	2,503,468,000	2,664,522,856	2,602,781,862	5,772,480	55,968,514	99,313,862
	1 村民税	930,537,000	994,886,932	965,866,226	4,630,147	24,390,559	35,329,226
	2 固定資産税	1,423,632,000	1,486,448,227	1,456,396,218	1,003,284	29,048,725	32,764,218
	3 軽自動車税	56,502,000	67,714,020	65,045,741	139,049	2,529,230	8,543,741
	4 村たばこ税	92,796,000	115,473,677	115,473,677	0	0	22,677,677
	5 特別土地保有 税	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
2	地方譲与税	35,200,000	36,375,000	36,375,000	0	0	1,175,000
	1 地方揮発油譲 与税	8,900,000	9,068,000	9,068,000	0	0	168,000
	2 自動車重量譲 与税	25,000,000	25,929,000	25,929,000	0	0	929,000
	5 森林環境譲与 税	1,300,000	1,378,000	1,378,000	0	0	78,000
3	利子割交付金	864,000	852,000	852,000	0	0	△ 12,000
	1 利子割交付金	864,000	852,000	852,000	0	0	△ 12,000
4	配当割交付金	5,059,000	5,059,000	5,059,000	0	0	0
	1 配当割交付金	5,059,000	5,059,000	5,059,000	0	0	0
5	株式等譲渡所 得割交付金	6,149,000	6,149,000	6,149,000	0	0	0
	1 株式等譲渡所 得割交付金	6,149,000	6,149,000	6,149,000	0	0	0
6	法人事業税交 付金	25,953,000	25,862,000	25,862,000	0	0	△ 91,000
	1 法人事業税交 付金	25,953,000	25,862,000	25,862,000	0	0	△ 91,000
7	地方消費税交 付金	348,468,000	348,468,000	348,468,000	0	0	0
	1 地方消費税交 付金	348,468,000	348,468,000	348,468,000	0	0	0

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
8	ゴルフ場利用 税交付金	9,147,000	9,277,732	9,277,732	0	0	130,732
	1 ゴルフ場利用 税交付金	9,147,000	9,277,732	9,277,732	0	0	130,732
9	環境性能割交 付金	2,233,000	2,118,000	2,118,000	0	0	△ 115,000
	1 環境性能割交 付金	2,233,000	2,118,000	2,118,000	0	0	△ 115,000
10	国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	75,000,000	72,810,000	72,810,000	0	0	△ 2,190,000
	1 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	75,000,000	72,810,000	72,810,000	0	0	△ 2,190,000
11	施設等所在市 町村調整交付 金	243,000,000	243,065,000	243,065,000	0	0	65,000
	1 施設等所在市 町村調整交付 金	243,000,000	243,065,000	243,065,000	0	0	65,000
12	地方特例交付 金	40,095,000	40,095,000	40,095,000	0	0	0
	1 地方特例交付 金	14,457,000	14,457,000	14,457,000	0	0	0
	3 地方税等減収 補てん臨時交 付金	25,638,000	25,638,000	25,638,000	0	0	0
13	地方交付税	1,388,343,000	1,388,589,000	1,388,589,000	0	0	246,000
	1 地方交付税	1,388,343,000	1,388,589,000	1,388,589,000	0	0	246,000
14	交通安全対策 特別交付金	2,370,000	2,985,000	2,985,000	0	0	615,000
	1 交通安全対策 特別交付金	2,370,000	2,985,000	2,985,000	0	0	615,000
15	分担金及び負 担金	79,021,000	90,651,772	89,517,432	0	1,134,340	10,496,432
	1 負担金	79,021,000	90,651,772	89,517,432	0	1,134,340	10,496,432
16	使用料及び手 数料	42,851,000	37,934,879	37,934,679	0	200	△ 4,916,321
	1 使用料	12,278,000	8,566,239	8,565,839	0	400	△ 3,712,161
	2 手数料	30,573,000	29,368,640	29,368,840	0	△ 200	△ 1,204,160
17	国庫支出金	2,620,191,000	2,413,595,404	2,402,196,300	0	11,399,104	△ 217,994,700
	1 国庫負担金	1,205,077,000	1,171,284,717	1,171,284,717	0	0	△ 33,792,283
	2 国庫補助金	1,226,394,000	1,076,776,992	1,065,377,888	0	11,399,104	△ 161,016,112
	3 委託金	188,720,000	165,533,695	165,533,695	0	0	△ 23,186,305

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
18	県支出金	1,205,875,000	1,056,418,271	1,056,418,271	0	0	△ 149,456,729
	1 県負担金	469,408,000	455,508,568	455,508,568	0	0	△ 13,899,432
	2 県補助金	704,781,000	566,010,800	566,010,800	0	0	△ 138,770,200
	3 委託金	31,583,000	34,787,557	34,787,557	0	0	3,204,557
	4 県交付金	103,000	111,346	111,346	0	0	8,346
19	財産収入	48,490,000	49,601,313	47,223,043	0	2,378,270	△ 1,266,957
	1 財産運用収入	48,488,000	48,567,255	46,188,985	0	2,378,270	△ 2,299,015
	2 財産売払収入	2,000	1,034,058	1,034,058	0	0	1,032,058
20	寄附金	251,001,000	229,218,000	229,218,000	0	0	△ 21,783,000
	1 寄附金	251,001,000	229,218,000	229,218,000	0	0	△ 21,783,000
21	繰入金	289,348,000	263,329,814	263,329,814	0	0	△ 26,018,186
	1 特別会計繰入金	330,000	329,714	329,714	0	0	△ 286
	2 基金繰入金	289,018,000	263,000,100	263,000,100	0	0	△ 26,017,900
22	繰越金	172,536,000	172,536,879	172,536,879	0	0	879
	1 繰越金	172,536,000	172,536,879	172,536,879	0	0	879
23	諸収入	104,336,000	110,733,221	110,317,633	0	415,588	5,981,633
	1 延滞金、加算 金及び過料	2,000,000	2,648,613	2,648,613	0	0	648,613
	2 村預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 雑入	102,335,000	108,084,608	107,669,020	0	415,588	5,334,020
24	村債	592,518,000	554,018,000	554,018,000	0	0	△ 38,500,000
	1 村債	592,518,000	554,018,000	554,018,000	0	0	△ 38,500,000
歳 入 合 計		10,091,516,000	9,824,265,141	9,747,196,645	5,772,480	71,296,016	△ 344,319,355

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1	議会費	90,408,000	89,511,795	0	896,205	896,205
	1 議会費	90,408,000	89,511,795	0	896,205	896,205
2	総務費	1,887,529,164	1,784,369,111	54,125,000	49,035,053	103,160,053
	1 総務管理費	1,700,267,867	1,601,035,245	54,125,000	45,107,622	99,232,622
	2 徴税费	109,238,027	106,562,400	0	2,675,627	2,675,627

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	3 戸籍住民基本 台帳費	66,677,270	65,643,267	0	1,034,003	1,034,003
	4 選挙費	9,250,000	9,098,980	0	151,020	151,020
	5 統計調査費	715,000	676,848	0	38,152	38,152
	6 監査委員費	1,381,000	1,352,371	0	28,629	28,629
3 民生費		3,766,972,500	3,458,004,194	130,740,416	178,227,890	308,968,306
	1 社会福祉費	1,777,882,500	1,604,247,276	130,740,416	42,894,808	173,635,224
	2 児童福祉費	1,989,090,000	1,853,756,918	0	135,333,082	135,333,082
4 衛生費		1,227,771,900	1,156,596,315	0	71,175,585	71,175,585
	1 保健衛生費	897,519,900	828,168,533	0	69,351,367	69,351,367
	2 清掃費	330,252,000	328,427,782	0	1,824,218	1,824,218
5 農林水産業費		300,988,000	193,513,898	102,779,864	4,694,238	107,474,102
	1 農業費	292,668,000	187,177,118	100,846,000	4,644,882	105,490,882
	2 林業費	2,491,000	2,444,220	0	46,780	46,780
	3 水産業費	5,829,000	3,892,560	1,933,864	2,576	1,936,440
6 商工費		239,156,900	210,628,426	1,121,000	27,407,474	28,528,474
	1 商工費	239,156,900	210,628,426	1,121,000	27,407,474	28,528,474
7 土木費		440,579,000	415,954,916	17,223,680	7,400,404	24,624,084
	1 土木管理費	51,878,000	50,851,501	0	1,026,499	1,026,499
	2 道路橋梁費	107,265,000	91,922,455	11,723,680	3,618,865	15,342,545
	3 都市計画費	281,436,000	273,180,960	5,500,000	2,755,040	8,255,040
8 消防費		266,653,000	262,414,192	0	4,238,808	4,238,808
	1 消防費	266,653,000	262,414,192	0	4,238,808	4,238,808
9 教育費		1,394,338,300	1,333,459,474	6,500,000	54,378,826	60,878,826
	1 教育総務費	161,373,000	156,735,311	0	4,637,689	4,637,689
	2 小学校費	472,687,380	460,914,339	6,500,000	5,273,041	11,773,041
	3 中学校費	88,540,000	84,918,974	0	3,621,026	3,621,026
	4 幼稚園費	62,931,000	60,671,165	0	2,259,835	2,259,835
	5 社会教育費	374,879,000	343,951,859	0	30,927,141	30,927,141
	6 保健体育費	233,927,920	226,267,826	0	7,660,094	7,660,094
10 災害復旧費		19,845,000	19,393,000	0	452,000	452,000
	1 農林水産業施 設災害復旧費	19,844,000	19,393,000	0	451,000	451,000

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	2 公共土木施設 災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
11 公債費		450,271,000	449,713,677	0	557,323	557,323
	1 公債費	450,271,000	449,713,677	0	557,323	557,323
12 諸支出金		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 普通財産取得 費	2,000	0	0	2,000	2,000
13 予備費		7,001,236	0	0	7,001,236	7,001,236
	1 予備費	7,001,236	0	0	7,001,236	7,001,236
歳 出 合 計		10,091,516,000	9,373,558,998	312,489,960	405,467,042	717,957,002

歳入歳出差引残額 373,637,647 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は  
 歳入歳出差引歳入不足額 0 円  
 このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和3年度の北中城村一般会計歳入歳出決算については、歳入決算額97億4,719万6,645円、歳出決算額93億7,355万8,998円、差引き3億7,363万7,647円でございます。

決算の詳細については、副村長から御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、私から北中城村一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

決算書、お手元の決算書の前に添付してございます資料ですね、令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算書、主要施策の成果説明書が添付してございます。これを読み上げながら説明を申し上げます。

令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算につきまして、資料の4ページございます。

決算収支の状況でございます。

一般会計の決算規模は、歳入総額97億4,719万7,000円、歳出総額93億7,355万9,000円となっております。前年度に比べまして、歳入が19億4,271万3,000円、16.6%、そして歳出が21億4,381万5,000円、18.6%、それぞれ減となりました。

歳入歳出差引き額は3億7,363万8,000円となり、実質収支が3億1,962万1,000円、単年度収支が1億6,544万1,000円、実質単年度収支が2億16万9,000円となっております。

予算の執行状況についてであります。

歳入予算の執行率は96.6%、対前年度比較でいきますと0.4ポイントの減となっております。

歳出予算の執行率は92.9%となっておりまして、対前年度比較で2.7ポイントの減となっております。

続きまして、5ページでございます。

歳入につきましては、自主財源の柱であります村税が前年度に比ばまして1億2,935万7,000円、約5%の減となっております。これは主に法人村民税申告件数の減と、大型企業の合併によりまして、法人住民税が減となった影響によるものであります。一方、地方特例交付金は、市町村分の個人住民税減収補填特例交付金の影響により前年度に比べ2,603万5,000円、約185%の増となっております。地方交付税は、令和2年度の国勢調査の確定値（人口の増）が反映されたことに加え、臨時財政対策償還基金分交付の影響によりまして1億9,194万3,000円、約16%の増となっております。

その他の増減が大きい項目を見ますと、国庫支出金が令和2年度のみ実施いたしました特別定額給付金事業が完了した影響で大幅に減となりました。県支出金は、県の一括交付金を活用した公営墓地整備事業の完了と、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業の一部が完了した影響で減となりました。また、村債の減は、役場第一庁舎改築事業、外構工事を除くものでありますけれども、これが完了したことによるものです。

続きまして、歳出の状況であります。

6ページから7ページにかけてでございます。

目的別の歳出の主な増減と前年度比較につきましては、総務費が特別定額給付金や役場第一庁舎改築事業が完了したことにより約56%の減となっております。民生費は、新型コロナウイルス感染症対応の生活支援策として実施した子育て世帯への臨時給付金事業と住民税非課税世帯などの臨時給付金事業の影響で約10%の増となっております。農林水産業費は、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業の一部完了によりま

して約38%の減となっております。商工費は、令和2年度から、地方創生臨時交付金を活用してきました新型コロナウイルス対応中小企業支援事業の縮小などによりまして約20%の減となっております。

性質別の歳出の主な増減と前年度比較につきましては、扶助費が子育て世帯への臨時給付金事業と住民税非課税世帯等臨時給付金事業の影響で約32%の増となっております。普通建設事業費は、役場第一庁舎改築事業、安谷屋第2地区かんがい施設工事、公営墓地整備事業等の大型事業完了の影響で、約36%の減となっております。補助費などにつきましては、特別定額給付金事業の完了や社会福祉法人への保育所等整備補助事業の完了の影響で、約59%の減となっております。繰出金は、国保会計への繰出金の減や、下水道事業会計への繰出し区分変更（繰出金から補助費等へ変更）の影響で、約27%の減となっております。

次、8ページをお願いします。

自主財源と依存財源についてでございます。

村税等の自主財源の総額は35億775万3,000円、自主財源比率は35.99%で、前年度に比ばまして4億1,393万4,000円、10.55%の減となっておりますが、自主財源比率は2.44ポイントの増となっております。また、地方交付税や国庫支出金等の依存財源の総額は62億3,944万4,000円、依存財源比率は64.01%で、前年度に比ばまして15億2,877万9,000円、19.68%の減となっております。

次に、一般財源と特定財源の状況でございます。

一般財源の総額は57億2,226万8,000円、一般財源比率58.71%で、前年度に比ばまして5,082万6,000円、0.9%の増となりました。また、特定財源の総額は40億2,492万9,000円、特定財源比率は41.29%で、前年度に比ばまして19億9,353万9,000円、33.12%の減となっております。



す。

続きまして、9ページでございます。

将来にわたる財政負担の状況についてでございます。

令和3年度末の地方債現在高は52億4,359万1,000円で、前年度末より1億2,687万円の増となっております。これは令和3年度中、借入金償還額を上回ったことによるものでございます。

また、令和4度以降の債務負担行為に係る支出予定額は21億7,638万8,000円となっております。主な内訳といたしまして、沖縄県土地開発公社北中城支社所有のサウスプラザ地区用地取得費4億3,994万9,000円、アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得費5億3,418万8,000円となっております。

次に、積立金現在高の状況についてでございます。

積立金の令和3年度末現在高は14億1,515万円で、前年度末より1億8,352万7,000円増加しました。その主な要因は、地方交付税として交付されました臨時財政対策償還基金分、令和3年度分のみであります。に係る減債基金8,694万5,000円の増と、ふるさと応援基金9,818万1,000円の増となったことなどによります。全体といたしましては、基金積立額が取崩し額を上回りました。

次に、10ページでございます。

主な財政指標についてでございます。

実質収支比率が6.9%、公債費負担比率が7.8%、財政力指数が0.67、経常収支比率が81.6%となっております。実質収支比率が前年度に比べ3.3ポイント増となっておりますが、これは国・県補助事業の歳出決算額と実績報告の差額により歳入が多くなったことにより増となっております。

財政力指数は、前年度に比べ0.02ポイント下がっておりますが、これは令和3年度の基準財政需要額が増となったことによる影響となっております。

経常収支比率は、前年度と同じ比率となっておりますが、引き続き経常経費の抑制と一般財源収入増に努める必要があります。

財政健全化法に基づく指標は、実質赤字・連結実質赤字につきましてはございません。実質公債費比率、将来負担比率はともに早期健全化基準を大きく下回っておりまして、健全な状態となっております。

続きまして、11ページ以降は、令和3年度の主要施策の成果の説明となっておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

私からは以上でございます。

#### ○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

#### 認定第2号

#### 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和4年9月28日 提出

## 令和3年度 北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 2,199,963,419 円

歳出決算額 2,180,445,451 円

歳入歳出差引額 19,517,968 円

## 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 国民健康保険 税		394,240,000	447,835,897	393,421,550	2,832,774	51,581,573	△ 818,450
	1 国民健康保険 税	394,240,000	447,835,897	393,421,550	2,832,774	51,581,573	△ 818,450
2 一部負担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 一部負担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 分担金及び負 担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 使用料及び手 数料		267,000	422,300	422,300	0	0	155,300
	1 手数料	267,000	422,300	422,300	0	0	155,300
5 国庫支出金		827,000	826,000	826,000	0	0	△ 1,000
	2 国庫補助金	827,000	826,000	826,000	0	0	△ 1,000
6 県支出金		1,503,911,000	1,520,967,000	1,520,967,000	0	0	17,056,000
	1 県負担金・補 助金	1,503,910,000	1,520,967,000	1,520,967,000	0	0	17,057,000
	2 財政安定化基 金支出金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
8 財産収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
10 繰入金		278,483,000	278,482,666	278,482,666	0	0	△ 334
	1 他会計繰入金	278,482,000	278,482,666	278,482,666	0	0	666
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
11 繰越金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000

## 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
12 諸収入		104,640,000	5,843,903	5,843,903	0	0	△ 98,796,097
	1 延滞金、加算 金及び過料	360,000	457,400	457,400	0	0	97,400
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 雑入	104,278,000	5,386,503	5,386,503	0	0	△ 98,891,497
13 市町村債		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財政安定化基 金貸付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		2,282,373,000	2,254,377,766	2,199,963,419	2,832,774	51,581,573	△ 82,409,581

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	予算現額と支出 済額との比較 A-B
1 総務費		67,623,000	65,756,861	0	1,866,139	1,866,139
	1 総務管理費	51,530,000	50,360,501	0	1,169,499	1,169,499
	2 徴税费	15,797,000	15,176,860	0	620,140	620,140
	3 運営協議会費	56,000	21,500	0	34,500	34,500
	4 趣旨普及費	240,000	198,000	0	42,000	42,000
2 保険給付費		1,422,141,000	1,355,206,057	0	66,934,943	66,934,943
	1 療養諸費	1,184,668,000	1,158,314,362	0	26,353,638	26,353,638
	2 高額療養費	215,331,000	185,001,425	0	30,329,575	30,329,575
	3 移送費	101,000	0	0	101,000	101,000
	4 出産育児一時 金	21,000,000	11,170,108	0	9,829,892	9,829,892
	5 葬祭費	600,000	580,000	0	20,000	20,000
	6 傷病手当金	441,000	140,162	0	300,838	300,838
3 国民健康保険 事業費納付金		681,276,000	681,274,676	0	1,324	1,324
	1 医療給付費分	501,582,000	501,581,316	0	684	684
	2 後期高齢者支 援金等分	128,155,000	128,154,707	0	293	293
	3 介護納付金分	51,539,000	51,538,653	0	347	347
4 共同事業拠出		1,000	0	0	1,000	1,000

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
金	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		51,275,000	48,806,666	0	2,468,334	2,468,334
	1 保健事業費	51,275,000	48,806,666	0	2,468,334	2,468,334
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公債費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 広域化等支援基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 諸支出金		16,053,000	15,855,939	0	197,061	197,061
	1 償還金及び還付加算金	16,053,000	15,855,939	0	197,061	197,061
10 予備費		30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
	1 予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
15 前年度繰上充 用金		14,000,000	13,545,252	0	454,748	454,748
	1 前年度繰上充 用金	14,000,000	13,545,252	0	454,748	454,748
歳 出 合 計		2,282,373,000	2,180,445,451	0	101,927,549	101,927,549

歳入歳出差引残額 19,517,968 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は  
 歳入歳出差引歳入不足額 0 円  
 このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和3年度の北中城村の国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、まず歳入決算額といたしまして21億9,996万3,419円、歳出決算額で21億8,044万5,451円、差引き額として

1,951万7,968円でございます。

詳細については、担当課長から御説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

### ○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

私のほうでは、この決算書とそこに一緒につづつてあります令和3年度の北中城村国保保険事業の主要施策の成果、その他予算執行の実績についてを併せて御参考ください。

まず、決算書の242ページ、243ページをお開きください。

決算額の主な内容について歳入歳出決算事項別明細書で御説明をいたします。

歳入、1款国民健康保険税でございますが、歳入総額の17.9%を占めており、調定額が4億4,783万5,897円に対し、収入済額が3億9,342万1,550円となっております。対前年度比で見ますと1,447万5,501円の減収となっております。

保険税の収納率につきましては、今年度は全体で87.85%となり、前年度の88.13%に対し0.28%の減となっています。また、時効によりまして283万2,774円が不能欠損となっております。

減収の主な理由といたしましては、令和2年度に増加しておりました不動産・株式等の譲渡所得の減少が見られます。

また、不納欠損の主な理由といたしましては、死亡や転出、所在不明による職権削除の方々の影響によるものです。

次に、244ページ、45ページをお開きください。

5款国庫支出金でございますが、収入済額が82万6,000円で、前年度より417万7,000円の減となっております。これは令和2年度に交付のあった国保制度改正に伴うシステム改修に対する補助金が終了したためでございます。

続きまして6款県支出金でございますが、収入済額が15億2,096万7,000円で、歳入総額に占

める構成比が69.2%となっております。前年度との比較では1億166万9,350円、7.2%の増となっております。これは、主に普通調整交付金が約8,500万円の増となり、特別調整交付金が約1,600万円増となったことによるものでございます。

次に、246ページ、47ページをお開きください。

10款繰入金でございますが、収入済額が2億7,848万2,666円で、歳入総額に占める構成比は12.6%となっております。前年度との比較では4,476万3,721円、13.8%の減となっております。

主な理由といたしまして、その他一般会計の繰入金4,000万円の減、財政安定化支援事業繰入金約1,090万円の減及び保険基盤安定繰入金の約600万円の増となっております。

次に、250、51ページをお開きください。

一番下のほうにございます歳入合計でございますが予算現額が22億8,237万3,000円に対し、収入済額が21億9,996万3,419円、執行率は96.4%となっており、前年度に対し4,050万8,269円、1.88%の増となっております。

続きまして、256、57ページをお開きください。

歳出の主なものを御説明いたします。

2款保険給付費でございますが、支出済額が13億5,520万6,057円、歳出総額に占める構成比が62.3%となっており、前年度に対しまして1,339万2,789円、1.0%の増となっております。こちらといたしましては、レセのほうで100万円以上の高額レセの金額、件数ともにほぼ令和2年度と変わりませんが、100万円以下のほうが件数、金額の増加が見られ、令和2年度に見られた受診控えが減ってきたものと予想されます。

次に、260ページ、61ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金でございます

が、支出済額が6億8,127万4,676円、歳出総額に占める構成比は31.2%となっております。前年度68万1,120円、0.09%の減となっております。これは県全体の医療費推計から、年齢調整後の医療水準や所得水準等を考慮した市町村ごとの納付金となっており、県からの通知によるものでございます。

次に、6款保健事業費でございますが、4,880万6,666円で、歳出総額に占める構成比は2.2%となっております。前年度より713万6,178円、17.1%の増となっております。

増の理由といたしまして、人件費の増及び特定健診受診者が増えたことによる委託料の増に

よるものとなっております。

次に、266、267ページをお開きください。

一番下の段の歳出合計を御覧ください。

予算現額22億8,237万3,000円に対しまして、支出済額が21億8,044万5,451円で、執行率は95.5%となっております。また、前年度の支出済額21億7,300万402円に比べ、744万5,049円、0.3%の増となっております。

私からは以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

認定第3号

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度 北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	223,591,612 円
歳出決算額	222,240,159 円
歳入歳出差引額	1,351,453 円

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入済額との比較 C-A
---	---	-----------	----------	-----------	------------	------------------	----------------------

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 後期高齢者医 療保険料		181,881,000	182,820,430	181,830,433	406,666	583,331	△ 50,567
	1 後期高齢者医 療保険料	181,881,000	182,820,430	181,830,433	406,666	583,331	△ 50,567
2 使用料及び手 数料		2,000	52,200	52,200	0	0	50,200
	1 手数料	2,000	52,200	52,200	0	0	50,200
4 寄付金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 繰入金		38,369,000	38,369,077	38,369,077	0	0	77
	1 一般会計繰入 金	38,369,000	38,369,077	38,369,077	0	0	77
6 繰越金		2,635,000	2,634,920	2,634,920	0	0	△ 80
	1 繰越金	2,635,000	2,634,920	2,634,920	0	0	△ 80
7 諸収入		8,000	704,982	704,982	0	0	696,982
	1 延滞金、加算 金及び過料	2,000	16,600	16,600	0	0	14,600
	2 償還金及び還 付加算金	2,000	688,382	688,382	0	0	686,382
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 貸付金元利収 入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	5 雑入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
歳 入 合 計		222,896,000	224,581,609	223,591,612	406,666	583,331	695,612

## 歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1 総務費		2,712,000	2,244,207	0	467,793	467,793
	1 総務管理費	943,000	876,381	0	66,619	66,619
	2 徴収費	1,769,000	1,367,826	0	401,174	401,174
2 後期高齢者医 療広域連合納 付金		219,132,000	219,132,000	0	0	0
	1 後期高齢者医 療広域連合納 付金	219,132,000	219,132,000	0	0	0
3 諸支出金		952,000	863,952	0	88,048	88,048

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	1 償還金及び還付加算金	621,000	534,238	0	86,762	86,762
	2 繰出金	331,000	329,714	0	1,286	1,286
4 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		222,896,000	222,240,159	0	655,841	655,841

歳入歳出差引残額 1,351,453 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は  
 歳入歳出差引歳入不足額 0 円  
 このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和3年度の北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が2億2,359万1,612円、歳出決算額が2億2,224万159円、差引き額が135万1,453円でございます。

詳細については、担当課から御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

決算書のほうと別添の令和3年度の北中城村後期高齢者医療保険事業の主要施策の成果、その他予算執行の実績についてを併せて御参照ください。

それでは、認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書の273ページ、274ページをお開きください。

決算額の主な内容について、歳入歳出事項別

明細書で御説明をいたします。

歳入の主なものといたしまして、1款後期高齢者医療保険料が歳入全体の81.32%を占め、調定額1億8,282万430円に対し、収入済額が1億8,183万433円となっております。前年度に対しまして223万682円、1.24%の増となっております。これは主に年齢到達による新規加入者の方の不動産や年金収入等の所得が多いことによるものでございます。

保険料収納率につきましては、特別徴収、普通徴収を合わせた現年度の徴収率が99.77%と前年度の99.53%に比べ、0.24%の増になりました。また、滞納繰越分を合わせた全体分では、現年度分の徴収率が99.46%、前年度の99.28%に比べ0.18%の増となっております。

次に、5款繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額3,836万9,077円、歳入総額に占める構成比は17.16%となっております。前年度に対し74万4,651円、1.92%の増となっておりますが、こちらの理由といたしましては、まず



事務費繰入金が36万3,000円の増となっております。被保険者の増による印刷製本費の増及びこれまで庁内で印刷及びはがきを圧着していたものの廃止により、外部へ委託することによるものです。また、保険基盤安定繰入金が35万7,651円の増ですが、こちらは均等割軽減対象人数の増によるものとなります。

次に、277、278ページをお願いします。

一番下のほうの歳入合計でございますが、予算現額が2億2,289万6,000円に対し、収入済額が2億2,359万1,612円で、収入率は100.3%、前年度に比べ417万4,203円、1.90%の増となっております。

続きまして、279ページ、280ページをお開きください。

歳出の主なものといたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出

済額が2億1,913万2,000円で、歳出総額の98.6%を占めております。前年度に対し493万3,026円で、2.3%の増となっております、これは新規加入者の保険料増加に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増であります。

次に、281ページ、282ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。

歳出合計でございますが、予算現額2億2,289万6,000円に対し、支出済額が2億2,224万159円で、前年度に比べ545万7,670円、2.5%の増となっております。

以上でございます。

#### ○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

#### 認定第4号

#### 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度北中城村水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出

北中城村長 比嘉孝則

決算の詳細については、担当課長から御説明をいたします。

#### ○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

#### ○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、私のほうから認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

決算書のほうはお開きでしょうか。13ページをお願いします。

一般会計の決算書とは別になります。一般会計の決算書の後に、令和3年度歳入歳出決算の審査員意見書の提出についてというのがありまして、その後ですね。

よろしいでしょうか。

それでは、御説明いたします。

13ページをお開き願います。

事業の概況といたしまして、令和3年度における給水戸数は7,668戸で、前年度に比べ101戸の増、給水人口は1万7,865人、前年度に比べ59人増で、普及率は100%となっております。

年間配水量は269万5,924立方メートルで、うち民間232万7,507立方メートル、基地36万8,417立方メートルとなっており、前年度に比べ2万5,972立方メートル減、うち民間1万6,915立方メートル減、基地9,057立方メートル減となっております。

有収水量は256万3,218立方メートルで、有収率は95.08%で、前年度に比べ1.53ポイント増となっております。

財政状況といたしまして、収益的収入が5億3,974万9,519円で、前年度に比べ3%減、これに対し収益的支出は4億8,827万8,716円で、前年度に比べ0.97%減、5,147万803円の純利益となっております。

資本的収支については、資本的収入102万4,100円に対し、資本的支出6,186万1,981円で、収支不足額6,083万7,881円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額、減債積立金で補填いたしました。

主な事業としまして、和仁屋地区配水管布設工事及び剣道宜野湾北中城線道路改良に伴う配

水管移設工事のほか、水質検査を前年度同様実施しております。

経営に関する指標としまして、令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は110.76%、前年度比2.46ポイント減となっており、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は106%、前年度比3.21ポイント増となっており、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は56.59%、前年度比1.16ポイント増、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は0.61%、前年度比0.01ポイント減となっております。また、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.29%、前年度比0.1ポイント減となっております。これはまだ更新需要のピークを迎えていないためであり、将来更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

#### ○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

#### 認定第5号

#### 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度北中城村下水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

詳細については、概要等について担当課から御説明いたします。

**○議長（比嘉義彦）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（伊佐秀樹）**

それでは、認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

11ページをお開き願います。

事業の概況といたしまして、令和3年度における汚水処理個数は2,762戸で、前年度に比べ171戸増、使用人口は8,115人で、前年度に比べ197人増で、下水道普及率は63.3%、水洗化率71.7%となっております。

また、年間の総汚水処理量は140万5,097立方メートル、前年度に比べ2万313立方メートル、1.5%増となっております。

財政状況といたしまして、収益的収入が3億5,708万5,535円で、前年度比4.63%減で、これに対し収益的支出が3億3,330万2,100円、前年度比2.67%増で、2,378万3,435円の純利益となっております。

資本的収支については、資本的収入2億3,200万円に対し資本的支出2億6,700万5,511円で、収支不足額3,500万5,511円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継ぎ金で補填しております。

補助事業による工事については、公共下水道島袋汚水枝線工事（第30工区）延長260メートルを実施しました。

また、島袋浸水対策事業としまして、5号調

整池整備に向け、仮設調整池付近の用地2筆を買収し、地盤改良予定付近の磁気探査を実施しました。

その他、住宅建築等に合わせて9件の公共まです設置工事を実施しております。

経営の状況の指標としまして、経常収支比率は、前年度の収支で費用をどの程度賄えているかを表す指標で、令和3年度は2,378万3,000円の純利益を計上し、経常収支比率が前年度比8.29ポイント減の107.14%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、経費回収率は、下水道使用料で賄うべき経費をどの程度使用料で賄えるかを表す指標で、この指標が100%を超えることが望ましいですが、前年度比3.53ポイント減の68.6%となり、今後、使用料の適正化や水洗化向上に向けて取り組んでまいります。

資産に関する指標としまして、管渠老朽化率は法定耐用年数50年を超えた管渠延長の割合を示す指標ですが、本村の下水道事業は供用開始から24年を迎え、管渠老朽化率はゼロ%となっております。今後も管路点検やストックマネジメント計画に基づいて、計画的に施設更新を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

**○村長（比嘉孝則）**

続きまして、議案第42号 令和3年度北中城村水道事業剰余金処分について御説明申し上げます。

議案第42号

令和3年度北中城村水道事業剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度北中城村水道事業剰余金処分の議決を求めます。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度 北中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,796,175,381	678,260,686	68,551,986
議会の議決による処分類	8,469,645	0	△ 63,469,645
建設改良積立金の積立	0	0	△ 50,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 5,000,000
資本金への組入れ	8,469,645	0	△ 8,469,645
処分後残高	1,804,645,026	678,260,686	(繰越利益剰余金) 5,082,341

別添、令和3年度北中城村水道事業剰余金処分計算書を添付してございます。資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金、当該年度末残高から処分後の残高の明細でございます。

この詳細について担当課のほうから御説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第42号 令和3年度北中城村水道事業剰余金処分について御説明いたします。

表を御覧ください。

未処分利益剰余金6,855万1,986円のうち、建設改良積立金として5,000万円、利益積立金として500万円、資本金への組入れとして846万9,645円、翌年度への繰越利益剰余金として508万2,341円を処分したく上程いたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について御説明申し上げます。

議案第43号

令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度北中城村

下水道事業剰余金処分の議決を求めます。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度 北中城村下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	240,629,205	74,617,615	23,783,435
議会の議決による処分類	0	0	△ 23,783,435
減債積立	0	0	0
建設改良積立金の積立		0	△ 23,783,435
利益積立金の積立	0	0	0
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	240,629,205	74,617,615	(繰越利益剰余金) 0

別添、令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分計算書を添付してございます。

詳細について、担当課から御説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、御説明いたします。

議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について御説明いたします。

表を御覧ください。

未処分利益剰余金2,378万3,435円のうち、全額建設改良積立金として2,378万3,435円を処分したく上程いたします。

以上です。

日程第16. 報告第6号 令和3年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第16. 報告第6号 令和3年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第6号 令和3年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について、御説明申し上げます。

報告第6号

令和3年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

### 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.6	53.7
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結赤字額がないことを表す。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率、全てにおきまして基準の枠内でございまして、良好な状況だと考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第17. 報告第7号 令和3年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第17. 報告第7号 令和3年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第7号 令和3年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について御説明します。

報告第7号

令和3年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

資金不足比率

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

資金不足比率、資金不足がない状況でございます。経営健全化基準の枠内に納まっていると考えます。監査の意見につきましては、良好な状況だということでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第18. 報告第8号 令和3年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第18. 報告第8号 令和3年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第8号 令和3年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告についての報告について御説明申し上げます。

報告第 8 号

令和 3 年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和 4 年 9 月 28 日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

資 金 不 足 比 率

比率名	令和 3 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

別紙、資金不足比率。資金不足がないもの  
ございまして、経営健全化基準20%の枠内に納  
まっております。監査の意見につきましても良  
好ということでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わ  
ります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第 19. 報告第 9 号 令和 3 年度沖縄県  
町村土地開発公社事業報告及び  
決算報告書について

○議長（比嘉義彦）

日程第19. 報告第9号 令和3年度沖縄県  
町村土地開発公社事業報告及び決算報告書  
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第9号 令和3年度沖縄県町村土地開  
発公社事業報告及び決算報告書について御  
説明申し上げます。

報告第 9 号



令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出いたします。

令和4年9月28日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

24ページをお開きいただきたいと思います。

北中城村に関する公社の状況でございます。

24ページのまず上の令和3年度公有用地明細表ということで、北中城村におきましては4番、5番でサウスプラザ地区用地とアワセゴルフ場跡地・健康スポーツ交流施設用地取得事業ということでございます。それにつきまして前年度繰越残高といたしまして4億3,354万2,861円、これがサウスプラザ地区です。これにつきまして本年度の経費等についてです。関連費として1,870円、それから支払い利息として125万4,639円、本社事務費として220万2,205円、合計345万8,714円、そして次年度に繰越額として4億3,700万1,575円でございます。

続きまして、5番目のアワセゴルフ場跡地・健康スポーツ交流施設用地取得事業についてですけれども、これにつきましては支払い利息として71万9,530円でございます。そして、次年度に繰越額といたしまして5億3,418万6,157円でございます。合計で、次年度の繰越額といたしましては9億7,118万7,732円となります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時48分 散会

## 令和4年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年9月30日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年9月30日 午前11時37分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和4年9月30日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第35号	北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第36号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一 部を改正する条例について	〃
3	議案第37号	令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について	〃
4	議案第38号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）について	〃
5	議案第39号	令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）について	〃
6	議案第40号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）につ いて	〃
7	議案第41号	令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）に ついて	〃
8	認定第1号	令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	質疑、委員会付託
9	認定第2号	令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
10	認定第3号	令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	〃
11	認定第4号	令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
12	認定第5号	令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
13	議案第42号	令和3年度北中城村水道事業会計剰余金処分について	〃
14	議案第43号	令和3年度北中城村下水道事業会計剰余金処分について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第35号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第35号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

議案第35号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、2ページお聞きしたいと思います。

2ページの24条の中に職員に対する育児休業に関わる研修の実施とありますけれども、内容について具体的にお聞かせください。

それから、次ページの3ページですけれども、（2）で、育児休業に関する相談体制の整備というのがあるんですけれども、既に会計任用職員もいらっしゃるのでは整備はできているのかなと思いますけれども、例えば、職員がやっぱり妊娠、出産については相談員が男性だと聞きづらいつらいつらとか、そういうのもあると思うんですけれども、そういう配慮はできているのか。それを相談体制と言っていますけれども、専門の相談員なのか、あるいは上司なのか、あるいはまた役場にいらっしゃるその任用を活用しての相談体制なのかをお聞かせください。

それから、（3）のその他育児休業に関わる勤務環境の整備に関する措置というのがあるんですけれども、それについても具体的にお聞かせをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ただいまの喜屋武すま子議員の質問にお答えします。

まず、（1）の職員に対する育児休業に関する研修の実施についてですが、現在、具体的にどのような研修があるかというのはまだ決められてございません。

この制度自体が今年度スタートした制度でございますので、恐らく研修期間あたりで開催される研修を取り入れていくものと考えております。

（2）育児休業に関する相談員体制の整備、これ現在でも実質的に構築されてございます。総務課職員係の女性職員を中心にそういった相談があれば対応させていただいております。

（3）その他育児休業に関する勤務環境の整備に関する措置に関しては、そういった相談などがあれば、現在勤務されている現課において、その現課の管理者と併せて、そういった情報提供を行いながらそういった育児休業が取りやすい環境整備に努めていくということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

大体分かりました。

それで、やはり今、育児休業に対する相談体制なんかも、やはり女性ですので男性に相談しにくいとか言いづらいつらいつらとか、そういうのがあるので、今の体制でよろしいかと思えます。やっぱり女性の場合には、女性が相談してなされたほうがいいのかと思っております。

それから、環境整備に関しては、具体的にまだまだちょっと分かりづらいつらいつらありますが、いろいろこれからまた個別によって出てくる可能性もありますので、ぜひきめ細か

な制度にしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第35号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第36号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 議案第36号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第36号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第37号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第37号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

初めまして、よろしくお願ひします。

まず、ページ、13ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、17節備品購入費でシェアサイクル実証事業572万円ありますが、電動アシスト自転車50台購入ということですが、内容を詳しく知りたいです。

次、ページ、17ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目18節の負担金補助及び交付金のマイナンバーカード普及促進事業負担金3,500万円、5,000円の7,000人分ということですが、交付日はいつからで先着順なのでしょうか。

続きまして、ページ、25ページ、7款土木費、3項都市計画費、2目土地区画整理費、12節委託料の北中城村まちづくり実施計画修正業務アーリーナ関連388万3,000円とは、どのような修正なのでしょう。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（仲本正一）**

比嘉議員の御質問にお答えします。

まず、私のほうから、13ページ、2款1項5目17節の備品購入費のシェアサイクルの実証事業の内容ですが、電動自転車を今50台と、その自転車を置くスタンドを65台を今予定はしていますがけれども、若干今、自転車の数とこのスタンドの数をどうしたほうがいいのか、ここ今調整で増減する可能性がありますけれども、内容としては、新たな生活様式の移動手段として、公共交通のバス停とかバスとか通っていない地域といろいろ連動することによって、いろいろまた模索できるのかなというのが1点。

ただ一番大きいのは、この自転車を近隣の宜野湾、中城が導入済みであります。我々がやる

ことによって、この自転車を持って近隣、中城に行ったり、宜野湾に行ったりということもできますし、今の沖縄市、西原、与那原、南風原も、その検討に入っていますので、もしこれが実現すると中部のある程度の自転車サイクルが回っていくというふうなことで、まずは実証実験で試してみたいということで、今回載せてあります。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

まず、このマイナンバーカードの配付の対象者が、1枠に北中城村に住民登録がある者のうち、令和4年10月31日現在、マイナンバーカードを既に取得している者、そして、2番目に北中城村に住民登録がある者のうち、令和4年11月1日から令和5年1月31日までの間にマイナンバーカードを取得した者、3番目に他の市町村でマイナンバーカードを取得し、令和4年11月1日から令和5年1月31日までに北中城村に転入届及びマイナンバーカードの住所情報更新手続を実施した者でございまして、配付の方法がまず対象者の北中城村に住民登録がある者のうち、令和4年10月31日現在、既に取得している者については、11月中旬以降に準じ自宅に郵パックで送付いたします。

あとの2番、3番については交付時、または転入届時に住民生活課窓口にて配付を行います。

予算ですが、今7,000人を予定していますがけれども、今実際、北中城が約5,000名ぐらいが取得しております。そういう中で、これはまた予算との調整になってくると思います。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

それでは、私のほうから、25ページの北中城村まちづくり実施計画修正業務の修正内容についてお答えいたします。

この事業は、これまで多目的アリーナというふうに通称呼んでおりましたけれども、この多目的アリーナの用地が、用地交渉が難航いたしましてこれまで中断している状況がございました。そのため、今回、未買収用地については、新たな取得をもう断念すると。もう既に取得済みの範囲の中で建設を進めるという方向になりました。

そのため、従来、その当初の計画ではプロのバスケットボールが実施できるぐらいのそのホールが確保できていたんですけれども、規模を縮小することになりまして、ホール部分が大幅に縮小することになります。

そうしたときに、どのような内容の活用ができるのかということで、実施内容を大幅に見直しをするというところで今回修正を行うというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

1点だけ、自転車の場合は、保険とか全部入っているのかなという確認だけ。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

御質問にお答えします。

保険等については、この委託業者が全部入ることになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1点ですが、15ページの24目公共施設設備基

金費、補正が大分9,500万上がっていますけれども、その内容を説明いただければと思います。できれば、具体的にお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉義弘議員の御質問にお答えします。

15ページ、2款1項24目の積立金ですね。公共施設整備基金積立金9,500万ですが、歳入歳出の余った剰余金の半分は財調に積むことの決まりがあります。

その残った分をどこに積むかということを考えて場合に、今、公共施設、ほぼ積立を持っていませんので、今、村立体育館用地が、昨日もありましたけれども、土地代が約5億ぐらい払わないといけないというのがありますので、ぜひここに積立して、少しでも早めに返していきたいなということで、今回ここに計上してあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私の勘違いなのかなと思ったんです。これは、修繕費に使うのかなと思ったんですが、そういったことではないわけですね。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

修繕費ではなくて、公共を建てた場合とか、今回は土地をどうしても買い戻したいということがあったものですから、買うという目的の中で今回積立をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

上間堅治議員。

## ○ 9 番（上間堅治議員）

それでは、私のほうから質問させてもらいます。

まず、歳入のほうからです。

9 ページ、19 款 1 項 1 目 1 節土地建物貸付収入、この時期での貸付収入の補正ですけれども、新しい貸付物件があって収入が発生したのか、どこの収入なのかお聞かせください。

続いて、歳出のほうです。

13 ページ、2 款 1 項 1 目 17 節備品購入費、シェアサイクル実証実験の明細は聞いていますけれども、これ実証実験ということですが、他市町村もやっている。それにつなげたいということなんですけれども、そのほかの市町村も実証実験なのか、それとも、もう実証実験じゃなくて既に事業化されてしっかり運営されているのか、そこにつなげていくつもりなのか、その辺をお聞かせください。

17 ページです。2 款 3 項 1 目 12 節委託料、13 節の委託料ですけれども、負担金、交付金及び補助金、交付金、マイナンバー関連になります。

5 月時点で取得率が 25.8%、これ多いのか、少ないのか、全国的にですね。

それと 40% を目標にしているということですが、この数値、デジタル化を対象に今後、交付金、今話題になっていると思いますが交付金の措置に関係あるということなんですけれども、この 40% が全国平均として目標に持っていくのか。それに関連して、我が村にもこのデジタル化に対してどのような、もしこの交付金をもらうためにこの事業をやっているということでしたら、交付金、デジタル化に対してどのような対策を持っていこうとしているのか、お聞かせください。

それとこれに対してはもう一件ですね。このマイナンバーに対しては、セキュリティーの問題で申請の煩雑さ、また利便性がどうなのかと

いう問題が新聞報道でもたびたび出てきます。この辺、担当課としてはどのような考えで普及に努めていくのか、お聞かせください。

続いて、18 ページ、3 款 1 項 1 目 12 節委託料で事務職員派遣委託料とありますけれども、どのような業務を委託して事務職員をどこに派遣するのか、その説明をお願いします。

続いて、19 ページ、3 款 2 項 1 目 22 節返還金ですけれども、子育て世帯への臨時特別給付金補助金返還金、これ令和 3 年の分ですね。ということですが、これ何世帯分なのか、ちょっと金額的に多いような気持ちがあります。何というのかな、決まった人に対しての交付金でありますので、このような金額になるのはどういった理由でなったのかということですね。お聞かせください。

すみません、多くて。

次、20 ページです。4 款 1 項 1 目 12 節委託料ですけれども、市町村健康づくり運動実践活動助成事業委託料、これは新規事業になると思いますけれども、説明がなかったのも、新規事業をしっかりと説明していただきたいなということで、これ説明求めます。

続いて、21 ページ、4 款 1 項 10 目 17 節備品購入費庁用備品ということで、コロナ対策を活用してやっていますが、金額が 600 万ちょっと大きいのかなと思いますけれども、どういったものを購入するのかお聞かせください。

あと 24 ページ、7 款 2 項 2 目 12 節の委託料、村道仲順屋宜原線予備設計業務、これ一括交付金活用ということになりますけれども、歳入のほうを見ると、屋宜原地区避難道整備事業ということになっているんですけれども、多分これこの歳入からここに充てられていると思うんですけれども、そのなぜ名前が違うのか、この辺ちょっと整合性取らすためにと、どういった事業なのかというのをお聞かせください。

それとページ、25 ページ、7 款 3 項 3 目 17 節



備品購入費ですけれども、公園芝刈り機購入費が減額されている理由ですね。当初予算では160万計上されていましたがけれども、当初予算で本来は聞くべきことだろうと思いますけれども、ちょっと芝刈り機に対しては、少し高額ではないかなというふうに思っています、どのような機材を購入したのか、まだこれからなのか、その辺もお聞かせください。

最後にページ、29ページ、9款3項1目10節需用費、エレベーター防火シャッター修繕費になっていますけれども、これは中学校の設備の修繕だと思えますけれども、新校舎になりまだ4年半、新しいこの設備に対してこの時期での修繕が入るのは早いと思えますけれども、補償が利かない部分なのか。それとまた使い方に問題があるのではないかというふうに考えていますけれども、この辺、担当課としてはどのように考えるかお聞かせください。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員の質問に、まず1番の9ページです。19款1項1目の1節土地建物貸付収入70万につきましては、現在、農林水産課で管理しております、しおさい市場の土地に置いてありますコンテナ、水耕栽培用のコンテナですね。これを賃借しているところでございます。

こちらの賃借料として、電気料金等も含めた料金をうちのほうで徴収しているという形で、こちらのほうに財産貸付収入ということで計上しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質問にお答えします。

まず私のほうから、13ページ、2款1項5目17節備品購入費です。シェアサイクル実証実験、今、実証実験で分かる範囲でお答えしますが、今、那覇と宜野湾はもう実証実験じゃなくて本格稼働していると聞いています。今、中城村が実証実験なので、それをうまく結びつけられたらいいのかなと。うちも実証実験なので、どうなるかちょっと分からないんですけれども、そういう狙いがある計上してあります。

次に、17ページ、2款3項1目12節の委託料関係です。マイナンバー関係の中の交付金関係の話がありましたので、目標達成しないと地方交付税に反映される、まだ中身は具体的には決まってはいませんけれども、反映されるということは県のほうから通知ですかね、そういう情報はあります。

次に、20ページ、4款1項4目12節の委託料です。これ健康づくり事業ということで、前年、eスポーツということで、健康財団のほうから30万の補助をもらって、これをeスポーツをやるための事業、イオンのスタジオ、観光協会のスタジオのほうで実施予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、私からは、18ページです。3款1項1目社会福祉総務費の12節委託料、事務職員派遣委託料についてでございますけれども、この事務につきましては、正規職員の産休代替に伴う、本来であれば会計年度任用職員を充てるころではあるんですけれども、募集をかけても今現在応募がない状況ですので、派遣

会社からの事務職員を派遣していただくというふうな形での予算措置を取っております。

続きまして、19ページ、3款2項1目児童福祉総務費の22節です。子育て世帯への臨時特別給付金補助金償還金、令和3年度分の御質問でございますけれども、この事業につきましては、令和3年度の18歳未満の児童に対して10万円を給付する事業でございました。実績といたしましては、村内で3,612名のお子さんへの支給を済ませているところであります。

今回の820万の返還金につきましては、この10万円の給付に当たる部分と、あと事務費の返還金という形になります。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

私から、上間議員の2款3項1目の18節、このマイナンバーカードです。負担金補助3,500万、5月時点では北中城村の交付率は25.80%でした。そして、今、国・県のほうから重点的フォローアップ対象団体ということで、沖縄県全国で最も低いものですから、その中、沖縄県の41市町村のうち、30団体が重点的フォローアップ団体の対象団体となっております。

その中で、北中城村も沖縄県で41市町村のうち、下から4番目に引っかけたものですから、そののやっぱり普及率を上げるということで、今、自治会、公民館回りしたり、日曜日の休日交付を行ったり、そういう中で今現在、普及率が8月末時点で27.9%、2.1%上がっている、約5,000人ぐらいですね、今普及率。

そういう中で、もっとやはりまだ平均、今この考え方としては、このマイナンバーカードを7月時点の資料で交付率、全国のこの平均が44.66%、そして沖縄県の普及率が35.82%、北中城村まだまだ低いですので、その間、普及率を40%を目指して頑張ろうということで、今回

約7,000人を目標に今取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長、質問の中に、そのセキュリティーのであったり、利便性についての質問がありました。その件についてお答えください。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

お答えします。

利便性の向上については、役場、税務署、社会保険事務所等の複数の機関を回っていろいろ書類を入手したりしていますから、マイナンバー制度の導入が、社会保障・税関係の申請時にいろいろな課税証明など、そういう添付書類が削減されて手続が今よりよくなることと思います。

セキュリティーについては、いろいろよく問い合わせもあります。その辺は国、県と連携してしっかり管理していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

健康保険課長。

**○健康保険課長（奥間かほる）**

上間議員の御質問にお答えいたします。

私のほうは、21ページ、4款1項10目新型コロナウイルス感染症対策費の17節備品購入費の庁用備品のことですが、こちらはコロナ対策でたくさん備品を購入いたしました。内容としましては、冷凍庫、冷蔵庫、簡易ベッド、パーティション、その他、集団接種の用品等なんです。これを今後、集団予防接種がいつまで起こるか分からないのがありますし、その後、また補助金で買ったものはきちんと保管しないといけないというのもありまして、備蓄倉庫のほう、これは沖縄県の台風であるとか塩害、耐熱とかに耐えられるということで防災備蓄倉庫のほうを検討しております。こちらは、大きさとしま

しては9.9平米、約3坪ぐらいになっておりまして、既に村内4個、これまで購入して設置しており、沖縄県の各市町村のほうでもこの沖縄のこの環境に耐えられる倉庫ということで実績があるというので、この倉庫を採用する予定でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

では、私のほうから、24ページ、7款2項2目12節委託料の村道仲順屋宜原線予備設計業務についてお答えいたします。

今回、予備設計行う内容としましては、あやかりの杜から国道330号までの区間、およそ700メートルございますけれども、この区間の中で昨年度、落石防止対策のほうで設計後の変更で基準が変わったということで、昨年実施を見送った経緯がございます。

それとこれまでその区間については、路面のクラックがよく生じているということがあって、再三、議会のほうでも補修について問われていたということがございます。この区間について、その改修、改善をしたいということを考えておりまして、今回、これに見合うものとしての交付金、補助メニューとして一括交付金の活用を考えていると。その一括交付金の中では、その防災の視点というものがございまして、そういったために歳入のほうでは災害に対応する避難路の整備ということを前提としたネーミングにしているというところでございます。

続きまして、25ページ、7款3項3目の17節備品購入費の公園用芝刈り機購入費についてでございますけれども、何か高額ではないかというところなんです、この芝刈り機は乗用タイプ、要は何かカートのような、ああいう乗り込むタイプで結構大型なものになります。これについて、もともと使用していた機器と同レベル

のものを更新しようということで見積りを取ったところ、160万ぐらいの見積金額がございました。それで、予算を計上していたところではございますけれども、入札の結果、大幅に安くなったということで不用額が生じております。

この芝刈り機自体は今、主にしおさい公苑のほうで利用しているものでございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（玉栄 治）**

私のほうからは、29ページ、9款3項1目学校管理費のエレベーター修繕費64万円ですが、設置から5年たっておりますが、その中で非常用バッテリー、ドアのセンサー、ドアに入る機密材というのがあるんですが、これが耐用年数がバッテリーだと約5年ぐらい、機密材は3年から10年の範囲であるんですが、現状、ちょっとすり減ってきたりとか、この機密材がですね。ドアに不具合が生じているということで今この上げていますドアのセンサーもちょっと不具合がありまして、これが24万、バッテリーが4万4,000円ぐらいですね。あと機密材が35万程度ですね。修繕費として計上しています。

主に、使用方法は給食の搬入による昇降になります。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

それでは、歳入のほうから順次再質問します。

ちょっとこの土地建物貸付収入、想定外だったんですけれども、別のところかなと思ってたんですけれども、コンテナの貸付収入ということでありました。

これは、もう以前から話しされている、この名前言っているのか分からないですけれども、そちらの村内企業の方が使うということで、こ

の貸付収入になったのかということですね。お聞かせください。

それと歳出の13ページ、シェアサイクル実証実験のところですが、これは自立体制の特別交付金ということでもありますけれども、また浦添市と那覇市、宜野湾市か、は本格導入ということでもありますけれども、これ導入したとき、次の以降です。今はあまりお金はかかっていないかもしれないけれども、これからまた本格導入するときにランニングコストというの、よく見たら大変大きくかかるのじゃないかなというふうに考えています。この自転車の運搬費用とかですね。どこにどういうふうに配置するかという、こういったシステムとかも多分高額になるんじゃないかなというふうに思っています。

この辺の今、実証実験ですからいいですがけれども、本格導入になったときにしっかりこの辺精査できるような形でほかの自治体の実績状況も踏まえてやっていただければいいかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

続いて、17ページです。マイナンバー関連なんですけれども、数字的に見ると平均は目指していない。それを考えると、じゃうちはデジタル化に対しての交付金はもらわないような考えなのかな。デジタル化は進まないような感じなのかなというふうに考えていますけれども、この辺ちょっとマイナンバーと関連して話、交付金と話してやっていますけれども、この辺、村長はどういうふうに考えるのか。我々も前回ですかね、DX研修という形で村の行政の事務の在り方、どういうふうにするかということで勉強しました。実際、我々どういうふうにやっていくか分からないんですけれども、村がしっかり、当局がしっかり考えないといけない部分もあるのかな。それに対して、村民のお願ひ、先ほど言いました煩雑さとか利便性、セキュリ

ティー、そういったのもお願ひしながらやらないといけないというのがあります。

私もまだマイナンバー持っていません。ただ本当に利便性あるのかな、免許証代わりにありますよと言っても、私、免許証持っているんですよ。別に問題はない。その辺の利便性とかセキュリティの問題ですね。これからまたこのマイナンバーがどういうふうな形で進んでいくか、保険証等も連携する。銀行口座も申告しないとイケない。そういった場合にそういったセキュリティの問題というの、村民に対して普及するに当たりしっかり説明できる体制も整えながらやらないといけないのかなというふうに思っていますので、この辺もしっかりしていただきたいなというふうに思っています。

あと18ページです。事務職員派遣ということですが、ちょっと私も勘違いして別の新しい事務ができてくるのかなというふうに思っていて、ほかのところはちゃんと職員の代休、休業代替という形で書けると思うんですけれども、この辺確認のために質問しました。

19ページの臨時特別補助金返還金でありますけれども、これは返還されたという申請しなかったのか、何人かいるという話でしたけれども、権利は持っていて申請、受け取らなかったのか、この辺はどうなっているのかお聞かせください。

あと20ページの健康づくり実証実践活動ですね。今までやっていたeスポーツをこれからまた普及したいという話でした。これはいろいろと考えがあると思いますので、しっかりやってつなげていってほしいです。よろしくお願ひします。

続いて、21ページの庁用品ですが、備蓄倉庫ということですが、ちょっと情報によると、今は中央公民館のほうで保管しているということでしたけれども、このコロナ対策で使うワクチン接種で使うというので結構精密

機械とかもあると思うんですよ。私としては、できたら空調設備とか、そういったしっかり湿気等、問題ないところでやっていただきたいなと、いざ使うときにどうなっているのかというのが分からない状況だとちょっと困るので、この辺はしっかり管理できるのか、管理というか保管できるのか、この災害のあれで、台風で壊れないとか、そういった部分だったら問題ないですけれども、実際は中の問題なんですよね。どういうふうな形でしっかりできるのか、担当課のお考えをお聞かせください。

続いて、25ページ、芝刈り機購入費ですけれども、自分のイメージとしては、庭をこの刈る芝刈り機なのかなというふうに思っていて、すみません、ゴルフ場とか大きいところだったら、もちろんそうやってやってもいいのかなと思っていましたけれども、今まで使っていた分の代替という形で安く入札できたということであれば、問題ないのかなというふうに思っています。あまり高くして2台購入という話は聞いていて、ちょっと半分になったので1台しか買えなかったのかなという思いがして、ちょっと質問しました。これは答弁はよろしいです。

あと、24ページです。屋宜原地区の避難路整備事業なんですけれども、ちょっとこの辺も一括交付金活用して、自分は避難路を新しく造るのかな、収入のところ見たら。でも、避難路の整備ではなくて、何というか、避難路の整備というか、自分のイメージとはちょっと違うのかなというふうに考えています。今まで使っている道を防災のために何というのかな、避難路という予算を使ってやるというのはまたちょっと違うイメージかな。ちょっと考え方の違うと思うんですけれども。

ただ心配しているのが、以前、一括交付金を使って南部あたりで観光のための道路整備という形で整備したんだけど、国から削られたという話をちょっとうろ覚えで覚えているんで

すけれども、そういった部分にならないのかなということでもちょっと心配して質問しました。

この辺はしっかり県とも、国とも精査というか、情報共有ができてやっているのか、この辺もお聞かせください。

最後に、29ページ、需用費のエレベーターですけれども、自分としては4年半、5年という話でしたけれども、ちょっと早いような気がしています。答弁はこういった使い方ではなくて、寿命だろう、変えないといけないということだったので大丈夫。これも答弁はよろしいです。

以上です。ほかのところをもう一度答弁お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

9ページ、19款1項1目1節の件なんですけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、村内の企業さんに借りていただいています。

こちらの先ほどの説明でも申し上げたとおり、農林水産課、村で管理している施設でございますので、実際、こちらは24時間電気で空調を管理できるような施設になっています。そのため、前年度の電気料金等、必要な金額を計算して、残り今年度中にかかる電力料金ですね。実際、電力料金は村名義で契約しているものですから、この分に充てる費用として、この金額を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質問にお答えします。

私は13ページ、2款1項5目シェアサイクルの件ですが、今現在、電動自転車を買うとメンテナンス、バッテリー交換、保険料は、補助については業者が全て持つことになっています。

先ほど上間堅治議員からありました本格導入した場合の自転車の耐用年数過ぎた場合のコストということを考えると、実際我々も再購入するのか、リースするのかということは考えていないといけないなということを考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードの普及についてですけれども、私たちも、当初、県との調整の中で、1つは交付税の措置があると。ところが、交付税の具体的な措置が見えてこないものがございました。それから、普及率が非常に弱いと、北中城村は弱いということがありましたので、そこで現課、住民生活課を呼んで、その話し合いをいたしました。そこで、住民生活課が考えたことについては、出前で各自治会を回ってそこを普及しようと、受付等をやっております。それから、いろいろな選挙のときも、その啓発に努めておりましたので、かなり課のほうでは努力して、その普及に努めた経緯がございます。

ただこれについては、マイナンバーカードのまず1つは懸念されることは、確かにおっしゃったようなプライバシーの侵害とか、そういったものはないのかどうか、そしてメリット・デメリットはどのようなものがあるのかどうか、それをしっかり住民に説明する必要があるということで、現課のほうではそのような資料等を作成いたしまして啓発に努めたところでございます。

徐々にその普及率は向上していることは確かでございます。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

私のほうから、ページ、19ページです。3款2項1目の令和3年度の子育て世帯臨時特別給付金補助金償還金についてでございますけれども、この事業は先ほどお伝えしたとおり、18歳未満の児童に10万円を給付する事業でございます。まず児童手当を受給されている方は児童手当に上乘せして自動的に給付しております。

それ以外に申請が必要な方がいらっしゃいました。これは、市町村で交付していない公務員の給与の方で、児童手当を職場からもらっている方々であったり、16歳から18歳、それから、新生児の方に関しましては、申請が必要ではあったんですけれども、あともう一つ、その対象外として所得制限がございました。児童手当を受けられる基準として、世帯によって、人数によっても基準は変わってくるんですけれども、年収約960が基準というふうに言われておりますけれども、その基準を超える世帯については、対象外ということになります。

そういった意味で、全ての18歳のお子さんが対象になるというわけではございませんので、こちらとしても、申請が必要な方に対しては、申請がない場合には申請書をお送りして申請を促すようにしてございましたけれども、どれぐらいの方が実際に申請控えられたのかということころまでは把握できていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうからは、21ページの庁用備品の防災倉庫について、御質問にお答えいたします。

この防災仕様倉庫は沖縄仕様ということで、まず太陽に強い、本来、倉庫と外気気温との換気口とかが多いんですが、この倉庫は密閉されていまして、室内の温度上昇とか、あと室内外の温度差がなく結露から備蓄品を守る

ということで、倉庫の表面温度が例えば50度を過ぎていても、倉庫の中は30度ぐらいまでしか上がらないということ、あと台風とか潮風に強いということで、この中のほうのものがさびたりしない、塩害対策にたけている、あと床のほうとかに帯電防止の設備とかもありまして、これで備蓄される用品は大丈夫かと考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

私のほうから、24ページ、仲順屋宜原線予備設計業務の交付金の活用についてお答えいたします。

活用にあたって具体的に県などとの調整というのは、今の時点では行っていないかと思っております。

この適用にあたっては、村内の財政部署と担当と何が適用できるのかということで、この一括交付金のメニューの中の防災の観点でできるのではないかとということで適用を考えております。

なぜその防災が今回の業務に見合うのかというところなんですけれども、先ほど申しました落石対策で、この路線の付近というのが地滑り地域にもなっております。それとこの路線を通じて村内での大型ホテル、EMもございまして、そうした場合にこの路線が途絶えてしまうと、その大型バスの出入りもできないと、そういった大型車両への対応も含めて、今回、その防災の強化を図るという位置づけがございまして、その視点での整備を目指すということで考えておりまして、適用には特に支障はないかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑ありませんか。

川上龍太議員。

**○1番（川上龍太議員）**

よろしく申し上げます。

8ページ、18款2項2目4節の食材料費負担軽減事業県補助金の内訳なんですけど、保育園、学童という説明がありましたが、保育園パーセンテージ、学童のパーセンテージ、そういったものの内訳を聞きたいです。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

ただいまの御質問にお答えいたします。

ページ、8ページです。18款2項2目民生費県補助金の食材料費負担軽減事業県補助金についてでございますけれども、県補助金については今150万2,000円の予算計上をしております。

この事業につきましては、歳出の19ページをお開きいただきたいと思います。

まず、3款2項2目保育所費の食材料費負担軽減事業県補助金248万9,000円と、もう一つ、4目の児童館費にも保育所等食材料費負担軽減事業県補助金というものが予算計上してございます。

副村長からの補正説明の中にもございましたけれども、今回の対象は認可保育園と認可外保育所と、あと学童のほうを対象となっております。

それぞれ内訳をお伝えいたしますと、認可保育所につきましては、191万8,536円を見込んでおります。この認可保育所につきましては、県が2分の1、村が2分の1の負担でございます。

続きまして、認可外保育施設につきましては、57万円を見込んでおりまして、この負担割合については、県が4分の3、村が4分の1というふうになっております。

続きまして、学童に係る分につきましては23万1,000円を予算計上しておりまして、この部分については、県が2分の1、村が2分の1と

ということになりまして、それぞれの県の負担分のものが内訳という形になります。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑ありませんか。

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

よろしくをお願いします。

ページ、8ページ、17款2項29目の地方創生臨時交付金についてお尋ねします。

この交付金は、もう今年で3年目に交付が入ると思います。交付する場合は、国が定めた限度額というのがあると思います。今回、充当するこの交付金の限度額は幾らですか。

それから、令和4年度のこの交付金は、過去の2年間の交付金と違いまして、コロナ対策に加えて原油高、物価高騰分が含まれていると思います。今回のこの9,000万円弱の交付金の中で、原油高、物価高騰分がどのぐらい充当されているのでしょうか。パーセントでお示しいただきたいと思います。

それから、ページ、13ページ、2款1項5目17節、先ほど来質疑があります、シェアサイクルの件です。

実証実験ということですが、実証期間はいつからいつまでなのでしょう。そして、先ほど来、課長のほうから委託業者の話がありますけれども、委託費の計上がありませんけれども、これはなぜでしょうか。

それから、ページ、14ページ、2款1項7目13節キタナカグスクンチュ大会の使用料、大会日時、場所、参加者、世界から訪れると思うんですけれども、おおよそ何か国からどのぐらいの方々を迎える予定なのでしょう。

そして、迎える村民はどういう方々が対象で、何人ぐらいが参加されるのでしょうか。

それから、ページ、25ページ、7款3項2目12節委託料、アリーナのまちづくりの計画見直

しについてであります。

用地問題があつて、現状の対応としてはもう、この取得できなかった土地はもう取得を諦めるという方針、これはやむを得ないだろうと私も理解をしております。

じゃ、その策定料の、今までの都市計画の中では、村当局はたとえこの土地を取得できなくても、地権者はもう自由に活用はできないという説明を我々は受けてきました。策定業務をすることで、この取得を諦めた土地は、地権者は自由に活用できるということになるのでしょうか、お尋ねします。

それから、ページ、28ページ、9款2項1目10節需用費の光熱費であります。

補正の理由です。それをお尋ねします。

そして、小学校、幼稚園には増額補正が計上されていますけれども、中学校にはございません。その理由は何でしょうか。

よろしくをお願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（仲本正一）**

名幸議員の御質問にお答えします。

まず、8ページです。17款2項29目地方創生交付金のまず、コロナ交付金ですけれども、その限度額は、今年度に今2次分来ていますけれども、8ページの補正した後の合計1億8,555万4,000円が今のところの限度額となっております。

それとその内訳の中に、原油高、物価高騰の、すみません、パーセントなんですけれども、ちょっと金額しかないので、ちょっと数字言いますけれども、そのうち5,914万7,000円が原油高の高騰分です。

次に、13ページ、2款1項5目の17節のシェアサイクルの件ですけれども、実証実験の期間は、令和4年度から3か年間を一応今実証実験をやるということで予定をしております。



それと委託の中に委託料がないということな  
んですけれども、その中、自転車をここが購入  
する、また置くスタンドを購入するということ  
で、あとは向こうがこの運営費でコストを賄う  
ということになっております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

名幸議員の御質問、14ページに第7回キタナ  
カグスクンチュ大会の内容なんですけど、まず、  
開催日時についてでございます。これは令和4  
年11月1日を予定してございます。場所がイオ  
ンモールライカム沖縄グラウンドスクエア前で、  
開催時間が午後の5時から6時半を予定してご  
ざいます。

それと想定される人数なんですけど、約100名  
を予定してございます。想定されている国の数  
はということがございましたが、これ申込者が  
北中城村にゆかりのある方ということが対象に  
なっていますので、特に数が決まっているもの  
ではございません。ちなみに、前回大会におい  
ては、6か国の海外の方が見えられてございま  
す。

以上でございます。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

それでは、私のほうから、25ページ、アリー  
ナ関係についてお答えいたします。

この未買収用地と購入済みの用地なんですけ  
れども、このもともと予定地の中で、それぞれ  
の持っている土地がばらけた状態で今あるとい  
う状況です。もう買収を断念して取得済みの範  
囲で行うとしても、集約しないと作業が進まな  
いということがございまして、相手方との調整  
でお互いの持ち分を一旦集約整理しましょうと  
いうことにしております。

その話の中で、当然、相手方の今後の土地利  
用というものが生じてまいりますので、それら  
については、個人の土地利用に支障がないよう  
にということで、周辺の土地利用、今周辺で建築  
とかが行われていますけれども、周辺並みとす  
るのが妥当ではないかということで、相手方と  
はそれで調整が済んでおりまして、今現在、そ  
の集約作業を進めております。

また、この作業に伴いまして、都市計画の見  
直しというものも必要がございまして、これに  
ついては、現在作業を進めているというところ  
でございまして、現状といたしましては、相手  
方の土地利用、支障は生じさせないようにとい  
うことでやっているという状況でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

**○議長（比嘉義彦）**

再開します。

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

村民の対象者に関しましては、北中城村にそ  
のゆかりのある海外に永住された方、関係があ  
る村民が参加の対象者としてなります。

だから、それを制限するものではなくて、申  
込みがあれば確かに受け付けますが、会場自体  
の入場できる方、制限かけますので、必ずしも  
申込みあったからといって、その会場内に入れ  
るというわけではございません。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（玉栄 治）**

私のほうは、28ページの9款1項1目学校管  
理費、小学校費の光熱水費ですが、主に電気料  
の値上げということで小学校費に計上していま

す。小学校の空調が主な原因となっているんですが、小学校については、一括してスイッチ入ると全庁に空調が回るということになっておるんです。それと、コロナで少し窓を開けて換気を行っています。それで空調に負担がかかって、電気料も当初の予想より去年と比べて上がっているということと考えております。

あと中学校に関しては、中学校新しい庁舎とか校舎ということで、各部屋個別に空調のスイッチが入ってしまっていて、それぞれ使わない部屋は消したり、つけたりとできますので、その空調の管理がうまくいっているということで、そういう電気料の今予想時点では補正までのほどではないということで今考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

では、ページ、8ページの地方創生臨時交付金でまたお尋ねをします。

限度額1億8,800万円ということで、今回が9,000万円弱、前回はたしか9,500万円ぐらいでしたか、ということは、もう今回でこれは終了ということになるのでしょうか。私のちょっと調査不足、間違いでしたら申し訳ないんですけども、3回目の交付が予定されているという思いがあったんですけども、それいかがなんでしょうか。それお尋ねします。

それから、シェアサイクル、3年間の実証期間というのは非常に長いなと思った。委託業者がいろいろなことを面倒見るとい話なんですけれども、これ備品購入費にじゃ、それ含まれているんですか。そういう予算の計上でいいんでしょうか。お尋ねします。

それから、ページ、14ページの2款1項7目13節のキタナカグスクンチュ大会、この質問したのは、やはり使用料が高いなと思うんです。中央公民館をイメージしたもんですから、イオ

ンモールということで、あ、なるほどと思います。

ただ100名ですか、もしかしたらこれ以上になるかもしれない。そのときにはこれ飲食込みなんですか、その計上がないんですけれども。それはどうしてでしょうか。

それから、ページ、25ページの7款3項2目12節の委託料、アリーナのまちづくり、やむを得ない事情、また細かい事情があるかと思うんですけども。これに関して再確認しますけれども、もう既に用地を取得した組合等と地権者には、これは了解済みでそういうことはやはり行っているのでしょうか。結局、もう条件が違っていますよね。前回、その用地を村に売買に、組合に応じた方々はそういうような説明で納得をしてやられたと思うんですけども、この辺は再確認します。もう一度お願いいたします。

それから、ページ、28ページの9款2項1目10節需用費の学校の光熱費は、中身は了解しました。

ただこれは予算書を見ると、一般財源ですよ。先ほど私が冒頭に説明した地方創生臨時交付金では、原油高、物価高騰分が含まれているんです。実際、この需用費の中でも、それにトイレの改修とかに充てていますよね。光熱費が、これは該当すると思うんですけども、一般財源は出して、この交付金を活用しなかった理由は何でしょうか。

**○議長（比嘉義彦）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（仲本正一）**

お答えします。

まず、8ページです。地方創生交付金、今回終了かということですけども、3回目ですね。電気等の燃料高騰の分がちょっと日付は9月20日前後に約4,000万ぐらいでしたかね、今届いています。これが10月いっぱい計画書を策定

するというので今その分の臨時議会も含めて計画書を今立てているところで3回目は別ののであります。

次に、シェアサイクル、自転車購入の中に委託料も含まれているかということなんですけれども、向こうのヒアリングした限りでは、利用料金でそれを運営しますということを聞いております。それで、委託料の中には、我々としては含まれていないということを考えております。

それと、28ページの今、小学校の電気料金の話があったので、ちょっと地方創生関連しますので、私のほうから。

電気料金も地方創生交付金に該当はしますけれども、公共施設、例えば、役場とか小・中学校については該当しないということがあったものですから、そこから外しているという経緯がございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

キタナカグスクンチュ大会で飲食は提供しないのかという御質問ですが、今回、食事は提供しません。会場の都合でグランドスクエア前での食事はできないことになっています。この建物内にはフードコートがありますので、そちらを利用するようというのを案内します。

会場内に入る際には、飲み物は提供しようかなというふうに考えてございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

それでは、私のほうから、アリーナ関係についてお答えいたします。

区画整理事業組合、あと買収に応じていただいた地権者への方への配慮ということかと思えますけれども、改まって、この件についてお話

をしたということはございません。ただ区画整理事業組合、今は清算人会になっておりますけれども、そこの事務の担当の方は今現状の取扱い、方向については御存じで、その清算人会の役員の皆さんにはその情報は伝わっているものと理解しております。

それと、地権者への配慮というところでは、今後、区画整理事業の手続の中で住民説明会というものもございますので、そういったところでしっかりと説明してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

分かりました。

じゃ、地方創生臨時交付金です。私も、この次の予定されている情報は持っています、それ伺おうかと思っていましたけれども。

この原油高、物価高騰に対する今回の交付金というのは、今、課長がお話しされていたように、本来は12月の交付予定日だったのが、この市町村が議会議決などの、臨時議会などで可決をすればこの12月の交付日を待たずに交付すると、これは一刻の猶予もならないからだということですので、もう一度、迅速な対応を願いたいと思う。臨時議会の中で対応を求めたいと思いますけれども、答弁求めます。

シェアサイクルは了解しました。

じゃ、このアリーナの策定業務についても、ある程度了解しました。難しいような今状態ではあると思うんですけれども、現実、じゃ、そうとうせばまったこの土地を活用して、もう既に国の交付金も一部2億、3億活用、もう使っていますので、一体何ができるのかなというものが正直疑問というか懸念があるんですけれども、今何かイメージしている、その買い取っ

た土地で何を建てるつもり、どう活用するおつもりなのか、構想でもあればお聞かせください。

学校の光熱費については了解しました。認められないと、公共には使えないということですので、分かりました。

じゃ、この臨時議会なりのこの交付金の活用を答弁と、このアリーナの件は答弁をお願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（仲本正一）**

お答えします。

地方創生臨時交付金です。臨時会なり、今急ぎで対応はしているところですけども、今回できるのは、最終日の10月21日の補正か、それ終わった後の11月早い時期の臨時議会の中でどうしても、名幸さんが言うみたいに、早めの取組が我々も必要と感じていますので、また臨時議会なり、最終補正なりで上げていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

アリーナ関係についてお答えいたします。

規模を縮小した場合にどれぐらいの建物ができるのかということで、昨年検討もしております。おおむね現在の中央公民館、あそこの中にもともと教育委員会も入っておりましたけれども、その部分を除いた機能の分ぐらいが対応可能であることというふうに概略の検討の中ではそういうふうなものを確認しております。

詳細については、今後また具体的な設計などを行っていきますので、まだ最終ではありませんが、おおむね中央公民館の機能程度ができるのではないかとこのところでございます。

よろしいでしょうか。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。議案第37号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第4．議案第38号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

**○議長（比嘉義彦）**

日程第4．議案第38号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

すみません。8ページです。2款保険給付費、6項傷病手当金、1目18節の負担金補助及び交付金315万円は何人分なのか、ちょっとお聞きしたいです。

**○議長（比嘉義彦）**

健康保険課長。

**○健康保険課長（奥間かほる）**

比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

国保補正8ページの2款6項1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金の傷病手当金315万円の補正の中身ですが、こちらは去年度からこの手当金はありますが、その実績で大体1人当たりが3万円というのを予測いたしまして、その一月に大体15件ぐらいが、あと7か月分ということで315万円を計上しております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号 令和4年度北中城村

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。議案第38号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

**日程第5．議案第39号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第5．議案第39号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号 令和4年度北中城村

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第39号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第40号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第6．議案第40号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第40号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第41号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第7．議案第41号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第41号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第8．認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第8．認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長を除く13名の委員で構成する令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く13人の委員で構成する令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和

3年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会名簿

①	川上龍太	⑧	大城律也
②	屋良朝春	⑨	上間堅治
③	比嘉悟	⑩	喜屋武すま子
④	比嘉正志	⑪	比嘉義弘
⑤	平安山和美	⑫	名幸利積
⑥	喜屋武功	⑬	山田晴憲
⑦	伊集守吉		
委員長	喜屋武すま子	副委員長	山田晴憲

日程第9．認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第9．認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第2号

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

**日程第10. 認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（比嘉義彦）

日程第10. 認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託します。

**日程第11. 認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について**

○議長（比嘉義彦）

日程第11. 認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第4号

令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

**日程第12. 認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について**

○議長（比嘉義彦）

日程第12. 認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

**日程第13. 議案第42号 令和3年度北中城村水道事業会計剰余金処分について**

○議長（比嘉義彦）

日程第13. 議案第42号 令和3年度北中城村水道事業会計剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号



令和3年度北中城村水道事業会計剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託いたします。

**日程第14. 議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業会計剰余金処分について**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第14. 議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業会計剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業会計剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時37分 散会

## 令和4年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年10月17日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年10月17日 午後2時53分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安次嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和4年10月17日（月曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	名 幸 利 積	1. 物価高騰による生活支援について
2	比 嘉 悟	1. 北中城村の防災について 2. 子育て応援について 3. 高齢者の健康対策について 4. 自治会の支援について
3	上 間 堅 治	1. 島袋冠水対策 2. ライカム地区開発について
4	喜 屋 武 功	1. 村内ヤングケアラーの状況について 2. 村域里道沿い斜面の維持管理について 3. コミュニティバス実証実験中の状況と広域コミュニティバス構想 について

○議長（比嘉義彦）

皆さん。おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。  
開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。  
順次発言を許します。  
名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

おはようございます。  
通告に従いまして一般質問を行います。  
改選後初めての一般質問で、トップバッターということで緊張しておりますけれども、新人の皆様方に参考になるような、決して反面教師にならないような質問したいと思っております。よろしく申し上げます。  
物価高騰による生活支援についてお尋ねをいたします。  
コロナ禍も3年目になりました。国も以前のような、通告書には非常事態宣言とありますけれども、これは緊急事態宣言であります。訂正しておわびを申し上げます。緊急事態宣言等は出さずに、社会経済活動を進めて行く方針です。コロナに加えてウクライナ紛争に端を発した原油高、食料品を中心とする物価高騰、円安と村民生活に大きな影響を与えています。これまでも地方創生臨時交付金を活用し支援策を講じてきたと思いますが、さらなる支援が必要と考えます。村民生活の現状をどう把握しているのか。また、具体的な支援策の考えがあるのか伺います。

1、産業分野別の現状と支援策。①農業②漁業③商工業。

2、原油高、食品原材料費の高騰は学校給食にも影響を与えているものと推測します。現状

と支援策は。

3、村民生活の支援策として、住民税の減税や水道料金の減免措置等の考えはないでしょうか。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、名幸議員の御質問にお答えいたします。  
物価高騰による生活支援についてということ  
で産業分野別の現状と支援策、①として農業で  
す。

農業につきましては、農薬や農業資材の購入及びパイプハウス整備等について、従来より補助事業を継続して行っているところです。また直近の国の動向として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金においても電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設される予定となっており、同交付金を活用した施策について検討してまいります。

続きまして、漁業についてですけれども、漁業については佐敷・中城漁業協同組合北中城支所の組合員に対し、資材・機器購入補助金にて継続して補助を実施しているところであります。

3番目の商工業についてですけれども、商工業につきましては、コロナ禍に加え原油高騰により厳しい現状は続いていると思われまます。これまで村内中小企業へ収入減少に伴う支援、飲食業者、宿泊事業者、医療関係事業者へ感染拡大防止対策への補助、電子地域通貨導入を行ってきたところであります。

今後の支援として、今年度は地域通貨導入の追加、医療関係事業者への補助、タクシー・運転代行事業者への補助を予定しております。また電気・ガス・食料品等価格高騰への支援も今年度追加検討する予定であります。

続きまして、2番目の原油高、食品原材料費の高騰は学校給食にも影響を与えているものと

推測します。現状と支援策ということで、現状につきましては、令和3年度の食材費と比較し、ほぼ全品目において単価が上昇しております。その負担増につきましては6月の補正予算及び本議会の補正予算において地方創生臨時交付金を活用した食材費の補填措置として、学校給食負担軽減事業補助金を予算計上してございます。

3番目の村民生活の支援策として、住民税の減税や水道料金の減免措置等についてですけれども、住民税における減税措置の考えはございませんが、水道料金の減免については原油価格物価高騰による生活支援策として地方創生臨時交付金の活用を検討しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、順次再質問させていただきます。

まず、産業分野別の現状と支援策についてであります。まず大枠の1の農業についてであります。

交付金を活用した支援策を検討してまいりたいという答弁であります。前向きな検討と捉えております。

今議会でも物価高騰を受けて農業団体より要請書が届いております。本議会で全会一致の可決をする予定でありますけれども、村への要請もございましたか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

行政のほうには農業協同組合の保険関係の団体のほうから支援の依頼が届いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

当時8月だったと思います。議会に対して要請がありました。当時、私議長でしたので私が受けました。その要請団のお話だと村当局、村長にも要請をするという話でしたけれども、今の言葉からすると要請を受けていないということですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

名幸議員の御質問にお答えします。

たしか、その日付はしっかり覚えてはおりませんが、組合長が交代時の挨拶も兼ねて要請を受けたと思っております。それは物価高騰に対する支援措置等を善処いただきたいということであったと思います。ただ、具体的なことについて、今私たちは把握しておりませんが、その対処策として村としてはそれに対しては今後善処するというところで回答したと思います。

ただ、これについては私は口頭で、文書で私が直接回答したというものではございません。

詳しいことについてはまた産業振興課長から回答していただきます。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

村長に直接要請書をJAの北中城支店長がお代わりになられたときに、挨拶と併せてお見えになられることは私も同席しております。

この際、やはり現状このコロナ等も要因とした物価高騰ないしは原油高等のおそれもございましたので、こういったのも含めて村としても

善処したいということで、その場で村長のほうから回答を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ちょっとこれ私は予想していなかったものですから、当然村当局にもあって、村長も面談されて、それでそういうような支援策を打ち出すという方向なのかと思っていたんですけども、これとても大事なことで、この手続、議会にちゃんと要請出して、議会でも今度全会一致で先ほども言いましたけれども採択するという方向で進んでいるんですよ。議員もそのことを知っている。

この要請文自体を受け取ったんですか、村長は。じゃ、それも見ていないということですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

これについては8月18日のほうで支店長要請等ございまして受けております。そこで村については善処しますということで起案をしております。回答をしております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

しょっぱなから非常に少し理解し難いような、ちょっと要請の担当課と村長部局とのやり取りが少しまずいのか、それとも要請団が何か要請の仕方がまずかったのかどうか分かりませんが、このようなことは質問にも私出してい

ますので、議会にも答申されているということは議案を通してお分かりになるはずですから、その辺は質問に対してちゃんと打合せをして、どういう状況だったのかということはもちろんこれは執行部、村長もやっぱりやるべきだと思いますよ。いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問の内容がその農協からの、民間団体からの要請等まで及ぶということがここにおられるとしたら、勉強会のほうでそこまでいっていませんでしたので、その回答に今窮しておりますけれども、今後はそれから派生するような問題、さらに追加質問等についても検討しながら一般質問に対処していきたいと考えます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ちょっと時間ももったいないですので、今後は気をつけていただきたいと思います。

では、本題に戻ります。

この要請は北中城村だけではなく、各市町村へ行われているようです。そして、要請を受けて、中部の市町村でも、例えばうるま市では飼料の支援、畜産業が盛んなので。あとは読谷村、中城村では花卉や果樹の生産者の支援に取り組むということを知っております。ですから、この市町村の農業実態に合った支援策を打つということです。そうでなければやっぱり効果はないと思います。

伺います。村は今、北中城村の農業の実態、特色をどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私どもとしましては全体的にやはり農業分野

としては力的には弱いものと考えております。  
やはり零細的な家族単位の農家さんが多いもの  
ですから生産力ということに関しましては大変  
ちょっと脆弱しているものかと考えております。  
以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

交付金を活用した支援をするということで前  
向きな答弁だと私は冒頭申し上げました。捉え  
たんですけれども、じゃ、具体的にこの支援策  
をどうするかというのは、今のところ全く白紙  
ですか。これからの検討事項ということなんで  
しょうか。

**○議長（比嘉義彦）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒  
星）**

私ども所管課としましては、JA北中城支店  
やこのJA会員で構成されております各専門部  
会といろいろこういった情報を共有して、どん  
な問題があるかを収集しているところでござい  
ます。

また、農林水産課では営農指導員もおります  
ので、逆にJAの組合員じゃない方、農業従事  
者のほうにも巡回して、いろいろな意見を聞いて  
いるところでございます。

ただ、現時点ではこの農家の方から具体的に  
何が困っているとかという相談が実際はまだ上  
がってきていないというのが事実でございます。  
ただ、これがちょっと困っているなど、肥料の  
高騰とかそういったものがございまして、こう  
いったものについては相談がありまして、国の  
ほうとしましても補助金のメニューが私どもの  
ほうに示されておりますので、こういったのに  
該当していないかというのを現在検討している  
ところでございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

やはり、その現状をまだ把握されていないと  
いう感が私はするんですよ。これは、だから繰  
り返しますけれども、先ほどの要請書がうまく  
村長のほうに伝わっていないのがそういう要因  
かなと思う。

私が今回こうやって産業別に質問しているの  
は、この間から補正予算でもこういう交付金は  
物価高騰に使えるよねという指摘をしたのは、  
こういう意味ですよ。村民が村内の産業界が今  
何が困っているのか、どこに支援をすればこの  
交付金の効果があるものかということになるわ  
けですよ。これが足りないから、私この間から  
言っている。

今回、質問も出しても今そういう答弁なので、  
質問を出して農協なりその要請団に農家の実情  
を把握する時間はあったはずですよ。この時点  
で私が質問したのは、実はこういうこれで困っ  
ているというから、こういうことに支援を行いた  
いということが答弁にあってしかるべきだと  
私は思いますけれども、いかがですか。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金  
につきましては今後もまた追加募集等ございま  
すので、そこで今のおっしゃったことについて  
しっかり検討をして措置をしていきたいと考え  
ます。

**○議長（比嘉義彦）**

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

じゃ、もうよろしいです。

では、私が参考までに言います。去年の農業  
従事者のいろんな資材とか肥料とか、その購  
入した売上高、これが去年2,100万円ほどある

んですよ。この中で一番需要が高まっていたのが肥料、次に農薬、苗、種、それから園芸資材、それから農具等々が需要が高いわけです。ということは、この需要が高いということは、ここに今物価高騰で困っているはずですから、ここに重点を置いて支援をするということができると思うんですよ。いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

交付金の枠については既に決定されておりますので、その範囲内での補助等になります。ただいま重点的にやるとおっしゃっていましたが、重点策としてはほかにもまたいろいろ施策がございます。交付金の充当がございますので、そういったところも勘案して農業等についてもまた充当可能なかどうか、充当可能かどうかというのは金額的な範囲の問題ですけれども、そこを検討して枠として可能であれば重点策として打ち出していきたいと考えます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

よろしくをお願いします。

続いて、漁業にいきたいと思います。

この物価高騰、燃料の高騰は、まず漁業に関しては漁船への影響が大きいものと私は思って質問させていただきます。今、漁船のそういう燃料の高騰の現状、影響はどのぐらいあるとお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

現在、佐敷・中城漁業共同組合の北中城支所のほうに問い合わせしておりますけれども、やはり漁船で遠洋というよりも近海での漁業されて

いる方は数少ないというふうな情報でしか私どもにも届いておりません。

昨年度は沖縄県で軽石の漂着問題で、これも燃料の補助メニューがありまして、こういった情報も北中城支所のほうにはお知らせして、必要であれば申請してくださいというお話でやってはいたんですけれども、昨年度の実施件数は1件のみでございました。

ただ、今年に入りまして、やはりこういったコロナの影響が長引くような状況でもございませぬけれども、この燃料高騰については北中城支所からもまだ上がってきていない状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これも先ほどの農業と一緒に。相手方から組合とか漁業関係者から要請がないからまだ分からないということではなくて、今そういうふうな物価高騰していることにどういうことが困っているかということを経営把握するべきだと思うんだよ。ですから、私は現状と支援策ということをやっているわけです。

じゃ、今その燃料とかあと軽石問題がありましたけれども、この燃料の高騰は何も漁に出る漁船だけの問題ではないんです。アーサを収穫したりするときには、組合員の方々は小さなボートを牽引して行ってそれで海面に浮かべて、そこにこのボートを利用して収穫をしたりするんです。ですから、この牽引する軽トラや自家用車にもやはり燃料の高騰というのは影響が出ているんです。

それから、軽石問題も去年から軽石問題が発生をしている。今も漂着をしているそうです。最初の頃は私どもも職員の皆さん、組合の皆さんと一緒に除去作業に当たりました。その頃は小石状の塊でしたけれども、今は砂状でアーサ



に付着するそうです。付着するものですから、これを洗い流すために水道料が増えて水道料金も負担しているということなんです。

ですから、こういう実態があるので私は質問しているので、こういうことはやはり事前にやっぱり把握すべきですよ。そう思いませんか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

議員のおっしゃるとおり当然把握すべきだとは思いますが、私がお尋ねしてもちゃんとした回答がいただけていないというのが現状ですので、やはりこういったふうに議員からもおっしゃられるようであれば、私どもももう少し丁寧にお尋ねしたいと考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

じゃ、今そういう物価が高騰して水道料金も加算しているというこの組合の経営状態というのはどのように見られていますか、財政的な面も含めて。お分かりであれば。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私どもに対して佐敷・中城漁業協同組合の北中城支所から毎年総会資料ということで報告の資料が上がってまいっております。現在、この資料によりますと、賃借対照表とか損益計算書など等も添付されておりますけれども、現在販売等がやはり流通に対しても販売量とかが伸び悩んでいるというふうなお話は聞いております。このあたりへのでこ入れが可能かどうかを含めて、ちょっと私ども現在としては滞っているというふうに把握しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

おっしゃるように、コロナの影響で魚やアーサの需要が落ち込んで経営は厳しいと。私が伺っているところは去年で300万円、一昨年で800万円の赤字だそうです。ですから、私は今支援していることは重々承知していますが、物価高騰とかこの経営状況を見て、さらなる支援を必要ではないですかという問いかけをしているんですけれども、村長どうお考えになる、今の数字を聞いて。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

物価高騰等についてはですが、これは漁業従事者に限ったことではございませんので、多方面にわたる支援が必要かなと、漁業の従事者、あるいは農業従事者等に対する補助以外にもそれは出てくると思います。

ただ漁業につきましては、それぞれが零細な漁業従事者でありまして、個々に燃料軽費の補助等について果たして、今資材等については補助はしています。さらに燃料等の補助についてもそれは検討するに値しますけれども、これからまた検討できると思いますけれども、今かなり漁業関係にはアーサの洗浄機とか、それから今、これから整備しようとしているという洗浄等についても検討しておりますので、一概に我々も検討していなくてただ見過しているわけではございません。

ただ、アーサ等の洗浄等、それを含めた軽石の対策等についてもまたやりましたので、これから燃料等に関するどれぐらいのまた彼らに影響を与えているのか。それで漁に出る頻度が非常に少ないとは感じておりますので、そういった面からしてもどれぐらいの補助が可能なのか

というのもまたこれから検討させてください。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

もうぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、ちょっと1点お聞かせください。

答弁書にもあるように助成をしています。さらなる助成も私は求めてはいるんですけども、この助成金を助成する場合に、佐敷・中城漁業共同組合に対して助成をするということなんですけれども、これ北中城支所に直接助成をするということではできないんでしょうか。

これ理由は、一旦この佐敷・中城共同組合に助成金が入りまして、これが何か年末とか年度末に数か月後に下りてくるような今仕組みになっていて、その使う分は北中城支所が立替えをしているという状況があるらしいんですけども、この本部のほうに助成金を助成をする、そして支所ではない手続というのは何か法的な理由があつてのことなんでしょうか。この北中城支所に直接補助をするということではできないんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それは要綱にも問題があると思いますけれども、補助金交付要綱がどのようになっているかちょっと分かりませんが、支所を経由して補助金を出すのか、あるいは直接補助が可能なのか。

ただ、佐敷漁業組合の一員としての北中城支所ですので、全体として佐敷漁業組合はそれを把握する必要があるのかなというものがあつてこういう形態になっているのか。ただ、要綱等を変えればそれは可能だと思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。その辺はまた組合同士の本部と支所との取組も必要かと思ひますので、その辺はまた当事者の努力も必要かと思ひますので、もしその暁に可能であればまた対処をしていただきたいと思います。

続いて、商工業についてお伺ひします。

答弁で地域通貨の取組をなさつて、また追加支援というお考えのようなんですけれども、たしか今年度は1,000円の1セットを20万セットで2億円の販売目標で、それから93店舗の店舗目標ということなんですけれども、今現在実績はどのような状態でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

実際の数字はちょっと把握していませんけれども、4割ほど売れていると聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

昨年度は非常に好評で目標額を上回つて、非常に好評だったという報告がなされていますけれども、若干コロナも世間一般に慣れてきてしまつて、その2億の目標とか93店舗目標というのが可能なかどうかということがちょっと私は気になる場所なんですけれども、じゃ、その利用者として店舗側の反応というものはどのようなものになっていますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

利用者は村内、村外誰でも買えるようになっています。ただ、集中する傾向がありまして、大きい店舗には集中している状況があつて、また店舗によってはこの地域通貨を利用してさら

に追加で買ってもらって、この事業者プラスアルファをまた何か買ってもらうという、セールスマンではないんですけども、自らお客様に対して、これを買うと割引になりますというのをやっている業者もごさいます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

昨年これだけ好評でしたので私はいい取組だとは思っております。何度となく繰り返しますが、コロナも何となく慣れてきてしまっていて、その辺の利用価値が落ちていかなければいいとは思っていました。さらなる取組をお願いしたいと思います。

それから、答弁の中でタクシー、運転代行の支援業務に当たりたいということなんですけれども、このタクシー、運転代行の業務、具体的にどんな内容を行いたいのか。またそれは村内業者だけなのでしょうか、村外業者も対象になるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

村内業者を限定で今考えています。燃料高騰があったものですから、例えば法人タクシーは1台につき2万円、個人タクシー、介護タクシーは1台に対して5万円で、運転代行業者は1台に対して2万円という形の補助を行う予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

運転代行等々、私がちょっと気になるのはそのタクシーなんですけれども、村内業者ありますけれども、何か譲渡された経営がそれでなか

なかもうちょっと村民の方が以前のようにも電話入れても予約してもなかなかつかまらない、走行していないという現状があるのは御承知かと思うんですけども、その辺のこともどうなるのでしょうか。支援することはいいことなんですけれども、今のようなタクシーの現状の中で効果的な支援になるのかどうか。そのタクシー会社が村内を、村民を重視してもらわないとあまり効果がないのかなと思うんです。その辺いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員がおっしゃるとおり、タクシー業者が今なかなかつかまらないという現状もごさいます。ただ、村内にタクシー業者が支店ではありますけれども実働してまして、その台数分を補助することによってできるだけ維持可能なタクシーになるし、この事業者が拡大していけば村内でもどうにかうまくタクシーが回るものと期待して今回補助を決めているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

それから、物価高騰の支援策ということなんですけれども、先ほどから申しているように燃料が高騰していますので、商工業の支援という形では、村内にカフェと言われるお店が大変人気があつて多くあるということ、いわゆる飲食業なんですけれども、物価高騰とか燃料の高騰はそういう業界に大きく影響を与えているものだと思いますけれども、具体的なそういうカフェとか飲食業に対しての支援になるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

カフェ等についてはできるだけ地域通貨導入をすることによって、このカフェで食べてもらうとか使ってもらうことによって、補助を出しているという形になって、燃料高騰に関してはあくまでこのカフェとかではなくて、こういうタクシー、燃料使っているところに補助をするということになっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

その辺はいろいろ燃料に絡む商売というのは幅広いものがあると思いますので、その辺はまた商工会とか情報収集をして、効果があるような支援策を打ってほしいと思います。

そこでもう一つ、商工業の工業の部分でちょっとお尋ねしたいんですけれども、時折、村発注の工事で入札をして落札に至らない物件があったりしますが、この辺の落札に至らない要因は主にどういったことが考えられますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、落札に至らないというお話だったんですけれども、今年、建設課で発注している分につきましては、基本的に不調はなく、今受注いただいていると。ただし、やはり物価高騰の影響かと思うんですけれども、落札率、要は開きがあまりない、予定価に近い価格で受注されているというのが多くあるかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これはそういう状況がずっと続けばこれは心配のないことなんですけれども、近年、そういう今おっしゃったように物価高騰で落札に至らない物件も多く発生していると。身近では県内なんですけれども、糸満市では学校建設の物件が落札に至らなくて、結果、さっきのような話、その要因が物価高騰で折り合わなかったということらしいんですけれども、今後そのような心配はないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、たまたまですけれども、先週ある工事の入札の際に、地元業者さんと簡単なちよっとお話をさせていただいて、今の物価上昇どういう状況かということで、皆さんやはりかなり厳しい状況にあると。資材単価、特に油もそうなんですけれども、二次製品、要はよそから買うものとか、セメント、生コンクリートであるとかというのが、もうシビアに管理しないと余裕がないという状況であるというお話は伺っております。

ただし、工事価格はこれは一定の標準単価がございますので、我々が勝手にそれを操作することができないという問題がありますので、そこはあくまでも適正な範囲の中での我々としては積算を行うと。

もし極端に、受注後に著しい変化があったという場合には、場合によってはスライド単価、物価上昇に合わせた単価の見直しというものの制度的には可能なものがございますので、必要に応じてそういった対応をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

今課長がおっしゃられたとおり、そういう物価高騰を受けて国のほうから、何かそういう原材料費の高騰などでも取引価格に反映した適切な請負代金を設定すること、それから物価高騰に向けて契約後にもしそういうことが現れた場合には、請負額の見直しを対応する、スライド条項のことにも適切に対応するよう全国の自治体に通知したとあったんですけども、これは本村にもこの通知というのは届いているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回のコロナに特化してというところは少し記憶の中ではちょっとないんですけども、以前より物価高騰、これに対しては適正な単価を反映するということは言われておりますので、それに準じてこれまで対応してきたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

よろしく申し上げます。

なぜそういうことを言うかという、元請業者が実際に契約した後でも、厳しいと必ずこのしわ寄せというのは下請業者に行くんですね。下請業者に行くと、この下請業者なので仕事を受けている技術員とか職人さんが村内にも多くいらっしゃると思いますので、そういう人たちに責任転嫁というんですか、しわ寄せが行っちゃうということが現実あるので、その業界には。ですから、そういう立場の弱い人というんですか、この人たちに物価高騰でよく使われる価格

転嫁というのが、悪い意味でその発注の工事でそういう立場の弱い人たちに転嫁されないようなことに適切に対応していただきたいという思いで質問させていただいておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

じゃ、続いて、給食についてお尋ねします。

おっしゃるとおり6月に120万円、今回300万円の補正予算が組まれております。お尋ねするのは、この補正予算の第2号の300万円はいつまでの予算措置になるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

6月と今回組んだ予算については今年度食材費に充てるということで考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

じゃ、年度末までの一応は試算でのこの補正予算だということですね、分かりました。

実はこの物価高騰は今月、来月ではもう収まらない、ずっとしばらくは続くと言われていまして、年明けにはまた電気料金も上がると言われておりますので、さらなるそういう給食費の補正がまた生まれてくるのかなという気がしたものですから質問、一応今のところはこの1次、2次補正で年度末分までの試算ということですので、了解しました。

給食費は基本全額食材費ですよ。補正を組むというのは実質的には給食費では賄えていないと、赤字ということになりますけれども、この物価高騰をそういうような給食費が赤字になる、ピンチになるということは恐らく今回だけではなかったのかなと、過去にもあったとは思いますが、過去にはありましたか。そして、このときの対処策というのはどんな対処をしたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

ただいまの質問にお答えします。

過去にちょっとそういった状況があったというのはちょっと僕の耳には入っていないんですが、これまではうまくやりくりしてしまして、繰越も若干出るような形でその繰越を次の年度、次の年度という形で食材費に充ててやってきてしまして、年度で赤字になったということはこれまでなかったと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。私が気になったのは、結局そういった物価高騰とかしていったときに、この給食費の値上げという方策が検討されないのかなという懸念があったものですから、今こういうような状態なので、やはりこれはできないだろうと思っておりますので、じゃ、今おっしゃるように今後も繰り返しますが、物価は高騰しますけれども、給食費の値上げということは念頭にないという理解でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

そうですね、経済の状況が今後この物価高騰がどこまで続くかというちょっと僕らのほうでは判断できないんですが、今の給食費の補助もしているところ、半額補助ですね。また今その給食費の値上げについてまだちゃんとした議論がされていないので、今後この経済状況を把握しながらやっていかないといけないのかなと考えています。

今回コロナ交付金でいろいろ措置されてしまして大変助かっておりますが、今後新年度予算等に向けても、やっぱりこの物価高騰が急に収

まるということはちょっと考えにくいので、もっとより検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

非常に答えづらい質問だったかもしれませんがけれども、先が見えない状態なので断言はできない部分はあろうかと思えます。

今、課長もおっしゃったんですけれども、給食費の値上げするのに、今、村は半額補助していますよね。今後は村長も無償化を掲げていらっしゃるんですけども、こういう補助で無償化をした場合には、なかなか保護者に対して給食費の値上げは打ち出しにくいと思うんです。子育て支援としてそういうような補助や無償化をするわけですから、じゃ、値上がりした部分は、なので村で面倒見ろよという話になると思うんですね。

これは物理的には可能かもしれませんがけれども、理論的には非常に難しくなるので、その辺の対応策を、これは財政も絡むと思うのでやはり委員会としても逐一もう注視をして、物価の高騰などを注視をして、その辺の対処策をいつもやっぱり対策を練っておかなければならないのではないのかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

今回のこういった物価高騰、私どももなかなか把握できなかったものではあるんですが、給食費に関しても教育委員会と村長部局と話し合いの場を持って今後進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

それで、昨今のこういう物価高騰を受け、近隣の市町村では臨時交付金を活用して来年の3月まで期間を限定して給食費の無償化を行っている自治体もありますけれども、村長も無償化を掲げていらっしゃるけれども、現在のそういう物価高騰を受け、無償化の前倒しもお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

段階的にそういったふうに持っていきたいと考えますけれども、今、教育委員会のほうで答弁したようにかなりの金額もかかりますので段階的にいきたい。そして、コロナ交付金という特財がある期間に、できるだけ時限立法でもいいですからそれを実現していきたいと考えます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

言いたいことは、物価高騰したから給食費を安定して、そして安全な給食、そしておいしい給食、それで質のよい給食を維持するために、恐らく教育委員会ははじめ給食センターも御苦労されていると思うんですね。この給食費を援助する、無償化するということは大変喜ばしいことです。子育て世帯の大きな支援になると思います。

ただ、今、現状この給食を安定的にどう維持していくかという課題のほうは今優先されるべきではないのかなと思って、ここに今は力を注いで、そういうような新たな補助とかその辺の無償化については、やっぱり物価が落ち着いたたり、いろんなことを加味した上でやっぱりやったほうがいいのかな。今はこの給食を維持するために力を注ぐべきではないのかなと私個人は思っていますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今やっていることは、あくまでその時限的なものですから、ずっと、もし交付金の補助金規定が切れた場合、終えんした場合の大変それは我々は見越してやらなくちゃいけないと思っていますので、先ほどもおっしゃいましたようにずっと永続的に続く、今のところ財政状況からするとそこは大変困難なところがありますので、時限的な特定財源があるうちにそれはやっておきたいということがあります。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

物価が落ち着くことを願っておりますけれども、その辺非常に微妙なところでもあるし、センターを抱える委員会としてもまたやはり御意見あると思うので、やっぱり執行部と村長の連携を密にしてこの安全・安心な給食を維持するために取り組んでいただきたいと思います。

給食はこれで終わります。

では、住民税減税と水道料金の減免であります。

住民税の減税は考えていないということなんですけれども、減税の考えに今現在至らない主な理由はどんなことがありますか。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

お答えします。

税についてはなかなか減免した措置に対しての交付金等の措置がなかなかメニューがなくて、今現在においても前年度より減収があったりとかそういう方においては、分納制度とかそういった措置で納付していただくというような形で今対応しているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

恐らく、住民税でいろいろあって前年度の所得やあるいは課税する時期や納付をする時期にばらつきがあって一概にすぐこれを減税しますということはいかないだろうと思う。

例えば、単純な話ですけれども、軽自動車税があるじゃないですか。これは算定方法もほかの税に比べては割かし複雑ではないし、軽自動車に乗っていらっしゃる子育て世帯、高齢者の方が多いですから、これ今の時期に私が言っていることも少しタイミングがずれているんですけれども、来年以降にもしかしたら遡って減税の対象に軽自動車税はなり得ることはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

軽自動車税についてなんですが、令和元年10月から令和3年12月末にかけて、軽自動車環境性能割というのが新しくできまして、その制度において1%減というようは臨時的な措置をやっているところであります。ですので、例えば新車で購入した場合、それが新しく環境性能割が税としてつくんですが、中古車購入においては例えば50万円以下になると税が課せられないというような形になりますので、そういった対応にしていこうということになります。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

じゃ、水道料金の減免については検討してまいりたいと、取り組む姿勢が答弁で感じられました。

過去に、これもコロナの最初の頃だったと思いますけれども、この水道料金の減免措置を行っていたと思うんですけれども、そのときには

どのような取組を具体的になさったのかお聞かせいただけますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

令和2年度に、これもコロナウイルス感染拡大に伴う地域経済や住民生活を支援する地方創生臨時交付金として、2か月間の水道料金、基本料金ですね、家事用と営業用、それを減免いたしました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

そのときにはトータルでどのぐらいの減免措置に金額的にはなったんでしょうか。お分かりでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

2か月間の減免措置としまして、臨時交付金を1,300万円活用しまして、基本料金税込み1,494万9,302円、それを対象に減免しております。水道事業費からの持ち出していますがそれが194万9,302円ということになっております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、水道料金の減免といっても今課長がおっしゃったような、そういうような取り組む方策というのにも限られてきているのかなと思うんですけれども、前回同様な取組になるということによろしいんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。



今回の措置についても前回同様ということで考えております。

**○議長（比嘉義彦）**

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

分かりました。

くどくどといろいろ申し上げましたけれども、今のそういうような物価高騰を受けて、村民の方々がやはり暮らしがどんどんこれから年末年始に向けても、今の予測は繰り返しますけれども、もっともっと厳しくなるだろうと思いますので、今のその臨時交付金をいかに効果的に使うかということが一つの各市町村の判断に非常に力が、比重が置かれているのかなと思うものですから、できるだけそういうような効果的な支援にぜひ結びつけていただきたいと思うし、これからもっともっとまた村の財政も厳しくなる部分もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ各課一致団結をして、これから村民の生活支援につなげるために頑張ってくださいをお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（比嘉義彦）**

しばらく休憩します。

再開は11時10分です。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（比嘉義彦）**

再開します。

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

通告に従いまして一般質問を行います、質問に入る前に、私自身の北中城村議会議員としての思いを述べて質問に入りたいと思います。議長からも許可を得ています。よろしく願いいたします。

まず、常日頃から村民のために仕事をなさっている北中城村職員の皆様に、村民の代表とし

て感謝いたします。ぜひ健康には留意して日頃の業務に当たっていただきたいと思います。

よく、議会と村とは車の両輪と例えられますが、私の考えで例えるとすると、北中城村というきれいな花を咲かせるために、村長、副村長、教育長がその中心の幹です。そして、こちらにおられる課長の皆さんがその枝となり、ここでは見えない係長、職員等の皆さんがそれを支える根っこの部分だと思っています。そして、我々議員は自然環境といいますか、太陽のように温かく見守っていますが、時には風当たりの強い嵐のようなときもある。しかし、村をよくしたいという思いは一緒ですので、優しい雨という水分を与え、北中城村というきれいな花を咲かせるためにお互いが欠かせない存在ではないかと考えています。

ですので、議会で交わされたことをここだけで終わるのではなく、内容を必要に応じて各課に持ち帰り、課内でコミュニケーションを取り、情報を共有していただきたいと思っています。担当ではない、関係ないではなく、いつかは担当になる可能性もあるので、よろしく願いいたします。

興南高校の我喜屋監督の著書の中に、どんなに美しい花もいつかは必ず散るときが来る。そして、散った花は元には戻らない。けれども、根っこをちゃんと育てていけば、きっとまた美しい花が咲く。花が咲いたことに有頂天になって根っこに水をやるのを忘れてしまえば、いつまでたっても次の花が咲くことはないとあります。

私は、質問で小さい一石を投げられるよう頑張ります。それが波紋のように広がって、根っこの隅々まで伝わり、いつかは役場全体で共通認識を持てるような北中城村になれるよう願っています。

それでは、一般質問に入ります。

1つ、北中城村の防災についてです。今年1

月15日13時10分、トンガ沖海底火山が噴火し、翌日16日0時15分に沖縄本島に津波注意報の緊急警報放送が流れた。そこで、そのときの村の対応は。避難場所の開設は行われたのか。避難者について把握しているのかお聞きいたします。

2つ目、子育て応援について。通学路等に交通安全の看板が設置されていますが、向きが変です。街灯もそうですが、向きの点検等を行っているかお聞きいたします。

3つ目、高齢者の健康対策について。コロナ禍で高齢者の集まる機会が激減しています。村長はどうお考えか。

4つ目、自治会の支援について。高齢者の集まる機会と同様、各自治会も行事等ができず、村全体元気がないように感じます。自治体が元気になれば村全体も活気にあふれると思います。村長はどのようにお考えか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉 悟議員の御質問にお答えします。

まず、思いを述べていただきましたので、私たちもしっかりと情報を共有して、1つの課ではなくて、みんなが共通認識として取り組めるようまた組織をしっかり整えたいと思います。ありがとうございました。

では、1番目の北中城の防災についてですけれども、今年の1月15日13時10分にトンガ沖海底火山が噴火し、翌日の16日0時15分に沖縄本島に津波注意報の緊急警報放送が流れたということで、それに関する御質問でございます。

回答といたしまして、津波注意報を受け担当職員が出勤し、午前1時30分に準備態勢に入ったと沖縄県に報告。そして、生涯学習課職員と連絡を取り、午前7時27分中央公民館を避難所として開設しました。その時点で既に駐車場には数台の車両の駐車が確認されました。

2番目の子育て支援についてです。集落内に設置されている交通安全の看板は、北中城村交通安全推進協議会が各字自治会の要望を受けて設置をしております。設置直後は自治会に対して設置完了の通知をして確認をしておりますが、その後の向き等の点検は行っておりません。また、集落内の街灯については防犯灯として自治会に管理いただいているものが多くあります。

3番目、高齢者の健康対策についてですけれども、新型コロナウイルスの感染流行により、自主体操サークルや老人クラブ等各種活動が自粛され、高齢者の外出する機会や人との関わりが減ることによる心身機能の低下が懸念されます。村では、ワクチン接種を勧奨するとともに、屋外や自宅での運動プログラムの普及など実施してまいりましたが、今後も続くと思込まれるコロナ社会における高齢者の有効な健康対策を検討、取り組んでまいりたいと考えております。

4番目の自治会の支援についてですけれども、ここ数年コロナの影響で各字自治会の地域行事や村の事業も中止が相次ぎました。結果、村全体として少し活気がなくなってきたと感じています。議員がおっしゃるように各自治会が元気、活気にあふれるようになれば、必然的に村の活気もあふれてくると考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

北中城村の防災について再質問いたします。

担当職員が出勤とありますが、お1人でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

当初出勤は1人でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

その後の村の体制はどんな感じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

6時半ぐらいに別の職員が到達し、状況をお互いに確認して、1時に来た職員が帰ってございます。それと併せて、中央公民館を管轄する生涯学習課職員にもできるだけ早く開設をしてくれというふうな要請を行ってございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

1時30分に沖縄県に報告して避難所開設の7時27分までの間は中央公民館は閉まっていたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

中央公民館への車両の出入りについては可能でしたが、公民館施設に入ることにはできない状況でございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

車両数台確認されていますが、避難者の人数等は確認していますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

車両に乗っている人数自体は把握してございません。あわせて、中央公民館への開設後の避難者はございませんでした。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

この県に報告して開設までの6時間の間、多分避難した方は子どもから高齢者まで想定されるので、できればトイレ等の問題もありますので。

中央公民館のそのときの警備の状況はどんなでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

中央公民館、2年ぐらい前から巡回警備ではなく機械警備になってございます。その当時は機械警備のためなかなか開設に戸惑ったところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

その場合役場の警備と連携は取れないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

役場の警備と中央公民館の警備委託先が違うので、こちらの警備員を派遣するという事はなかなかその当時は難しかったです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村の指定緊急避難場所に指定されている中央公民館は耐震診断され、耐震性は確保されていますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

中央公民館については、昭和58年の建設でありまして、新しい耐震基準には適合しておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村内に幾つ自主防災組織があるか御存じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在7団体が自主防災組織を組織してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

そのとおりです。各自主防災組織は各自治会のおのおので活動しています。防災に大事なものは、顔の見える関係を日頃から築いておくことが大事です。連携強化を図るために連絡協議会等の発足を提案しますが、村長の見解はどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

いろんな協議会の中で連絡協議会、一つを核としたそういう情報交換の手段として協議会をつくることは大変有効かと思えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村長も野球経験者なのでお分かりかと思いますが、守備をしているとき、打球への反応、判断の差で取れる・取れない、守れる・守れないに関わってきます。何も知らないゼロと何か1つ知っているとは大きな差にもつながると思うのです。このことから、もし連絡協議会等

が発足できれば、村全体の防災避難訓練や、家族ぐるみで参加できる防災啓発のための防災まつりの開催、それを通して村民の防災意識啓発にもつながると思います。

まずは小規模でいいと思います。その中で各自主防災組織が各テナントを出し、炊き出し訓練もできれば一石何鳥にもなると思います。村全体の防災訓練、防災まつりについてはどう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ただいまの提案、すごくいいことだと思います。自主防災組織単独ではどうしても情報量が限られてきます。現状自主防災組織の課題として挙げられているのが、まずリーダーの不足、それと高齢者の増加、若者の加入が少ないというのが主な課題として、全国自主防災組織の方が今思っているところです。

今、議員がおっしゃっていた横の連携によって、お互いが不安に思っていることを情報交換しながら、さらに組織力、地域力を高めていく手段としては協議会なりはすごく有効なものかと考えております。

まつりに関してはまだまだ少し検討する余地があるかなと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村全体の防災訓練等についてはいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

規模が規模だけになかなか村全体統一した日に防災訓練なんかが実施できていないのが現状です。

今、防災訓練としては自主防災組織を中心に  
して福祉課、社協などが合わせて訓練に参加し  
ている状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ前向きに連絡協議会の設置と、小規模で  
もまずいいと思うので、全体が考えているんだ  
よという啓発のためにも、防災訓練も検討して  
いただきたいなと思います。そうすることでS  
D G s 目標番号11番の「住み続けられるまちづ  
くりを」にもつながると思います。

ちなみに、皆さんもしものときに皆さんは何  
か備えていますか。これは答弁はよろしいです。  
持ち帰っていただきたい。

次に、子育て応援について再質問いたします。

防犯灯については日中は消えているので各自  
自治会にお任せしますが、ここで知っていただき  
たいのは、防犯灯は各自自治会からの要望で村が  
設置してくれます。しかし、設置後の電気代、  
修理修繕は各自自治会の持ちです、予算もです。  
それを知らない方が多いです。日頃の地域が平  
和で保たれ、安心・安全につながっている防犯  
灯です。ぜひ自治会加入も促進していただきた  
いと思います。

交通安全看板についてです。ちなみに現在職  
員は何名いらっしゃいますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

交通安全を担当する職員の係は係長1人、職  
員が2人でございます。実際担当している職員  
は1人でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村全体の職員の数をちょっと教えてください。  
全課の職員の数です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

教育委員会を含めた職員人数ですが150名で  
ございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

会計年度任用職員も含んでいますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ただいまの数字は正職員で、会計年度任用職  
員は含んでございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

150名が役場に出勤する。できたら通勤時、  
勤務中のパトロール中にでも交通安全看板を少  
しでも気にしていただきたいと思いますが、可  
能か。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今のことですね、全職員にユーザーメールで  
流して、できるだけそういったふだんの通勤に  
際して気になった交通安全の看板、もしくはカー  
ブミラーなどそういったものがあれば担当課  
に連絡していただけるように周知することは可  
能だと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私が質問を出したのは9月22日で一般質問の

締切りが9月29日、2週間ほどたっています。これはEMホテルから琉銀のほうに下りてくる坂の途中、仲順131番地付近なんですけれども上門ガーがある付近です。この2週間でも直っていない、多分もっと前からこんな感じです。この下のほうに看板があるんですけれども、昨日僕が直してきました。多分気になっていないのか、ぜひ見ていただきたい。

私、沖縄地区地域交通安全活動推進委員としてほぼ毎朝子どもたちの交通安全立哨をJA給油所前で行っていきまして7年目になります。その活動の経験から、四、五年前か村の交通安全推進協議会に看板が設置してもらいました。北中城郵便局側から仲順向け、琉球銀行北中城支店前の看板です。皆さんは御存じでしょうか。看板の内容は「交差点長し、黄色で止まれ！」です。琉銀前の停止線から給油所前の横断歩道までの距離が長く、信号を黄色ぎりぎりまで進めると、給油所前の歩行者信号が青になり、信号しか見ていない子どもたちが渡り出し大変危険ということと、学校を送迎している渡口側から車が右折できず渋滞の原因になっていました。その観点から設置していただきました。

しかし、皆さんは看板を見ているようで見ていない。特に職員の皆さんの通勤時は子どもたちの登校時間と同じ時間帯だと思います。そういう小さいことですが、交通安全を通して村全体で子どもたちを見守る体制が整っていたら、カッコいいと思いませんか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これは安心・安全のまちづくり、職員一人一人が心がけるべきだと思います。ただ、なかなか職員としても気づかないところがございますので、こういったことについてはまた気づいた村民から等についても情報提供があれば対応し

たいと考えますので、基本的にまた職員だけでつくるものではなくて、みんなで作る、村民総出で作るまちづくりを展開できればと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

教育委員会が2014年2月に地域の全ての大人が子どもたちの成長や教育に積極的に関わっていくことを誓う「かかわり宣言」を発表し、「わったーわらばーたー」を合い言葉に活動しています。村職員、村民の皆様が「わったーわらばーたー」の精神で子どもたちを見守っていただけたら、保護者の皆様も心強いと思います。できましたら、小学校、中学校の先生方もそんな思いで通勤していただけたらと思いますが、教育長のお答えも聞けますか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

悟議員の御質問にお答えいたします。

本当に2014年「かかわり宣言」、今、議員のほうから交通安全のことについて触れられましたが、全てのことに学校関係者としてではなく、「わったーわらばーたー」とそれはいろんな活動の中においても含まれているというふうに考えています。

そして、今おっしゃった交通安全の部分についても、学校もスクールゾーン委員会を今年島袋小学校も立ち上げて、学校の先生方、それから地域一丸となって子どもたちの安全・安心のためということをお願いをしているところでございます。

議員がおっしゃるように、今後も学校長にもまた再度お願いをしたいなと思っております。

ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

皆さんと一緒に「わったーわらばーたー」という精神でまた見守っていただきたいと思います。

次に、高齢者の健康対策について再質問いたします。

高齢者の有効な健康対策を検討し取り組んでいくということですので、提案したいことがあります。パソコン、スマホは高齢者に普及し切れていないと思うので、ふだんから一番見ているテレビを使った情報発信、テレビのデータ放送を活用して認知症予防や健康体操はできないでしょうか。

現在、南城市、金武町、久米島町、名護市、糸満市の5市町が運用し、22市町村が試験運用しているようです。北中城村も試験運用なのか市町村からのお知らせの中には出てきますが、北中城村行政情報は「現在情報はありません」となっています。ぜひこのデータ放送を活用して、高齢者の有効な健康対策につなげてはいかでしょうか。村長の見解をお伺いします。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

そういうメディア利用する価値があると思いますので、今後善処して前向きに検討していきたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

もしこのデータ放送活用できれば、広報紙のチラシ等も載せ、チラシの削減にもつながると思います。ぜひ前向きに検討をよろしくお願いします。これもSDGsの目標、活用できれば「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」にもつながると思います。

次に、自治会の支援について再質問いたします。

先日、3年ぶりに開催された令和4年度北中城村青年エイサーまつり、第37回北中城まつりでは、近年まれに見る村内外からの多くの来場者でにぎわっていました。コロナも油断できませんが、皆さん待ちに待っていたかのようにでした。村長も各自治会が元気になれば必然的に村の活気もあふれてくるというお考えなので、また一つ提案いたします。

各自治会に元気を出してもらうために、自治会提案制度などを設けて、補助してあげてはいかがでしょうか。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

比嘉 悟議員の御質問にお答えします。

私も従前から申し上げていますように、自治会が元気だと行政も元気だ。そして、自治会の元気のもとにはまた各種団体だと思っております。そういうものがございますので、ぜひ自治会には元気を出していただきたい、そういった面で村民提案制度の今提案がございましたけれども、非常にいい御意見だと思います。

ただ、今、村では北中城村自治会育成交付金という規則がございまして、その中で交付規定がございます。その中の健康まちづくり交付金というのがございまして、それを活用する手もあると思います。ただ、まだ新たに別の交付金を創設するというのもまた可能ではあると思いますけれども、それについてもまた検討させていただきたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

難しい提案ではなくて、ウォーキング大会とか、グラウンドゴルフ、各自治会の役員会あたりでも楽しいことを計画する、それだけでも楽しい行事につながると思うので、ぜひ活用していただきたい。

お世話になった地域、応援したい地域という思いで寄附されたふるさと納税制度の趣旨にも合致していると思いますが、ふるさと納税を充てるのは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

ふるさと納税いろんな提案項目がありまして、それに合致するのであれば、一概にできますと言えませんが、合致するのであれば非常に有効な手段だと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

単年度でも構わないと思うので、ぜひ元気になるためにも前向きに検討していただきたいと思います。これもSDGsの11番「住み続けられるまちづくりを」にもつながると思いますので前向きに検討をお願いします。

私の一般質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後の再開は1時30分にします。

午前11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず1点目に、島袋冠水対策です。前回の質問から1年になりました。冠水時のデータも残しながら冠水対策についての効果も検証することが必要だと提案してきています。現時点での

効果と5号調整池の完成によりどのような効果が期待できるのか。

また、5号調整池の計画が進んでいないように思われますが、進捗状況と山里地区から流れる雨水についての沖縄市との協議の進捗状況について伺います。

2点目に、ライカム地区開発についてであります。マンション等集合住宅は開発時から建設が進んでいましたが、ここにきてようやく戸建ての住宅建設も進んでいるように思われるが、まだまだ空き地となっている場所が多く見受けられます。

村の自主財源である多くが住民税、固定資産税等の村民からの税となっている。空き地ではなく住民が住んでいるということが財政も豊かになると考えるが、現在の空き地が多い状況は村としてどのように考えているのかを伺います。

また、徳洲会病院横の通行止めになっていた道路は、前回の質問で管理者と調整中との答弁だが、現在は駐車場のようになっている。詳しい経緯を求めます。

最後にイオンモール東通り、イオンモール南通りは、ネーミングライツを行いイオンより広告料をもらっている形になっている。お金をもらっているにもかかわらず、年中植栽ますは雑草が生い茂っている状況である。議員としてここを通るたびに恥ずかしく思い、イオンさんに対しても申し訳ない思いで仕方ない。このような状況を村としてどのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問にお答えいたします。

1番目の島袋冠水対策についてです。まず、3号調整池の効果については、大雨時において胡屋観測所の1時間雨量や10分降雨量データを



基に冠水状況を確認しております。今年の梅雨時期の5月から直近9月までの大雨時における1時間最大雨量36.5ミリ、そして10分間の降雨量が19ミリ観測しましたが、家屋への浸水被害は発生しておりません。

設計時に3号調整池完了後の浸水低減効果として、低地部で冠水高さ39センチ程度まで低減できる計画となっていたことから一定の効果は発揮しているものと思慮されます。

5号調整池が完了すれば、比嘉雨水幹線と山里からの流入してくる支線との合流による合流損失を小さくし、比嘉雨水幹線の水位上昇を軽減する計画となっております。

5号調整池の進捗状況については、物件移転補償交渉を断続的に行っておりますが、現在、居住している居住区域内を希望している補償費に見合う物件が見当たらず、難航している状況であります。

山里地区からの雨水についてはロウワープラザ返還跡地を利用して対策できないかと両市村で検討している状況であります。

2番目のライカム地区開発についてですけれども、まずライカム地区の空き地について、市街化区域であり、村としても早期に町並みが形成されることが望ましいと考えます。

ライカム公園の整備について、現在その主な利用者となるライカム地区内の住民及び事業者を対象としたワークショップを開催しているところで、住民の意向を反映した整備を図ることとしています。

徳洲会病院横の道路についてですけれども、当該道路は区画整理事業の調整において、拝所とそれに結ぶアクセス道路の確保、県道用地の残存の事情（道路占用物件含む）から、道路構造物が設けられたものと理解しております。その後、管理の移管について県からの相談を受けていましたが、別途調整中の県道22号線の管理移管と一括での処理が望ましいとの考えです。

なお、県道22号線の管理移管に当たっては、未買収用地の解決、不具合箇所の補修などを条件としており、現時点で解決に至っていない状況であります。

イオンモール東通り及びイオンモール南通りの除草については、年2回から3回の頻度で実施しているところですが、生育が早いため生い茂った状況が多く見られているものと理解しております。今後、雑草の抑制対策など検討してまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、島袋の冠水対策から順次再質問したいと思います。

答弁の中で効果として39センチ程度低減されたというふうにしていますが、これはどの高さから、雨量に対しての39センチなのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

雨量についてですが、設計の段階で計画10年降雨量としまして1時間当たり85.3ミリで計画しております。今回の39センチという高さについては、現況、整備以前について最も低いところで78.5センチぐらい冠水していたということでもあります。それからの整備、第1段階でライニング整備、それから3号調整池の整備を合わせて78.5センチから39センチ程度までは低減できる計画となっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、この1時間当たり85ミリ前後の雨量という考えでいますけれども、大分最近雨の

降り方等変わってきていて、気象庁のほうのこの線状降水帯ですか、そういった部分でもいろんな考え方が以前と変わってきています。最近もまたほかには1時間で100ミリ以上という事例も国内多々ありますけれども、この計画が当初計画された85ミリの想定をもうちょっと上げる考えはないのか、この辺はどういうふうに考えているのか、この状況も踏まえてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

この降雨量については、一応計画は10年確率ということで当初計画しておりました。近年線状降水帯とか一時的な大雨とかそういうのも結構あることから、条件が大分変わってきているということもあります。そこら辺は県との調整もありますけれども、これも含めまして見直しが必要なのか、それとも今の計画で対応といたしますか、状況を勘案して見直しが必要なのかも検討していきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そうですね、できたら早めに、こういった地球全体で異常気象という形になってきていますので、この辺はしっかり状況に応じた判断をしながらまだまだ計画は進んでいくと思っておりますけれども、その計画を進めていってほしいと思います。

では、前回の質問の繰り返しになりますけれども、この3号調整池、前回も住民説明会とは違うよという話をしている、その中の答弁で周りの状況も考えながらという話をしていました。では、じゃ、この計画が変更になった、考え方が変わった、どういった検討が入って考え方が変わったのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

当初の計画といたしますか、そんなに大きな変更はないんですけれども、もともと計画している土地といたしますか場所です。それも当初から予定していたところでありまして、ただ、目的は比嘉雨水幹線の水位の低下を図るということで、一時的な貯留能力といたしますか、比嘉雨水幹線の低減を図りつつ、内水からの水も貯水池にためるという計画になっております。

ただ、いかんせん比嘉雨水幹線の水位上昇が短時間で上がるものですから、それを逆流も見込んでこの越流堰、それを設けて、併せて貯留の調整を図るということで計画しております。以前、当初から大きな変更があったということではありません。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私の見方からすると、本当に大きな変更になっている、住民説明会の資料とは違うような低地部の水をためるといような表現だったんじゃないかなというふうに思っていてちょっとこういった質問するんですけれども、取りあえず担当課としては変わっていないという考え方でよろしいということでもいいですね。

先ほど言ったように、課長の答弁にもありますように急激に上がるんですよ、水が。でも、この3号池、排水が相当小っちゃくてスムーズにいかないようなイメージもあるんですよ。この辺はポンプで吸って出しているじゃないですか、この満杯になった後の排水時間どのくらいになるのか。これは計算されてやっているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

3号調整池の満水になる計算では約35分ぐらいを見込んでいます。それから、ポンプを使いまして1時間に2.65立米を排出する計画となっております。それですと4時間程度で吐き出しできるような計画となっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これもちょっと何か4時間かかり過ぎるんじゃないかなというふうに思っております、雨の降り方というのは一時期ばーっと降って終わりじゃないんですよ。断続的な部分もあるし、またやんだ後にもう一度降ってしまうということもあって、たまっているのにせつかくまた全然吐けていないから同じ状態になってしまう。

先ほど35分で軽減されるかもしれないんですけど、たまっている状態でまた降ってしまうと、結局この35分がチャラなるんですよ。もうすぐ10分、20分ではまたいっぱいになってしまう。周りのこの38号線ですか、そこも水たまりになってしまう。そのような考えどういうふうに、これでいいのか、その辺ももう仕方ないなというふうに考えればいいのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

もともとピーク時の雨量、10分雨量で計算しまして、30分間でピークを抑えて、そこからまた雨量が増えればまた増えますけれども、満水状態になりますけれども、その何か繰り返す。結局完全に吐き出すことは難しいことではありますので、ピーク計算、10分雨量の計算を基に計画をしております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ちょっと心もとないかなというふうに思っております、この吐き方とか、もちろんこのもとのため方、吐き方、両方少し疑問があってもうずっと再三質問しているんですけども、もうここは造ったから仕方ないと言えばもう終わっちゃうのかなと思っております、あまりおもしろくないんですけども。

5号調整池に関してはまたどのような考え。今3号調整池と5号調整池、前も話したように違う入れ方、出し方ですね。それはどういうふうに考えているか。5号調整池もこの本線からの流入、本線の抑えるために考えて調整池として使うのか、それとも山里から来る水を優先的にこっちにためてからやるのか、その辺はどのように考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

3号調整池と5号調整池の違いなんですけれども、3号調整池については比嘉雨水幹線の水路の高さが一番低いところと同じ高さになっていまして、自然流下で3号調整池の中へ持っていく、自然流下といえますかためのスペースが限られていることで深く掘り下げた形にしています、用地の関係でありまして。5号調整池については、山里からの排水の抑制といえますか、比嘉雨水幹線とぶつかる場所の抑制ということで、一時的な貯留機能という形で計画しております。これは比嘉雨水幹線の水位低減を目的としておりますので、優先的には。山里からの排水を一時的にためて比嘉雨水幹線の低下を図る、低減を図るということでもあります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

もともこの冠水問題というのはこの山里から来る量が多いということで、もう初めからこれがスタートで多分計画されていて、そうい

った形でしっかりやっていたらまた効果も出てくるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、答弁の中で移転交渉が今不調だということであったんですけれども、私がちょっと耳にした感じ、もう諦めて別のこの家の補償は小さくしてやるというふうに聞いたような覚えがあるんですけれども、まだ交渉中ということですのでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

これからの計画のとおりに交渉もずっと今進めております。極力今の設計どおりに池を整備したいということで、この住民に対してはその計画のとおりやりたいという方向で交渉していきます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

やっぱり災害なのでいつ起こるか分からない、早めに整備してもらいたい。先ほども言ったようにここが要なんです、一番。山里から水をどうするかというのが。そこをやらないと、今までやってきたライニングとか、今3号調整池とか切り回しとかいろいろ対策打ってもらっていますけれども、補足的な計画だと思うんですよ。この山里から来る水をしっかり早めにやっていただきたい。

じゃ、これ今の計画と、また、じゃ、規模を小さくしてやりましょうということになると相当変わるのか、この対策に対して効果が相当変わるのか、この辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

今5号調整池のほうには仮設調整池がありまして、計画では今の仮設の池より若干大きくなります。効果としても、そんなに変わるかといえば、さほど大きな変化はありません。ただ、問題なのは今、山里からの排水が大きいものですから、もともとその水を当初計画しておりますバイパス整備でもって対応したいということで、バイパスを整備することによって浸水対策ということが図れるというふうに考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

バイパスは後でやろうかなというふうに思っていたんですけれども、今出てきたので一緒にやりたいと思います。

じゃ、この5号調整池の計画は何なのという話、それやらないで、早めに沖縄市と協議して早めにやったほうが、先ほども言っているようにこれはもう災害なのでいつ起こるか分からない、予想ができないというのがこの浸水するところの住民の考えなんだと思うんですよ。この辺をちょっと、どれが先なのか、どれを優先しないといけないのかというのをちょっとはっきりしてもらってから計画したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、それはどういうふうにお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

バイパスについては当初は国道の中で切り回すということで計画しておりました。ただ、国道の中に切り回すとなりますと事業費も相当高額になり、また将来的な維持管理にも相当負担かかると、難しくなるということで、今計画といたしますか、バイパスについては今、沖縄市と本村でロウワープラザの整備計画があると思うんですが、それに伴って、この返還跡地を利用

して整備できないかということで今話し合いとい  
いますか検討している状況であります。

そのめどといえますか、結構時間を要するこ  
とでもありますので、5号調整池についてはぜ  
ひ整備が必要だと考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ここもバイパスも時間がかかる、5号調整池  
も時間がかかる、じゃ、一体いつこの計画が済  
むのかというのが見えないところがちょっと疑  
問だなというふうに思っているんですけども、  
少し広げて、この山里から来る水というのはど  
の地域、国道もありますし、国道のそばには久  
保田の地域もあって、そういった水もここに  
入ってくるのか。ただこの山里の県営団地があ  
るところから来るのか、この辺は把握されてい  
るのか。この水がどこを中心的にどこから来る  
のかというのはお分かりですか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

この山里区の排水についてはこの県営団地の  
上流側辺り、この周辺谷間になっているところ  
があると思うんですけども、そこら辺から水  
と団地も通ってですが、もちろん。そこを国道  
横断しまして一部久保田地域の水、流域も含ん  
での水量となっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これ国道もちろんこの久保田地域のほうも  
国道の側溝なのかな、どういった形なのか分  
からないんですけども、入っているのか、この  
国道の水ありますよね、国道に来ている水。こ  
れも今言う山里から来る水路、支線に入っ  
てきているのか、その辺はお分かりですか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

国道については一部路面排水が今この山里か  
らの排水を通して、今この比嘉雨水幹線に接  
続しているということになります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

では、そうなんですよね、国道の水もこの原  
因だと、国道から来る水も原因だという考え方、  
自分も思っているんですよ。ですから、この国  
道の水も少しどうにかならんかなというふう  
に思っています、そうするとこっちに入っ  
てくる水、通る水も軽減されるんじゃないか  
というふうに思っているんですよ。

なぜかという、最近、ライカムの交差点も  
水、雨降ったら10センチ、20センチ冠水す  
るんですよ、よく。相当な量だと思うんですよ。  
それが同じ量がもしかしたらこの国道の排水  
口を通して山里から来る支線に入ってくる。  
この辺も考慮に入れて、できたらそのまま行  
かせるようにできないのかなというふうに国  
にも要請できないのかなというふうに思っ  
ているんですけども、この辺はどういうふう  
に考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

この国道からの水、山里からの水路に流  
れてくるのはそんなに大きな量ではないと思  
っているんですけども、それについて国道で  
整備できないかというような話はちょっと  
難しいんじゃないかと思っています。あくま  
でも国道以外の流域外、要するに沖縄市山  
里区域、あと久保田、島袋地域からの水量  
となっておりますので、国道で整備要請とい  
うことはちょっと難しいと考えて  
おります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。できるだけ早めにロウワープレザ地区のバイパスの件にしても、5号調整池の建設に関しても、できるだけ早めにやっていただきたいというふうに思っています。

村長は、村長になる前に公約というのかな、大雨による恒常的な冠水地域の解消ということをやっていました。これは今、私がこういった議論しているのは前新垣村長のラインからの計画だと思うんですけども、村長自体は何か新しい計画があって、何かアイデアがあって、そういった村民に対してこのような提案をしているのか、その辺はどうお考えなのか。今のこの状況をどういうふうに考えているのか、沖縄市との協議も含めて、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

基本的に大雨による災害等の全てに対応できる行政をしくのが当然だと思います。

また、前村長のまた政策等についても承継するという、現実にもう既に走っていますがそれを承継するという事は当然のことだと思っています。

今、用地交渉等については上下水道課のほうと一緒に進めています。私も今、当事者の方の家族と少々知り合うところがあるものですから、一緒に交渉に行っているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。村長としても担当課と一緒にしっかり足を運んでやらないといけない部分が多々あると思うので、しっかりよろしくお願

いします。

続いて、ライカム地区開発のほうにいきたいと思います。ちょっと確認なんですけれども、この空き地というのは今現状地目は何になっているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

ライカム地区の空き地については、この場所にはよるんですけども、ほぼ雑種地扱いとなっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

だからというのかな、なかなか開発進めてもらえないというふうに思っているんですよ、私としては。できるだけ雑種地じゃなくて宅地なり商業地域もあるし、せっかくこういった計画どおりにやっているんで、できる方向にやってもら、そのほうが雑種地だったらもちろん税金、固定資産税安くなると思うんですよ。

そのままお金持っている人はそのまま置いておいてもいい、年間少ないお金を払って。ない人はイオンの駐車場になっているところも多いです、結構多いんですよ、半部以上じゃないかなというぐらい。それで大体押さえられて、自分の手元から出されていないような感じするんですよ。この辺はどう考えますかね、村としては。先ほども言っているように、早めに人が住んでくれたほうが住民も多くなって、固定資産税も上がって、交付税も増える、もういいこと尽くめなんですよ、早めに造ってもらうほうが。その辺をどういうふうに考えているかという趣旨の質問なんです。それに対して、どういうふうに対策取っているのかという、どういうお考えなのかということなんですけれども、この辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に区画整理事業ですから、区画整理事業の初期の目的に即して上物を整備するというのが通常の常套手段だと考えておりますので、地権者の皆さんはそれに賛同して用地を取得とか、あるいは事業に参加したということになっておりますので、この計画の初期の目的をしっかりと達成するように努力していただきたいと。

また、これについては個人的な私用の財産でするので、なかなか行政がそこに立ち入って、早くうちを造ってくださいとかそういったのはなかなか難しいところがありますので、別の形でそれができるのであれば、また上間さんもお知恵もまた提供していただければと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

しっかり村税を上げる、村を豊かにするという観点からも、また町並み形成からしても4年たっていて、草生えている土地多い、この商業地なりイオンモール周辺ですね。そういった観点からも村ができることはしっかりやりながら、ぜひ当初の目的のとおりきれいな町並み形成できるような形でよろしくお願いします。

あと、公園の件でなんですけれども、ワークショップ行っているということなんですけど、どういった意見が出ているのかお聞かせ願えますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、ライカム地区の公園が予定地が4か所ございまして、それぞれについてどのような使い方がいいのか、それに合わせてどういった施設整備がいいのかというのをこれまでお話をし

ていただいております。

例えば、トイレが必要なのか、あと東屋ベンチであるとか遊具の設置であるとか、そういったものが意見としてありますけれども、その中でまずメインになっていきますのがイオンの駐車場のところと、コンビニのある交差点付近、そこに1号公園としてまとまった広さの公園があります。そこについては何らかのイベントができるようなことがいいんじゃないかと、そういう整備が望ましいんじゃないかとということで、実は9月にイオンさんの地域の取組として清掃活動が予定されておまして、その日にちょっとミニイベントを開催して試行してみたらどうだろうということで検討していたんですけれども、あいにくその日台風の接近があってイベントが延期になっております。

これについてはまた改めて日程調整してイベントをやるという状況になっておまして、そういった試行イベントを通しながら、本当に何が望ましいのかというのをまた今後議論していこうということにしておまして、今の段階でどういう方向性をつけるというところの結論までは至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

地域、周りに人がたくさん住んでくれたら公園も早めに造りやすのかなというふうに思っていて、今の状況で公園造ってどうかなというふうな考えもあるんですけれども、地域の皆さんの意見も聞きながら、使いやすい公園に計画してください。

それと、あと徳洲会横の道路なんですけれども、私が聞きたいのは、今縁石も外されてそこが駐車場になっているんですよ、ロープ引かれて杭も打たれてという形。そういったのをまだ県のほうにあると思うんですけれども、その辺

は確認できているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今現在、県道として県の管理になっておりますので、村としては掌握しておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ちょっとそういったのももし村が管理になると、またこれ少し道の使い方として自分からしたら好ましくない状況、クレーンも入って鉄板置かれてってやって。もし以後、村に移管された、少し不具合が出た、出る可能性もあると思うんですけども、その辺もこの交渉の中に入っていくのか、それとももうちゃんとできて原状回復というかそういうふうにやってくれたら別に問題ないという考えなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

先ほど説明でもございますけれども、県道22号線、この管理移管について不具合箇所の修繕を求めているということは、つまり引き受ける村として余計な負担がかからないようなものにしてもらわないと困るということがございますので、当然引渡しの段階で異常なものと申しますか、不具合があれば当然そこは回復してもらおう、適正な状態での引渡しを我々としては求めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

できたら現状も見て、もし交渉に入る場合はしっかりやっていただきたい。どういった形で、杭も打たれているということはこっちに水が流れていく、もし抜いた後に。やっぱり道としてアスファルトが浮いたりとかする、素人考えなんですけれども、そういった場合もあるんじゃないかなというふうに心配してこの質問もしました。しっかり交渉を、要らないのは要らないということでもいいと思うので、よろしく願いします。

それと、あとイオモール、東通り、南通りでしたか、ネーミングライツもらってやっているんですよ、お金もらって。私もうほぼ毎日ではないんですけども、年の半分以上は役場に通いながらこの道通るんですけども、きれいになった状態が見たことがない、申し訳ないんですけども。片方をやっとなり始めたなと思ったら、2週間、3週間置いてまた片方やるんですよ、反対側。そしたらもう2週間、3週間だからまたこっちが伸びているんですよ、初め切ったところが。

そういった部分で、できたらもっと草刈り回数、2回か3回というふうにやったんですけども、本当にできるだけ多目に入れてもらって、きれいなこの通りをちょっと求めたいんですけども、検討するとありますけれども、早めに検討してもらいたいというのが本音でありまして、どういったことを考えているのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、草刈り自体は沖縄の場合刈ってもすぐに生えてくるという状況になっておりまして、我々も手を焼いているところでございます。そういったところでは、抑制対策、要は防草シートとかそういったもので抑えることができない



か、その費用対効果として草刈りの頻度とどちらが有益なのかというものを比べまして、その上で決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

ですから、この道は普通の村道とは違いますよということを言いたいですよ。お金もらっていてやっていて、先ほども言ったように、私本当にイオンさんに心苦しく思うんですよ、お金もらっているながらこんな状況か、名前もついているのにこんな状況かということとちょっと質問させていただいているんですけども、このイオンさんからもらったお金を基金としてやっていますんですけども、これはもうこういった伝統芸能に使ってくださいという形でやっているといるんですけども、その辺のこの条例を改正して要綱を改正して少しはそういったところに、多分幾らやっても草刈り以上の効果は出ないと思うんですよ。

ですから、草刈りを何回か入れるとか、あとこの基金をいただいている団体数か所あると思うんですけども、その人たちをお願いして、もらっている代わりに少し清掃作業手伝ってこないかとかそういった考えはないのか、その辺聞けたらなと思っているんですけども、村長はどういうふうな考えですか。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

基本的にまちづくりというのは村民を協働参加でやっていると、そういう姿勢が大事だと思います。

そこで、今ネーミングライツで得た基金の財源を道路特定財源として一部扱うとそういう意見と、さらにそれにネーミングライツの恩恵を

受けている各種団体等の参画によって道路をきれいにするか、それはいい提案だと思います。

ただ、今、おっしゃったように基金条例についてはまた条例改正等々してそれは変更する必要があると思いますけれども、それを恩恵を受けている方々を呼びかけることは十分可能だと思います。そういうふうにしてやっていくのも一つの手だと思いますので、検討していきたいと思っています。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

せっかく広報でも何百億円だったかな、開発して経済効果があったということで広報でもありました。そういった誇りのある地域なので、しっかり管理また村民が喜ばれるような形に持っていつてもらいたいなというふうに思って質問しました。よろしくお願いします。

私からは以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

一般質問を続けます。

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

通告に従いまして一般質問3点行います。

10年ぶりの一般質問でちょっと緊張しておりますが、しっかり取り組みますのでよろしくお願いします。

1点目、村内のヤングケアラーの状況についてですが、近年クローズアップされているヤングケアラーについてです。

まず、ヤングケアラーとは何かといえば、御存じの方のほうが多いとは思いますが、介護や家族の世話をを行う18歳未満の子どものことを言います。2020年から21年度の中で厚生労働省の全国調査において、小学生で15名に1人、中学生で17名に1人、高校生で24人に1人、大学生で16人に1人がヤングケアラーという報告が出ております。

県内においても、青少年・子ども家庭課児童育成班のほうからアンケート調査がいて、先生向けのアンケート調査の結果のほうは今報告が出ております。この村内の状況について何か報告的なものがあればぜひお聞かせください。

そして、このヤングケアラーに該当する子どもたちがいた場合の行政側の対応についても伺います。

2点目ですが、通告書のほうには島袋1624番地3から1619番地1に至る里道、サンライズ通りというふうにあります。その里道沿いの東側の斜面の維持管理について、この斜面は過去に何度も地滑りを起こしているところで、現在も斜面側に高木、枯れ木等が幾つか見られ、雑草も繁茂している状況にあります。生活道路として多くの利用者がいる中で、現状を見ると天候悪化が続くと地滑りや倒木等で二次災害が起こる可能性が高いと考えますが、対応策も含めて当局の考えを伺います。

3点目です。コミュニティバス実証実験中の状況と、広域コミュニティバス構想について。

現在、運行実証実験中のコミュニティバスですが、利用者数も含めて自前で運行可能か伺います。

そして、交通弱者と言われる方々の利用、外出促進策としてコミュニティバスの必要性は高いと言えますが、財政的な面から見ても広域的な取組の必要は高いと思われ。その広域コミュニティバス構想として進められないか伺います。

そして、交通弱者と言われる方々の足として、村民の足として、この運行に向けたいろいろな方法があると思っております。オペレーションの工夫次第では、登下校時間のスクールバスとしての利用もできるのではないかと考えますが、当局の考えをお聞かせください。

#### ○議長（比嘉義彦）

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

それでは、喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

1番目に村内ヤングケアラーの状況についてということです。村内におきましても、福祉支援を受けている世帯において該当すると思われる児童のケースはございます。行政側の対応につきましては、村の要保護児童対策地域協議会（要対協）に情報を集約し、関係する機関と共に検討し支援することとなります。

課題といたしまして、該当すると思われる児童の把握、その情報を要対協につなげていく仕組みづくり、そして実効ある支援策が講じることができるかであると考えており、各種相談員をはじめ、学校、教育委員会、福祉サービス事業者等との連携を図り対応することが重要であると考えます。

2番目の、村道里道沿いの斜面の維持管理についてですけれども、御質問の道路は、当該地一帯の開発時に整備された通称「サンライズ通り」と呼ばれる私道（一部里道用地を含む）であると理解します。道路の沿線の私有地の管理については、その土地所有者もしくは土地管理者において適切に管理されることが求められます。

村としては、これまでに里道の管理者として、倒木等により通行に支障が生じる場合には除去等を行った経緯があります。

また、村が管理する道路沿線の私有地に存する樹木の繁茂等により、通行に支障が生じるおそれがある場合には、当該土地の管理者に対し伐採等の措置をお願いしているところであります。

3番目に、コミュニティバス実証実験中の状況と広域コミュニティバス構想についてです。

コミュニティバスについては、利用者のバス賃収入等による自前運行は厳しいものがありますが、交通弱者と言われる方や公共交通のない

地域でのコミュニティバスは必要性はあると思っております。また広域コミュニティバスが実現すれば利便性がさらに増すものと考えております。現在、県が中心となって広域的な公共交通の検討も一緒に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

すみません、さっきちょっと言い逃したところもあるんですけども、県教育庁の義務教育課義務教育指導班のほうからヤングケアラーについての実態調査が去年の11月から12月、これはもう村内の小中学校の先生向けへのアンケートが既にされています。去った9月のほうには、生徒向けのアンケートの調査が行われており、先ほど言った先生向けのアンケートについては報告が出ているんですね。

その報告書の中に、村内のヤングケアラーに該当する子どもたちが何名いるかとかという細かなものが出ているので、一応担当課ともメール来ていますかということを知ると、来ているということだったので、それをちょっと教えてもらえますか。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

議員御指摘のアンケート結果でございますけれども、6月に沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課より資料の提供はございましたけれども、基本的にこの市町村ごとの結果というのは公表してございません。確実に言えることとしては、村内にございます小中高等学校の中にヤングケアラーと思われるお子さんが複数いるということでの回答にとどめたいと思います。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

公表していないということは、一応細かな、村内には何名いて、いろいろ支障が出ているという子どもたちの数は一応分かるけれども、教えられないということですね、それでいいですか。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

この公表に当たっては、県等の助言もごございますので、あくまで個人が特定されないことがまず最優先だということが言われております。その上で、また確実にヤングケアラーであるかどうかということも明確な定義もないまま、思われるというような状態での数字でございますので、あくまで参考という形を取らせていただいて、この数字が独り歩きすることもよくありませんので、こちらとしては今、現時点では公表は差し控えたいというふうな考えでございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

分かりました。個人情報的なものがあるのではということには理解はしたんですが、ただ、別のちょっと報告書、県からの見たときに、他機関連携であらゆる取組の中でヤングケアラーを対応していこうということが表記されていたので、ある意味行政側にただ任せるんじゃない。ただ、でも現場の先生たちのヤングケアラーと思われる子どもたちとのやり取りというのはとても重要だと思うので、ただ、でも、じゃ、議会がどうするかというものも含めて、じゃ、おおよそ

これぐらい北中にいるのか。ただ、この報告書  
の数が実際もしかしたら少ないんじゃないの  
と思われるかもしれないけれども、ただ一人  
でもいるのであれば、やはりこれは進めて  
いかないと、対応策ですねという思いは  
あります。

全国の例を見ると、例えば埼玉県の入間  
市というところでは、全国で初めてヤング  
ケアラーに特化した条例が今制定されて  
いて、神戸市においては全国で初めて  
ヤングケアラーに対する相談窓口という  
のが設置されている。そういうこと  
からすると、我が村も、特に沖縄県とい  
うのは失業率が高い、独り親世帯も多  
い、あらゆる面でヤングケアラーにつ  
ながるような環境、下地があるという  
ことを考えると、この条例制定に向  
けて動く必要があるんじゃないかなと  
思うんですけども、村長どうでしょう  
か。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武 功議員の御質問にお答えいた  
します。

現在、条例等については今考えており  
ませんが、ただ既存の救済支援制度とい  
うのを今活用してやっていただければ  
と思います。ただ、もう少し状況を把握  
し、さらに熟度が高まった場合、当然  
条例等の整備等に向かっていくと思  
いますけれども、現段階ではまだ状況  
の把握と、あるいは支援制度もあり  
ます。現在の支援制度だけでは不十分  
なのかどうかということもあるので、  
そういったことを参酌して条例制定  
には考えてみたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

令和4年の3月31日付で厚生労働省  
の子ども家庭局長のほうから各都道府  
県知事、市町村長宛てにこのヤング  
ケアラー支援事業、言わば実態調査も  
含めて研修推進事業への公文書のほう  
が届いているんですよ。言えば、もう  
国もこの

問題は看過できないよということで市  
町村もしっかり取り組んでくれという、  
そういう取組に対して財政支援も行  
いますよなんですよ。

もちろんさっきの答弁からもあつた  
ように、いろんな今のシステムの中  
で取り組まれている。

ただ、これはとても本来子どもたちが  
勉強、スポーツとかに励むべきなのに、  
そういうケアの負担、そこからくる学  
業の低下であるとかいろんなスト  
レス抱えることで悩んでしまってい  
るという、そういうことをさせない、  
しっかりそれに特化した取組という  
のが必要と私は考えているんです  
ね。だから、そういう今全国的な動  
きもあるということの一つ考えてほ  
しいと思っています。

最後ちょっとそれについて。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、村内での彼らの支援制度はあ  
ります。そして、まず実態把握もす  
る。実態把握をして課題見つけて  
方策という形の行政の常套手段はあ  
りますけれども、その手法をまず取  
りたいなど。

ただ、今おっしゃったように国の財  
政支援とかそういったものがあつて、  
ただそれにとっかかるというもので  
はなく、実際に我々が具体的にどう  
いった数字を把握し、どういった現  
況を把握して、そこにどういった方  
向性を見つけるか、課題を見つけて  
方向性を見つけるか、そういった段  
階になってしっかりと取り組みたい  
と思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。私もこれ取り上げる  
に当たって、まだまだちょっと調査  
不足なところもあつて、今回質問  
したから終わりではなくて、私も  
しっかり取り組んで、また何度も  
一般質問上げ

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません、2点目なんですけれども、サンライズ通りの件で、確かに答弁からあったように、当該地域は開発時に整備された私道路であり、当時はそのエリア内に居住する住民が主に利用する私道であったと思うんですが、2012年の4月26日に県道85号線のライカム比屋根区間が開通して、言えばサンライズ通りからも同環状線に接続したということで状況がまた変わって、車両の往来であるとか不特定多数の人が多数使う道路に変わっていった。

そういうことからすると、言えば私道ではあるんですけども、公益性の高い、言えばもう不特定多数の方が使っていることからするとそういう感じになっている、公益性の高いものになっている。だからこそ、さっき言った懸念されるこの道路の東側の木々が覆っているところが、常に災害、木が倒れてくるんじゃないかなとか土砂崩れが起こるんじゃないかなと思うと、公共が行政が何かしら手を打っていく。もちろん答弁にもあるように土砂崩れがあったら直す、土地の所有者に対してもそういうふうにお願ひはしていると思うんですが、どちらかというと、何かもっと防災、災害を未然に防ぐという行政側の何か取組ができないかなというふうにするんですけども、どうなんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まずこれについて喜屋武議員も理解されていると思うんですけども、まず、私有地の管理は個人が行うべきであるという前提がございます。その上で、例えばこれが村が管理する村道何々線であるとかという村の幹線道路であったとしても、その基本的な考えは変わりはありません。

その上ででは何か対策が必要なのかといった

場合には、例えばこれが一帯として地滑り区域になっているというようなところで、当該付近も道路から東側、沖縄市のエリアになりますけれども、その一帯が地滑り区域にはなっており、その危険区域としてですね。そうしますと、その地滑り対策として対応していただくのか、その場合は地滑り対策というのが基本的にそれは県の事業となっておりますので、その当該者、その付近の一帯の方々が県に対して要請をしていくということがしかるべきかなと。

しかもこの当該地域というのはほとんどが沖縄市の領域になっておりますので、そういう意味では沖縄市の行政を使って対応していただくというほうが望ましい手続になるのではないかと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりますよ、私有地なので行政が簡単に手つけられない。これもそういうふうの前例つくってしまうと、じゃ、私たちのところもというふうになると思うんですよ。

ただ、しかし私が言っているのは、もうあのすごい土地ですよ、面積から見ると。これを土地の所有者が、ちょっと木が繁茂しました、木が倒れそう、草が繁茂しましたということで自前でやろうと思ったら厳しいですね、絶対。もう億万長者でも厳しいですよ、これ。沖縄市だから、じゃ、地滑り対策事業だったら県だから、じゃ、県にお願ひとかではなくて、その土地に面している、沿っているところは北中城村ということになりますよね。それを、じゃ、北中城村の担当課が県、地主、沖縄市とそういう連携でここをどうにかしましょうという取組やったことありますか、どうなんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

今、記憶にある中では特段地滑り対策を共同して県に求めているということはないかと思えます。

ただ、過去に災害対策とか土砂崩れとかそういった対策のところでは、共同して何か過去取り組まれたということは聞き及んでいるところがございます。

ただ、今回大きな対策のところでは村がどのレベルでどのような形で対策をしていくのか。特に今回の場所、地滑り危険区域にはなっておりますけれども、警戒区域のレベルまでいっていないということではどちらかというと弱い危険度ということになってきまして、その重要度がどうあるのかというところ。

特に、北中城からすると、その危険区域の範囲に住宅が含まれていないというところから、我々として積極的な行動を起こすというところが、今のところそこまで至っていないという状況でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

レベル的に積極的に動けない、このようなレベルというふうに、言えば基準的なもので見たらそうだと思うんですけども、私もよく使ってますね、あの道。よく使うというか近くに住んでいるので。ただ、でも家族にはちょっとこの道危険だよという。以前にも増して繁茂度がすごいですよ、もうこうなっている。枯れ木も何本かあって、電信柱よりも大きな木も何本かあります。あれは私的にはいつ倒れてもという感覚は持っているんで、家族にはあまりこっち利用できないかなという注意はしています。

先ほど別の話ですけども、上間堅治議員の

質問からもあったように、最近の天候、もう台風も風も相当強くなっている。言えば豪雨強度も雨の強度も強くなっているということからすると、あそこがそういう状況に、雨天候にさらされたときに、これまではちょっと今の基準値だったら大丈夫だけれども、いやいやもうこの天気から見ると本当にいつ滑るんじゃないかなと私は思っています。

変な話、私これ一般質問上げたじゃないですか。この現場とか見ましたか、どうですか。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

今回の質問を受けてということで改めては見えないんですけども、このラインにつきましては一月もたたないうちに路線というのを通行して、現地の状況、付近というのは見ておと思っています。詳細な歩いてということではないんですけども、この辺の通行はしているという状況です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

何かちょっと今あんまり意味分からなかったんですけども、この一般質問上げてからは、私が上げて見ているのではなくて、その前から通行して、その現場の危険性とかも考えながら通行していたということですか、どんなですか。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

この付近、よく地滑りと申しますかのり面崩壊等が起きたりする場所でございますので、そういう意味ではその目線を持って通行するときには見ているというところなんです。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

建設課長の答弁からあったように、よく地滑りするところなんですよ。現状トンブロックが道路沿いに置かれたりとかという、よく起こりやすいという表現の中で、さっき言った、じゃ、行政として対応しにくい危険なものというふうに判断しにくいとか、それがちょっと、だったら、今の現状ちょっと危険性、何度も滑っているのであれば、それなりのちょっと踏み込んだ取組というのを県、沖縄市と協議、私はすべきじゃないかなと思いますけれども。どうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、地滑りというものと、のり面の崩落というものの区別が一つは要るのかなと。今、地滑りというとかかなり大げさな感じがありますけれども、こういう道路沿いの斜面というところではよく土砂崩れというものはちょくちょく起きます。これはここに限らず村のほかの箇所でもこういう傾斜地では起きていると。そういった土砂崩れをイコール地滑りとして評価してしまうのかどうかというところに若干疑問があります。

そういった意味では、先ほど私が申したのは土砂崩れ、地滑り地域にあつて土砂崩れがあるということで、その目線でその付近は見ているというところでございますので、そこは少し分けて考えられるほうが適切なのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。ちょっと私も理解力がまだまだ

だ不十分なので、何となくかみ合っていないところがあるんですけども、私もまたどういう方法でこの場所を地域住民の人が、利用する方が安心・安全でこの道路を使っていただけるかという形に持っていけるような案がないか、私も研究してまたこの質問続けていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

コミュニティバスの件で、答弁の中にコミュニティバスが今実証実験中に財政的にも自前運行は厳しいという答ひの中で、県が中心になって広域的な公共交通の検討も一緒になって取り組んでいるところかという答ひだったんですが、この沖縄県が広域的な公共交通でどういった中身、例えばエリアとかルートとか、時間、本数等もあると思うんですが、言えばもう今のこの流れ、動きとしてはグスクめぐりか、それは実証実験が終わるともう止めて、県のこの案で進んでいこうという考え方なんですかね、どうなんです。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今県と一緒にやっているのはお互いの公共交通機関、例えばうちだったらグスクめぐり、沖縄市持っています、北谷も持っています。その中で今県が主体になって中部で取り組んでいるのが、沖縄市を接点としてバスが繋がることができないのか。例えば、うちであれば今観光周遊で回っていますけれども、運動公園、美崎は言っていないんですね。でも沖縄市が美崎行っているんで、そこをバス停でくっつけていく。これが北中城村だけじゃなくて、今うるま市も北谷もお互いの公共交通のコミュニティバスで1周できるという体制を今県と一緒に検討しているところかあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

なるほど。私ももう自前でやるとどのコミュニティバス持っているところも運営が厳しいという話も聞いていたので、だったら、もうまさに広域で取り組むべきじゃないかという考えの中で、沖縄市、北谷、中城が結構本当西原まで行ったり宜野湾まで行ったり、越境して動いているんですね。

見方からすると、幸い我が村はライカムがあるので、ライカムを核として広域バスを走らせれば、他の周辺市町村の住民がライカムに来て、また村内の人もまた他の市町村に行けるといふ。もちろんバスは持っている周辺市町村のバス使うというのが望ましいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、もうぜひこれが実現できるようにアプローチしてほしいというのと。

やはり、コミュニティバスの話が出ると、スクールバスの話も出てきますね。やはり私も中学生の娘がいるので、学校のバスに例えば委員会でちょっと遅れたからバスに乗れないという現実、現状見たときに歩いてくる子も多いですよ。これがやっぱり暗くなると、道はちょっと怖いなという心配にもなるので、この登下校時にも走らせるような何かしらオペレーションができるんじゃないかなと思っているんですね。

実は、北海道とか東北辺りで患者輸送バスというのがあって、これがこの地域から医療機関まで人を運びましょう。じゃ、これ病院だけかとなったらオペレーション的には買物もしていいよ、サークルにも行っていいよ、しかも無料。

私、この北海道の鹿追町のこの担当課の人とやり取りしたんですけども、登下校時間はスクールバスになるんですよ。その間はコミュニティバスになる。言えばバスを地域の足として動かしていこうとなれば、広域バス構想も私の

一つの案ですよ。ただし、いろいろなやり方があるのかなという、これ研究のしがいがあるなと思うんですけども、そういう補助金とかというのは皆さんプロなので私が言うのもあれですけども、もうまさに解釈というか、こちらの案でもって進めていけば、何かしら前に進むんじゃないかなと思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、スクールバスとコミュニティバスを一緒にとということで、今、実はスクールバスについては別箇今検討しているところでして、コミュニティバスとは別途に今協議をしていて、最終的に公共交通会議というのがあって、これは国・県も入って、バス会社とかタクシーとか、地域のあやかりの杜とか教育委員会も含めて入った中で、後々この公共交通計画がうまくいけば国から2分の1補助が受けられるということのメリットがあるので、その中で網羅しながら一緒にできるということは可能性あります。

ただ、我々が今目指しているコミュニティバスは、今9時から8時まで運行しています。これが11月7日から新たにバス停を増やして8時半から9時半までということになる。その中で、じゃ、果たして朝のスクールバスが対応できているかということになるとなかなか厳しい。今後の課題として我々も分かっていることなので、詰めながらうまくコミュニティバス、スクールバスを網羅しながら、やっぱり交通がない地域をどう助け合っていくかというのを含めて今後検討していこうと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）



だから、確かにちょっとコミュニティバスとスクールバスは別箇なのは分かって、別箇のほうがいいのか、しかしオペレーションで同じバスを利用して、一つに時間区割りしながらのほうが人もバスも多く使わんでいいのかというやり方もあるんですけれども。

例えばですよ、これできるかどうか分からないんですけれども、いろいろ今案が進められているので言いたい放題なんですけれども、徳洲会さんもマイクロバス持っているじゃないですか。ほかに普天間自練さんも持っている。村内企業でマイクロバスとかそういう利用できるような企業もあると思うので、そこをいろんなものが動く、きちんと村としてのしっかり地域の足としてのバスを走らせますよというのに時間かかるのであれば、そういうところから協力もらって期間限定でできないか。

村長が選挙のときに名刺の裏に大きく協力1ってあったんですね、覚えていますかね、協力1。というのは、村のいろんな取組に対して、政治行政だけではなくて地域の人、地域の企業も含めて課題に取り組んでいくというものもできるんじゃないかなという考えがあるんですけれども、どうですか。村長がお願いしたら大体動くんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、さっきちょっと説明不足ですけれども、コミュニティバスは一括交付金を活用して今やっています。その中で、じゃ、スクールバスをごっちゃにしてしまうとせつかくの補助がなくなるものですから、後々そういう何か含めながらということをちょっと説明不足でした。

それと、喜屋武議員からあった提案は、以前にも議員の方から教育委員会に対して提案は受

けてはいます。その後どうなっているかちょっと分からないんですけれども、いろんな方法はあると思いますので、今後議員の力も借りながら、うまく機能できるように努力していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

今のコミュニティバスとスクールバスの件で補完ですけれども、この徳洲会さんからとかほかのバス持っている企業さんからバスを借りて運行したいという話、前、上間議員さんからもあって、ただ問題点がやっぱり幾つかありまして、まず一つは、朝うちは登校をちゃんとさせないといけないので、企業さんによってバスが出せないとかということになってしまうと、安定的な運行ができないと。それと、もう一つ、最近バスの中に児童が残されて死亡したとかという事件もありますので、またそういったリスクを結局企業さんに負わせるわけにもいかないかなど、ちょっとその辺やっぱり危惧される部分が多いです。やっぱり自前で責任持ってスクールバス運行させたいなど。もし実現するのであればそういう方向という形を考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長の見解もほしいということですが、答弁をお願いします。

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武議員のおっしゃっている行政、企業、それでバスを本社の方々、民間の業者等との連携ができれば本当にいいと思うんですけれども、なかなか行政の縦割り状況、補助金の特定財源の縦割りというのが非常に弊害なところがありましてなかなか踏襲できない。

ただ、バスの運行の仕方によっても行政の主導、そして民間がやるものと、先ほどのスクールバスの話、そして通常使う通勤バスとかそういったあたり、もう一つはオンデマンドバスというのがございます。そのオンデマンドに対応したバスの運行が可能なのかと、そういう議論もこれからやらなくちゃいけませんので、それをしっかりおっしゃる提案もあるということも斟酌しながら、これからバス計画のほうをしっかりと作り上げていきたいと思っております。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

もう最後になるんですが、一括交付金の内容からするとなかなか縛りがあってということを理解したところでもあるんですけども、そういうときにさっきの鹿追町の患者輸送バス、僻地医療国庫補助金、正式名称ちょっと長くて覚えていないんですけども、それを利用して、これが沖縄に北中城村に利用できるかどうかちょっと分からないんですけども、いろんな補助メニュー研究してやれば、もうさっきの補助金である意味もう地域内の足としてのバスの利用はもう完了しているのです。

今現状だとこれはいいけれども、これは駄目というものではなくて、一つの補助メニュー研究したらこれでできるというのがもしかしたらあるのかもしれないので、それももし、私も今後研究するんですけども、今もちろん現状しっかり取り組んで、これからしっかり地域の方々に利用しやすい環境がつけられるのであれば、それはそれでいいと思います。

終わります。

**○議長（比嘉義彦）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時53分 散会

## 令和4年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年10月18日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年10月18日 午後2時47分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和4年10月18日（火曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	大 城 律 也	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 滞納の繰越税の一扫について</li> <li>2. 公正と財源の確保について</li> <li>3. 既定財源の徴収率向上について</li> <li>4. 特別徴収対策室設置について</li> <li>5. 滞納処分の事務手続きについて</li> <li>6. 滞納整理機構の徴収業務について</li> </ol>
6	平 安 山 和 美	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生理の貧困について</li> </ol>
7	川 上 龍 太	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. しおさい公苑の維持管理の現状と今後の改善について</li> <li>2. 米軍基地普天間飛行場からの騒音被害</li> </ol>
8	比 嘉 義 弘	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平和を守る会</li> <li>2. 地域力を高めることが大事</li> <li>3. 財政等について</li> </ol>

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

まず、1点から6点まであります。

まず1点目、滞納の繰越税の一掃について。

2番目、公正と財源の確保について。3番目、既定財源の徴収率向上について。4番目、特別徴収対策室設置について。滞納処分の事務手続について。滞納整理機構の徴収業務について。順次質問をさせていただきます。

今日の行政は複雑多岐となり、財政的にも自主性が加わったといえ、一般的に余裕がない。なさなければならない仕事は無限であるのに、財政には限りがある。そこで、収入増加で支出の抑制を次第に解除してゆく結果を見いださなければならない。

1、行政の収入を、自主的な収入と依存的なものに分けて考えてみると、この場合の収入増加の目標を、第一に自主的な収入におくべきと考える。それは、誰の指図を受けることもなく、行政の努力次第で調定額の満度まで収入を伸ばすことができるものと考えています。同時に、それは予算執行者の果たすべき当然の義務であると考えています。

その中でも中心になるのは村税で、歳入予算の達成率を高める努力をすれば収入が予算額以

上に確保できるはずですし、それに努力することは当然のことと考えます。これを力づくの徴税の手段だとして、財政困窮のしわ寄せを住民に寄せるものだという人もあるかもしれませんが、税は調定に賦課したとおりに徴収して初めて公平な負担ができることになる。その実行を押し進めるのに、少しもためらう理由はないものと考えます。

そのほかの収入で未収入のものがあれば、このようなきこそ真っ先に整理して、赤字の禍根を絶つとともに、それを財源に活用すべきである。まず、滞納の繰越になっている税などは一掃したいものである。見解をお伺いいたします。

2、税を納めないのは、生活が困窮していたからとする理由があるかもしれません。しかし、課税されるにはそれなりの所得や物件があり、課税される理由があります。公正と財源の確保を図ることについて、見解をお伺いします。

3、新しい財源確保の取組について。

地方財政が極めて厳しい状況にあります。新たな財源を見いだすことも困難なとき、まず第一に着目しなければならないのは既定財源の確保、すなわち徴収率を向上することによって収入額を確保することではないでしょうか。

本村の徴収は、徐々にではあるが増収傾向にある。県内市町村での徴収率の順位の公表があればお伺いします。

また、現在ある税や手数料などの完全な徴収ということが、住民の間の負担の公平の確保の観点からも必要だと考えます。現在の徴収状況をどのように認識をしているか、見解をお伺いします。

県内市町村の本村の徴収率順位にお聞きします。

4番、特別徴収対策室の設置について。

平日の昼間に滞納者に接触できない場合は、夜間や休日にも訪問して徴収を実施する方針で、

行政手腕に長じた幹部職員が滞納整理に貢献すること、出納閉鎖5月末日までの一定期間、特別徴収対策室の設置を検討すべきと考えますが、見解をお伺いします。

5、村税の滞納督促はどう行われるのか。

最終的には財産差押えが実行されますが、困難事案の法的措置で滞納処分等の事務手続の基本的な流れについてお伺いします。

6番、地方税等の滞納整理機構の徴収業務について。

滞納整理機構が滞納処分を実施するかは、住民税、固定資産税、国民健康保険税など納めるべき税金の滞納額が多額である場合、または納付意識が極めて希薄である場合など、徴収が困難であると行政が判断した場合に、徴収困難実案として一般的には滞納整理機構に徴収業務が移管されますが、本村独自の滞納整理機構で専門的に処理した事案があれば、滞納件数と滞納額等についてお伺いします。

- ①過去5年間の年度別滞納件数。
- ②過去5年間の年度別滞納額。
- ③過去5年間の高額滞納者の上位3件の滞納額。
- ④過去5年間の年度別財産差押え件数。
- ⑤徴収困難の主な理由。

以上、私見を申し述べました。よろしくお願ひいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の滞納繰越税の一扫についてでございます。

村税の歳入予算の達成率について、令和3年度の本村歳入決算のうち、村税収納額の割合は26.7%であります。

村税の徴収率について、村税の調定額に対す

る収納率は97.7%となっており、現年課税分における収納率は99.0%で、滞納繰越分については42.3%となっております。

滞納繰越しになっている税について、税収の確保は住民サービスを行うために必要不可欠なものであり、しかし近年は不況などを理由に税金等の滞納が全国的に著しい状況にあります。

滞納は、期限内に税金を正しく納めている大多数の方との公平性を欠くこととなりますので、村としても期限内納付を促進していきます。

2番目の公正と財源の確保についてでございます。

税は、前年度の所得等の申告及び資産を所有する者に課されております。

3番目に、既定財源の徴収率向上についてでございます。

県内市町村内の本村の徴収率順位についてですけれども、令和3年度において41市町村中15位となっております。また、令和2年度は11位となっております。

現在の徴収状況の認識についてでございますが、令和3年度の現年課税分における徴収率は99.0%で、毎年99%の徴収率を維持しております。滞納繰越分については42.3%となっており、前年度30.6%に比べて12ポイント上昇しております。これは、高額滞納者の納付等が主な要因でありますので、今後も滞納者への納税促進に努めてまいります。

4番目の特別徴収対策室設置についてです。

一定期間の対策室の設置は、他課との調整も含めて、主に戸別訪問となる可能性があることから、対策室設置については考えておりません。

考えとしては、現在の徴収体制で実施しております夜間訪問の実施、これは11月から12月、そして県税職員との合同による戸別訪問、月1回、中部市町村職員との協力による戸別訪問、年1回、そして電話、村広報、ホームページ及び催告状等による連絡等々、徴収・納税対策に

取り組んでまいります。

5番目に、滞納処分の事務手続についてでございます。

困難事案の法的措置で滞納処分等の事務手続について。

税金を滞納すると、滞納期限までに納められた納税者との公平を保つため、滞納している方の財産、不動産、預貯金、給与などの差押えなどの滞納処分を行うこととなります。

滞納処分の主な流れとしては、納期限までに納付がない場合、督促状により納付を促します。督促しても納付していただけない場合は催告書を送付し、自宅や職場に電話及び直接訪問して催告を行います。

滞納整理を進めるに当たり、滞納者の担税能力や財産等の有無、財産の換価価値、権利関係等の調査を行い、財産調査で発見した滞納者の財産に対する差押えを行います。差押えした財産の金銭債務は、取立てにより差押財産の換価を行います。

滞納整理機構の徴収業務についてでございますが、①から⑤まで御質問がございます。

まず、滞納整理機構について、県内における機構の設置はございません。

①の過去5年間の年度別滞納件数につきましては、平成29年度が1,585件、平成30年度が1,387件、令和元年度が1,635件、令和2年度が1,253件、令和3年度が1,370件となっております。

過去5年間の年度別滞納額といたしまして、平成29年度が7,244万5,000円、平成30年度が6,110万2,000円、令和元年度が5,451万7,000円、令和2年度が6,154万4,000円、令和3年度が5,596万8,000円となっております。

3番目の過去5年間の高額滞納者の上位3件の滞納額ということですが、平成29年度が1,857万4,000円、平成30年度が1,141万2,000円、令和元年度が1,173万2,000円、令和2年度

が1,187万1,000円、令和3年度が476万6,000円となっております。

続きまして、4番目の過去5年間の年度別財産差押件数ということですが、平成29年度で140件、平成30年度で214件、令和元年度で81件、そして令和2年度43件、令和3年度63件となっております。

5番目の徴収困難な理由としまして、事業不振や譲渡所得などの一時的な課税に対する滞納、相続手続が未了で支払いまで及んでいない、失業等で納税資金がないなどであります。

続きまして、滞納整理機構の徴収業務についてということで、過去5年間の年度別の国民健康保険税について申し上げます。過去5年間の年度別滞納件数、国民健康保険税です。

平成29年度が4,139件、平成30年度が3,466件、令和元年度が2,989件、令和2年度が2,686件、令和3年度が2,470件となっております。

それから、過去5年間の年度別滞納額としまして、平成29年度が5,910万4,000円、平成30年度が5,029万1,000円、令和元年度が4,386万1,000円、令和2年度が3,875万4,000円、令和3年度が3,786万6,000円となっております。

3番目の過去5年間の高額滞納者の上位3件の滞納額ということですが、平成29年度は377万1,000円、平成30年度が385万1,000円、令和元年度が410万3,000円、令和2年度が483万円、令和3年度が552万3,000円となっております。

4番目の過去5年間の年度別財産差押件数ということで、平成29年度が9件、平成30年度が2件、令和元年度が1件、令和2年度が2件、令和3年度がゼロ件となっております。

徴収困難な主な理由といたしまして、住所不定による職権削除、村外転出、死亡等になっております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○ 8 番（大城律也議員）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、滞納の繰越税の一扫についての1番目、村税の徴収率について再質問いたします。

現年課税分における収納率は99%であるというふうに報告しておりますが、滞納繰越分については42.3%となっています。この現年の課税分収納率と滞納繰越分の合計収納率についてお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

現年度及び滞納繰越分についての徴収率についてですが、97.7%となっております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○ 8 番（大城律也議員）

これは、やっぱり99%とかというのはすごいなと思うわけです。しかし、この滞納分についても、一番問題なのは滞納分ですから、これをどう徴収率を高めていくかということに視点を当てるべきであろうというふうに思うわけです。

ですから、我々はその数字のやっぱりあらゆる面から確認をしてやっていかなければならない。2%、1.3%というのはかなりの、この金額にして大きくなってきますので、この辺も我々は、この徴収率の数字も現実として情報を共有する、私はその必要があると思います。

改めて、何でこういう状況の報告はないのかなと思いますが、改めて見解をお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

滞納繰越分についての見解ですが、これは現年度どうしても、99%の収納率、徴収率があるんですが、残りの1%については、先ほども説明いたしましたとおり、前年度に一時的な所得があったとか、前年度に所得があったんですが、前年度に所得があったんですが今年度は所得がゼロ円になった場合、どうしてもそういう方においては支払いが困難であるというふうになっていきますので、そういった納税者の方については、年間を通して分納なりそういった納税相談を行っているところであります。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○ 8 番（大城律也議員）

分かりました。

あと1点、ただいまの件で再質問です。

滞納額、その滞納額がやや減少傾向にあるんです。しかし、滞納件数、件数は増加傾向にあるんじゃないかと、この資料を見ますとそう思いますが、今後このような状況、どのように推移をしていくか、もし見解があればお聞きをしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

滞納額の減少については、今年度、高額滞納者の方が納税していただいたということがございまして、滞納額が減っております。

滞納件数なんですが、これはあくまでも人数ではなくて1期ごとの件数となっております。要するに、例えば税におきましては住民税、固定資産税、軽自動車税、3つありまして、住民税のほうは4期、固定資産税のほうは4期、軽自動車のほうは1期、トータルして9期になります。それを例えば未納があった場合になりますと、お一人当たり9件の、1人頭9件、滞納がなるということになります。それが過去5年間になった件数でこの算出をしているところで



ございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

分かりました。

それでは、次に行きます。

3番目のほうで再質問をさせていただきます。

既定財源の徴収率向上についてということになります。この県内市町村内の本村の徴収率順位、これ41市町村中15位、これが令和3年、令和2年には11位という報告をいただいておりますが、それ以外にもし調査があればお聞きしたいんですが、滞納額の、滞納繰越分に対する徴収率順位というがあるのか、それから現年課税分と先ほどの滞納繰越分のこの全体の収納率の順位、それから滞納繰越分に対する収納率のこの評価についてお聞きをしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

まず、1点目の滞納繰越分の徴収率ですが、すみません、手元には順位はございません。

2点目のほうは、現年度分と滞納繰越分の徴収率の順位でよろしかったと思いますが、こちらについては、先ほど答弁したとおり41市町村中15位で、令和2年度が11位、それと令和元年度におきましては12位、平成30年度においては11位となっております。

この徴収率に対する評価であります。大体この徴収率上位の市町村においては、やっぱり現年度に力を入れていると、現年度課税分について力を入れているという傾向がございます。県平均を超えている市町村については、大体毎年99%の徴収率となっております。

滞納分の徴収率については、ちょっと先ほど申し上げましたとおり、ちょっと資料がございませんのでお答えすることはできませんが、現

年度においてこの徴収率を向上しているという現象が起こっているということになります。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

分かりました。

大変な業務だと思います。この徴収とかお金に関するものは、ぜひ頑張って1%でも高めていただければというふうに思っております。

4番目に、4番目に移ります。

特別徴収対策室の設置についてという質問をさせていただきます。

この現在の徴収体制で実施をしているということのようではありますが、令和3年度の滞納件数、1,370件あるわけです。そこで、このいろいろな県とか、それから近隣の市町村とか合同で実施をしているということがあります。

まず、夜間訪問の実施、11月から12月、土曜日曜、あるいは祭日があれば大体2か月間40日越えの範囲でこの戸別訪問をされているのかなというふうに思いますが、これについて、この夜間訪問の実施、これ県とか市町村合同なのか、あるいは何人で何軒、何軒といいますか訪問されたかお聞きをしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

県との夜間訪問については、あくまでも本村職員のみでの訪問となっております。県との合同によるこの徴収実施についてなんです。先ほど答弁したとおり月1回で年間10回の実施となっております。そのほかに中部市町村との徴収職員等の合同による徴収、戸別訪問の実施というふうになっております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

夜間訪問の実施というのは、これはもう本村

の関係者、担当者のみでありますということですが、県職員との合同による戸別訪問というのがありますが、これは時間帯はこの夜間なのか、あるいは昼なのか。それから、県の職員と、これは本村の関係者だと思いますが、何人でこの、月に1回ですか、何軒訪問実績があるのかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

まず、県職員との合同による戸別訪問ですが、すみません、月1回の実施でありまして、件数については把握しておりません。

市町村職員との合同による戸別訪問についても、こちらも月1回の実施ではあるんですが、中部市町村職員、徴収職員、徴収係の職員が各市町村、今月は北中城村、次の月は各ほかの中部の市町村というふうには実施しておりまして、すみません、こちらのほうもちょっと戸別訪問の件数については把握しておりません。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

県職員との合同の戸別訪問なんです。月1回ですよ。滞納している件数は千三百何十件あるわけですよ。これ月1回でどういうこの戸別の効果が、訪問の、あるかなと疑問に思うわけです。

それから、中部市町村との協力による戸別、これは先ほどの説明によりますと持ち回りだと、じゃ中部8市町村ですか、年1回ですから8年に1回しか回ってこない。今の説明におきますと。これはどのような効果があるのかなというふうに思うわけです。

徴収、この体制、これはもうできるだけ役場内で組織体制をつくっていただければ、国民保険税とかこの住民村税含めて8,000万から約1億ぐらい発生しているわけです。これは大きな金額ですので、この夜間訪問実施していますと

か、あるいは県職員と合同でやっていると、月1回ですから、それから中部市町村、戸別訪問、年1回ですということ。それも持ち回りですから8年に、8市町村あれば8年に1回ぐらいしか回ってこない。これがこの回答になるのか。

じゃ、次に行きます。

こういう実施をして、徴収効果と実績はどういうのがあったのかお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

先ほどお答えしました中部市町村の職員との協力による戸別訪問ですが、すみません、年1回というふうには記載されていると思いますが、こちらは月1回の、月1回に修正して報告したいと思います。

実績なんです、今年度におきましては高額納税者の方が納付していただいたということもありまして、これは戸別訪問に限らず日中、うちの徴収係の4名の職員がこの滞納者に対して電話なり、あとは電話なりの催促、あとは催告状による文書の通知等を、これはもう滞納があるごとに実施しておりますので、戸別訪問のみではなくて催告状の通知とか、納付を促しているところによるものと考えております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは、答弁もちょっと、質問も厳しいかなという気はしますけれども、ただしかしここに報告書があるものですから、その実態は少し確認したかったわけでありまして。

この例えば夜間訪問もやりました、県職員と合同で戸別訪問もしました、中部市町職員とによる戸別訪問をしました。これについての、この記録みたいのは残っているんですか。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

その記録については、まず実施する前にこの日程表を作成します。その後、実施した件数とか、この日誌については記録しております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これもなかなか難しいことだと、できたら資料を公表していただければなと思うんですが、これはあまり要求しないことにいたします。

真面目な納税者なんです、損しない公平な社会の実現につながらなければならないというふうに思っています。対応に当たる職員の教育と信念が大切である。窓口では、やはりこのお金に関してはなかなか難しい部分がありますが、窓口で怒鳴られたりすることもあるかなというふうに思っております。しかし、毅然と対応すべきと考えます。

苦しい中で、住民にとっては優先順位を変えてでも払ってくれる人もいるわけです。滞納整理、そのために滞納整理、徴収業務に関わる組織体制については再検討する必要があると思っておりますので、ぜひその辺は改めて庁議か何かで、村長も含めて再検討していただきたい。これは年中というわけではありませんので、期間を定めてやっていただければなと。

これは、県からやらせた、あるいは市町村がやるといっても、なかなかこういう状況では徴収率は上がらないと思っておりますので、ぜひその辺の組織体制、検討していただければなというふうに思っております。

次に行きます。

滞納処分の手続きについてであります。

困難事案の法的措置で、滞納処分の事務手続きについて、滞納処分の差押財産の換価実績についてお伺いいたします。

例えば、差押件数、この報告書で行きますと令和1年81件、令和2年43件、令和3年63件というふうに報告しておりますが、換価件数、そのうちの換価件数についてお伺いします。令和元年、あるいは令和2年、令和3年。そして、換価金額についてお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

すみません、令和元年度からの件数及び単価となりますが、令和元年度における差押件数81件、差押えによる徴収金額については384万4,560円となっております。そのうち、81件のうち差押えの種別については預金が76件、軍用地料が3件、タイヤロック2件となっております。

続きまして、令和2年度における差押件数ですが、合計で43件となっております、内訳のほうは預貯金41件、自動車1件、参加差押え1件となっております。差押えによる徴収金額については147万6,202円となっております。

令和3年度における差押件数であります、63件となっております、そのうち預貯金が60件、軍用地料2件、タイヤロック1件となっております、差押えによる徴収金額については190万4,870円となっております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは、まず差押件数とそれから換価件数、この差は例えば時効的な問題があるのか、換価件数と、この差押件数と換価件数の差がどういう事由であるのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

差押えによる換価ではありますが、毎年ほぼ預貯金、預貯金及び軍用地料となっております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

件数でいいんですが。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

令和元年度においては81件となっております。その内訳が預貯金76件、軍用地料3件、タイヤロック2件となっております。その徴収金額が380万円というふうになっているということです。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

大体分かりましたので、その件についてはある程度了解ということにいたします。

次に行きます。

滞納整理機構について、まず滞納額を効率的に縮減するために、近隣市町村と連携して滞納整理に当たっていくことが最も効果的と私は考えております。整理機構自身による直接的な徴収の効果が見込まれるわけで、専門的な組織の存在が滞納者に与える心理的効果で自主納付の促進が期待され、改めて今後の、県内にはありませんということ、報告いただいておりますが、今後この滞納整理機構の必要性について所見をお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

滞納整理機構の設置についてであります。すみません、私が聞く限り、以前そういった中部広域において設置についての協議が行われたという話は聞いております。

しかしながら、今現在においても各市町村において個別で徴収業務を行っているということになっておりますので、その以前話し合い行われたことについて、現在やっているということはあると、結果的には各市町村単独でやったほうがまた徴収率、徴収についても効果があるというふうに理解しております。

今現在においても、先ほど答弁したとおり、県からの職員の派遣及び市町村間の派遣もありますが、その間に、この市町村間においては勉強会も開催しております。その勉強会においても情報収集なりしてございまして、その中で他市町村の成功事例等があれば、こちらも採用しているというような状況になっております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

県内には、そういう機構はありませんという報告です。県外ではいっぱいこの機構が、債務整理機構はかなり活動しているわけです。この支払いバランスとかいろいろ発生しているようですが、今後はやっぱりこの高額滞納とかいうものに対しては、それから悪質な滞納者に対しては、やっぱりこういうこの機構関係の力も必要かなというふうに思ってお話しさせていただきます。

もう1点行きます。

差押期間が長期化している、10年以上の物件はありますか。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

**○税務課長（玉栄幸憲）**

先ほどお答えしましたこの差押件数についての、この年数については、すみません、ちょっと把握しておりません。

**○議長（比嘉義彦）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

ぜひ、その辺もやはり調べていただければなと思います。

何を聞きたいかというのは、10年以上延ばし延ばしになって将来どうなるのか、時効になって消滅してしまうのかなということももしあるのかなと思ってお聞きしましたので、それはまた担当課のほうでその辺の数字もチェックをしながらやっていただければと思います。

次に、同じような質問になりますが、国民健康保険税について質問をいたします。

国民健康保険税も、滞納繰越に関して村税と同様のことがいえると思います。村税に比べてより状況は厳しい状況にあるというふうに見ております。

この北中城村、超高齢化社会なんです。これは、それも進行していくんです、今の状態では。介護保険の加入者、今後、増加していくものと考えられます。国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の重複滞納者が増加していく。これ予想、私の予想なんです、そういうもろもろについて、この行政としてどのような対応をしていくのか、見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

健康保険課長。

**○健康保険課長（奥間かほる）**

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

健康保険課のほうで、ちょっと介護保険の滞納者の分の重複というのは今、調査等を行ったことがないので、重複しているかどうかはちょっとはつきり分からないこととはなっております。

す。

しかし、後期高齢者の世帯と重複しているというのは若干ございます。それは、やっぱり世帯のほうで財政難というか厳しいということで、困難事例として上がってくる場合もありますので、そこら辺はちょっと福祉課とまた協議、調整して、世帯ごとに対するこの納税相談等も行っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

今の我が村の人口構成からいくと、今はなかなか改善できないです。生産年齢人口が増えない、高齢者はもう超高齢化ですよ。22%をもう超していますから。そういう状況の中で、この国民健康保険税に関するもの、非常にこの将来的な視点で取組をしていかなければ厳しい状況になるだろうというふうに思います。

それで、次に再質問ですが、国民健康保険料を滞納すると、今持っている保険証、この取扱いどうなるかお聞きします。

**○議長（比嘉義彦）**

健康保険課長。

**○健康保険課長（奥間かほる）**

保険税の滞納した場合、次年度の、この保険証は1年ごとに更新となっておりますが、次年度にこの完納した方は郵送で送っています。完全に納付完了した方は郵送で送っていますが、滞納している方たちに関しましては、呼び出しをして分納相談等をして、それに応じていただいた場合に個別にまた発行している状況です。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

個別に発行と言っています。これは納めた場合ですか。納めなかったらどうなるんですかと

お聞きしているんです。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

納めた場合は、全員郵送で新しい保険証を送ります。納めていない方の場合は、その郵送で対応ではなくて、この分納相談とか納税相談、納税を相談をして、少しでもお支払いいただいた方に対しての、何か臨時証みたいな、1か月臨時証みたいなものを交付している状況です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これも、大変な状況なんです。1か月の保険証、じゃその後どうなるかなと、全額自費で病院受診するのか。これは滞納者ですから、病院もう行かなくなりますよ。そういう心配しているから、どういう援助の仕方があるかなというお聞きした。

さて、さらに、それでもさらにこの滞納、納めない、最終的にはどのような取扱いになるのかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

納めていらっしゃらない方に関しましては、税務課と一緒にございますが、差押えを実施しております。

しかし、その前に私たちはやっぱりこの分納相談ということで、短期証でも使っていただきたいので、それを1か月に1回という短い期間ではありますが、それを確実に分納相談として、この本人たちの不利益にならないようにということを考えて実施しています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

やっぱり、少子高齢化、これ大変な、いろんな面に大変な状況が発生している。高齢者なんです。もう収入ありませんよ。そういう状況で、一人住まいの高齢者もいっぱいいらっしゃるわけです。もう村内には1,000人ぐらいいらっしゃるんじゃないですか。そういう状況の中で誰が支援するのかな。家族もない、兄弟もいないとかなると、それはもう行政がしっかりと支援体制を組んでいくと、そういう状況がなっても、そういうこの財政の確保の面からいってやっぱり滞納というのは、ぜひこれはできるだけ100%、ゼロに近くなるような取組をしながら、こういう高齢者の支援対策もしっかりお願いしたいというふうに思っておりますので、これをお願いしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

おはようございます。

通告に従い、一般質問をこれから行っていきたいと思います。

生理の貧困について。

長引く新型コロナウイルスの影響で、経済的な理由で生理用品を購入できない生理の貧困問題が世界的に顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっております。

本県は、子どもの貧困率が全国平均より高く、また女性の非正規労働者も多いため、生理用品を購入できずに困っている女性もたくさんいると思われます。

ぜひ、本村にあっても生理用品の購入予算を確保していただき、経済的に苦しんでいる女性

の支援をお願いしたいと考えます。

①昨年9月に、村婦人会より北中城中学校に生理用ナプキン200パック贈呈をし、女子トイレ個室に設置しました。しかし、婦人会の予算では毎年このように対応することは限界があることから、今年1月21日付、村婦人会長名で、生理の貧困問題に対応する予算の確保について要請を行いました。その後の経過を伺います。

②災害時に避難所などで配布する自治体の防災備蓄品で、メーカー推奨の使用期限が過ぎた生理用品が更新されないままになっているケースが相次いで発覚しているが、本村においてはどのような状況になっているのか伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、平安山和美さんの御質問にお答えいたします。

生理の貧困についてでございます。

①といたしまして、生理の貧困の問題に対応する予算の確保について問うていらっしゃると思います。

これにつきましては、①教育委員会より、各小中学校に対し生理用品を購入するように依頼し、小学校では保健室に、中学校においてはトイレ及び保健室に設置しております。また、生活困窮者へも、現行予算で購入した生理用品を配布しています。

2番目の災害時に避難所の生理用品の備蓄についてでございますが、本村においては令和2年度に災害時の生理用品を備蓄してございます。そのため、メーカー推奨の使用期限が過ぎたのはありませんが、議員御指摘のように備蓄された用品の推奨使用期限の把握に努めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

村当局におかれまして、早速対応していただきありがとうございます。感謝しております。

では、現状についてお伺いしたいと思います。

予算を確保されたということで、予算額を教えてくださいいただけますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

予算確保についてです。学校へ、今年度の1号予算、1号補正で北小が120万円、島小が90万、北中120万、これは消耗品として、コロナ対策でアルコールだとかそういったものを購入する中で、生理用品も購入してくれということで計上してありました。2号予算、北小3万円、島小3万円、北中12万、これは生理用品のみの購入ということでお願いしてあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

予算の確保ということで、本年度予算で北小に120万、そのうちの3万が生理用品の購入に当たる金額というふうに理解してよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

そういう考え方ではなくて、1号予算の場合、時点では消耗品、アルコールだとかコロナ対策に必要な予算全てが北小でいうと120万を使って、その中に生理用品も買ってこれということでお願いしてあって、今回のこの議会の2号補正では、北小でいうと3万円を、これは生理用品のみに購入に充ててこれということで予算計上してあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。プラス3万円というような形ということで理解でよろしいですか。

消耗品の中に含めての予算ということで、優先だというのがありますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

2号予算については、優先というかこの生理用品に充ててくれということになっています。その前の1号予算、1号補正では、いろんなコロナに関する消耗品を購入してくれということで計上しています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

現行予算ということは、令和4年度単年度ということで今、理解していいということですか。

あと、生活困窮者の予算というのは、どれぐらい確保されているんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

生活困窮者に関しましては、現行予算でということですので、特段生理用品に特化した予算を確保しているものではございません。ですので、通常の消耗品費からその状況に応じて購入して、適宜配布しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。ありがとうございます。

それでは、教育委員会のほうにお尋ねします。対象となる児童生徒の数は何名でしょうか。各学校ごとに答弁お願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

これは、対象となる児童というのが把握できないと思うんです。小学校においては、保健室のほうで生理用品を置いていただいて、養護教諭の指導の下、その配布をします。中学校においてはトイレに、要請もありましたトイレに置いて使用してもらっているという感じになっていますので、その対象者ということではないと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

対象者が分からない中で、この優先順位のある消耗品からその生理用品を購入するに当たって、ストックがなくなれば随時購入していいというふうな考えでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

先ほども申し上げましたが、この2号補正で3万円はその生理用品に特化した、その分で買ってくれと。

ただ、1号補正で、6月補正で北小でいうと120万消耗品ありますので、その中で運用をしていただく、配分は学校に任せていますので、ストックも取れると思いますし、当分それで不足になるということはちょっと考えにくいと思



っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ありがとうございます。

子どもたちが安心して学校生活を送れる分に、これを対応できるというようなことで理解してよろしいですね。

休み時間は何分ありますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

大体10分から15分程度を、各学校の状況に応じて教育課程を編成しておりますので、大体10分、15分ぐらいです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

それは、小学校、中学とも同じような時間ということで大丈夫ですか。

教室またはトイレから、保健室まではどれぐらいの時間が要されると思いますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

各校とも、各校とも一、二分程度ということで理解していただければと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

トイレに行って、生理になることは普通にあることです。そのときは、とても気持ちがナーバスになり、すぐに対処できないとさらに心が

不安定になり、落ち着きません。大人でもそうなのに、子どもたちは大人が考える以上に負担を感じていると思います。

昨年7月に立ち上がった、生理の貧困を考える会おきなわという団体がありますが、そこで小中高生を対象に生理の困り事などを問うアンケートを実施しています。

9月現在、約200人が回答していますが、保健室にもらいに行ったことがないと答えた子が6割ほどいる。2、10分の短い休み時間に保健室に行くと、次の授業に間に合わない。3、何回ももらいに行けないなどの声があります。

そこで、お伺いします。

保健室に生理用品が常備されていることについて、どのように子どもたちに周知されているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

各学校とも職員会議等々、各担任に向けてそういう周知はもうなされております。なので、もらいに行けないということに関して不安がある場合は、担任の先生が責任を持って相談を受けてみたり、あるいは学年で相談しやすい先生に相談をする、あるいは友達同士で協力し合っ  
て養護教諭、保健室の先生につなげていくというふうな、そういう学校の雰囲気づくりも含めて、学級啓蒙を含めて、そういうふうに対応しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

生理用品は、どのようなものが常備されていますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

その品目というかメーカーとか、ちょっとこちらでは把握してなくて、養護教諭の先生にお願いして、適切なものを買っていただいているものと理解しています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

メーカーとかというのではなくて、具体的にナブキンだけなのか、ほかに何かあるのかというところをお聞きしたいんですが。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

すみません、その情報をちょっとこちらで得てなくて、養護教諭が適切なものを買って配布していただけるだろうと、そう思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

やっぱり、現場任せではなくて、行政のほうもしっかりそういった情報は共有してほしいなというふうに思います。

あと、保健室を利用する子どもはどれぐらいいますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

各学校ごとに、例えば毎月何名という調査は現在しておりませんので、ちょっと把握しかねますが、けがからそういう相談まで多数いるのは確実であろうというふうに認識はしているところです。実際の数字までは、大変すみませんが把握していないところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

生理の問題というのは、かなり何というんですか、繊細なものだというふうに思うんです。今、二十歳になる小学校、北小学校、中学校を卒業したある女性の方に聞いたんです。そうしたら、保健室でもらえるということは聞いたことはある。でも、実際使ったことはない。やっぱり、行くという面倒くささ、北小だったら3階から1階のほうに下りていくということになると、多分一、二分ではいかないじゃないのかなというふうなことも考えられて、だから次の授業に間に合わないというようなものからしても、なかなか保健室を利用しづらいのかなというふうに思います。

やっぱり、友達同士でも言いつらいというようなものも、実態としての声も聞いておりますので、その辺ももう少し、先ほど学校のほうでも話しやすい雰囲気づくりもしているというふうにおっしゃってはいましたけれども、さらにもっと、本当にこの保健室に来て、生理用品もらって助かったというような実態が報告できるようなものをつくってほしいなというふうに思います。

あと、衣服など汚れた場合の対応とかというのは、どうされているかというふうにはお聞きしていますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

例えば、下着とか体育着を賄うとかということも、保健室では一応常備はされています。転んでしまったり、ずぶぬれになってしまったりということへの対応も学校では今、なされているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

体育着等なんかの替えは準備されているということで、ありがとうございます。

ただ、生理となると、やっぱりすごく着替えするだけではなくて、やっぱり尊厳というんですか、自尊心を傷つけられるというか、そういうものもあるので、しっかりその辺もこの養護教諭がフォローしていただけるような環境づくりも、ぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

あと、小学校、中学校にはトイレと保健室ということでしたが、なぜ小学校だけは保健室というふうになっているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

小学校では、この年齢からということではなく個別対応の必要性がございまして、そのときにしっかり使用法、あるいはこういうふうにするんだよということで、フォローも含めた指導が必要であるということで、常備はトイレではなくて保健室のほうにということでございます。なので、保護者との連携も密に図りながら、そういうことがあれば年齢が低い場合でも対応できるように、養護教諭がしっかり管理をしているというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

確かに、初潮というのは大体10歳から15歳ということで年齢の幅もあるし、子どもの成長によって個人差はかなりあるというふうには思います。

先ほど、担任とかを通して周知をしているというお話でしたが、それは何年生を対象にそういう周知の話はされているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

職員会議でするので、学年を問わず全職員で共通理解を図って、あと5年生の宿泊前に子どもたち相手に、全体に、5年生に話をするというふうなこと。それから、3年生から保健体育で少し教材、単元が入ってきますので、そこから少しずつという形を取りながら、取りあえず女子生徒のみではなくて、全生徒に少しずつ理解を深めていただいているという、授業の中でもそういうふうに使っているということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

5年生から宿泊研修等の前にということと、あと3年生からは保健の授業の中で少しずつという、これは男女一緒にというような指導というか、授業というかやっているということですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

保健体育の授業に関しては、3年生から導入が入っておりますので、これは男女一緒です。ただ、内容に関しては、その年相応の命の大切さとかそういうところからのスタートになりますので、年齢、学年の段階を経て5年生が初めての宿泊学習スタートということで、そこでは男女分けてお話をしっかりやってあげたりとかということでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

生理の問題というのは、やっぱりとても繊細な問題で、特に子どもたちは初めて初潮を迎える子ほど難しいというか、対応をしっかりしていかないといけないのかなというふうに思うんです。

先ほども述べましたように、トイレにあって生理が始まるということは誰しにもあるもので、その場合にすぐにも対応したほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。

いろいろこの年齢に応じた教育の中で、保健室等において周知をしっかりしてというものもあると思うんですけれども、やっぱり御家庭の中でもある程度の年齢が来ると、女子にはしっかりその知識というのは話をしながら、その心構えということはしているので、ぜひ小学校のほうでもいつ初潮が始まってもいいように、トイレに設置は望みたいというふうに思います。

お隣の北谷町では、小学校4年生以上の女子が利用するトイレに生理用品が設置されておりますので、本村においてもぜひ設置できる方向で検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に、生理用品の調達に困っている子に、持ち帰るなど学校側から支給できるシステムはありますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

今のところ、そこについては検討されておられません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

親のネグレクトで準備してもらえない子や、

父子家庭で父親にナプキンを買ってと言えない子、家計が苦しいために遠慮して言えない子、いずれも家庭内のことなので外からは見えづらい状況にあると思います。

生理用品がないために登校できないということになれば、勉強や進学にも支障が出ますし、また経血漏れを意識しつづける生活は、子どもたちの自尊心を傷つけます。生理用品を気兼ねなくつかえる環境を整えることは、人権の観点からもとても重要だと私は思います。

児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、健康で衛生的な環境を整備することは行政の責務だと考えます。

今日の琉球新報の記事なのですが、生理の悩み、理解を深めるということで、中城中学校のほうで中学1年生を対象にした取組が載っていて、沖縄のキリスト教学院大学の学生でつくる生理の貧困をテーマにした出前授業を開いている記事なのですが、生理による頭痛、腹痛などの症状や、経済的な理由などで生理用品の購入が難しい人がいることを解説、生徒たちは実際に生理用品に触れて、一人一人異なる生理の悩みについて理解を深めたということで記事が載ってまして、先ほど小学校5年から男女分かれて性教育等をしていくというところなのですが、中学校、北中城中学校においては、中学校においてそのような授業の取組とかというのはやっているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

中学校においても、女子生徒を対象に生理、それから命の大切さということで、保健体育の時間で単元、授業として行っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

講師の学生さんが、その性別に関係なく生理について話し合える世の中になってほしい。自分で調べて正しい知識を身につけてほしいという思いでそういう授業を開催していて、この中学1年生を対象にやっているんですが、授業を受けた新垣さん、男子生徒です、13歳は、最初は生理と貧困がどうつながるのか分からなかったが、予想以上にお金がかかることを学んだ。生理用品に初めて触れる機会にもなったと話していますので、ぜひそうやってジェンダーの違いを受け入れていく教育も今後、取り入れてほしいなというふうに思います。

内閣府の子どもの貧困対策ということで、地域子ども未来応援交付金というのがありますが、御存じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

それは、知っておりませんでした。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

今年の7月29日現在ではありますが、沖縄県内の市町村でも6カ所の自治体のほうでその交付金を活用しておりますので、ぜひ北中城村でもその交付金を活用をお願いしたいというふうに思います。

では、生活困窮者への配布状況を伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

生理用品に特化して、その配布だけを行っているものではございません。それに対して、何か帳簿とか記録をつけているというものではございませんので、あくまで生活に必要な物品、

例えば紙おむつであるとか粉ミルク、そういったものと併せてこの生理用品等も配っておりますので、その配布状況というものは現在、集計は行っておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

厚生労働省が今年の2月に、生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査を実施しました。

この調査から見えてきたのは、生理用品を購入、入手できないときの対処法として、生理用品を交換する頻度や回数を減らす、長時間利用するが50%、トイレットペーパーやティッシュペーパー等で代用するが43%でした。

社会生活への影響として、プライベートのイベント、遊びの予定を諦める40.1%、家事・育児・介護が手につかない35.7%、学業や仕事に集中できない34.1%などが挙げられました。

そこで、専門家からのコメントとして、不衛生な生理への対応は、局所のかゆみ、かぶれ、おりものの異常の原因になるだけではなく、腹膜炎や不妊症という重大な健康障害の原因ともなります。衛生的な生理への対応は、個人の問題であるのみではなく、社会の問題でもありますと提言がありました。

長引くコロナ禍の影響で、失業や収入減など生活がただでも厳しい状況の中、原油高、電気料金の値上げ、食料品を中心とする物価高騰と私たちの生活は大きな影響を受けています。特に、今月に入ってから値上げが相次ぎ、生活が厳しくなっていることをとても実感しています。

そこで、お隣北谷町のほうでの取組として、コロナ禍で女性の健康を支援するための生理用品を無料で配布しますということで、今年の4

月1日から来年3月31日までの年度の取組とはなっているんですが、対象として経済的な事情で生理用品を購入することに困っている町内在住の女性、配布場所は北谷町社会福祉協議会、北谷町役場福祉課、公文書館、町長室、ちやたんニライセンター生涯学習プラザ、町立図書館などで配布をしています。配布内容としては、生理用品昼用24枚入りを1月お一人1パックというような形で配布しております。

なかなか、やっぱり個人情報等もありますので、もらいに行く方が自然な形ですぐ入手できるような形で、窓口のほうにこういったセーフティグッズ・フォー・ユーということで、このカードを差し出すことで生理用品を入手することができます。裏のほうに受取りサインで、その受け取った日のサインのみだけでよくて、名前とか住所とかということもなく、しっかりこの女性の問題、尊厳の問題に関わる取組もしっかりやられております。

北谷町のほうでは、1月1人1パックということで、次の月にはまたもらいに行けるという仕組みが、最大じゃ12回もらいに行けるとような制度も整っています。

結構、私のほう、私は町立図書館のほうで、ちょっと窓口のほうにお話を聞きに行ったんですが、やっぱり結構需要があるということで、女性だけじゃなくて男性、お父さんとかが代わりにもらいに来る、御主人が代わりにもらいに来るものに対しても支給をしている、配布をしているというようなことでした。

ぜひ、北中城村でもそういった取組ができる方向で検討していただけないかなというふうに思います。

生理用品の備蓄状況について伺います。

令和2年度に、災害時の生理用品を備蓄されたとのことですが、令和元年以前は災害時の備蓄品に生理用品がなかったとのことでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

平成30年に生理用品、一応、少しではあるんですが備蓄してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

平成30年には、備蓄品が僅かではあるけれどもあったということですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そのとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

それ以前はなかったということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

それ以前は確保されてございません。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

どうして確保することができなかったんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

備蓄事業がスタートしたのが、本村では平成30年度から災害備蓄事業を開始して、現在も進めているんですが、それ以前に対しては他の備蓄品も備蓄していなかったため、生理用品なども備蓄してございませんでした。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本村では、30年に初めて生理用品を備蓄するというふうな事になったということですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

別に生理用品に限ったことではなくて、ほかに紙おむつだったりとかアルファ米、非常食と併せて生理用品も備蓄したという経緯でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これまで大きな災害等がなかったからということでの意識の希薄さが、そういうふうな状況になったのかなと個人的に感想として思うんですが、でも30年からはしっかり備蓄をしていくというようなことでありますので、分かりました。

本村の生理用品の備蓄状況を伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

本村では、生理用品が、これ枚数で行きますと約350枚、現時点で備蓄してございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

枚数で350枚、これは令和2年度に備蓄した数ですか、それとも平成30年度のものも含めて350枚ということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

平成30年度も含めての数でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

350枚は、あまりにも少ないような気がします。

生理用品のこの枚数というところで、生理用ナプキンだけでということですよ。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そのとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

先ほども、課長のほうからお答えありましたように、紙おむつだとかというようなものも備蓄されているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

紙おむつも備蓄してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

生理用ナプキンだけでなく、尿失禁用も必要だと思えますし、また高齢者や療養中の方には大人用のおむつも必要だというふうに思えますので、その辺も十分足りるような準備、備蓄はしていただきたいというふうに思います。

メーカー推奨の使用期限の把握に努めるということですが、パッケージには使用期限が掲載され、記載されておりませんが、使用期限はどのように設定されたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

納入するときに確認しています。平成30年に

納品していただいたやつが、10年間の保存可能なものと確認してございます。令和2年に納入していただいたやつが約5年、すみません5年ですね、の使用推奨期限で納入していただいています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

平成30年に納品されたものと、令和2年度に納入してもらったものが、何が違うんでしょうか。保存期間が大分、10年というのは長すぎるんじゃないかなというふうに思いますし、メーカー推奨ということで、ネットでの検索ではありますが、大体3年がめどというようなふうになって、それを超えたから使えないというわけではないというふうなものではありましたが、10年というのは本当にどうなのかなというのとはとても感じます。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

実際、現物を見てというわけではないので、そのときに納品された仕様書に、メーカーさんの名前と10年間の保存可能なものというふうに記載があって、そういった回答にいたしました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

では、今後、使用期限が迫ったものについては、今後どのような対応をしていくのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

使用期限が切れる、切れそうなもの、ほかの

備蓄品もそうなのですが、防災訓練だったりしたり、もしくは学校のほうに、実際ではあります提供できればと考えています。さらに、更新して備蓄していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひ、無駄のないように備蓄されたものを有効活用していただきたいというふうに思います。

今後、女性の尊厳を守る立場から質問をしていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前 11時45分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、通告に従い、私の一般質問を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

私から2点質問します。

1点目、しおさい公苑の維持管理の現状と今後の改善について伺います。

多目的広場として、スポーツや祭りで村民に活用されてきたしおさい公苑であるが、近年施設の環境についての苦情が聞こえている。

スポーツ的な環境不備では、ボールがネットの隙間から場外に飛び近隣の車に接触する被害があり、村当局担当課が事後対応した経緯がある。また、芝生面においてはグラウンド状態が悪く、けがにつながりかねないとの理由で、定期的に利用していた団体は利用を控えるように



なり、他市町村のグラウンドを利用する傾向が多々見られる。

さらに、近年、村内のイベントや祭り等で使用することが多くあるが、トイレの臭い、衛生問題を改善してほしいという意見があると聞く。

現在の維持管理の状況と今後の改善について、村当局の考えを伺います。

- 1、現在の維持管理状況について。
- 2、スポーツ施設としての環境整備について。
- 3、イベント等で活用した場合の環境整備について。
- 4、予算について。

次に、2点目の米軍普天間基地からの騒音被害について伺います。

この問題は、北中城村議会をはじめ普天間飛行場周辺の自治体やマスコミに、これまで幾度となく取り上げられてきた。

2020年12月25日には、北中城村、宜野湾市、浦添市の住民が、米軍機の実質的な飛行差止めや騒音被害による損害賠償を国に求める第3次普天間爆音訴訟が、那覇地裁沖縄支部に提訴されている。

騒音のみならず、平成16年の沖縄国際大学、平成27年のうるま市でのヘリコプター墜落事故、普天間基地所属のオスプレイが名護市安部集落の海岸に墜落大破、及び同じく普天間基地所属のオスプレイが平成29年8月にオーストラリアで墜落し、3人の死者を出している。私たち北中城村においても、いつ墜落事故が起こってもおかしくない状態です。

米軍基地からの騒音被害では、大城、荻道、安谷屋、喜舎場、熱田など広範囲にまたがっている問題で、村当局もこれまで関係自治会と共同での要請抗議行動を実施するなど対応してきましたが、いまだに地域住民から被害の声が寄せられている。

つきましては、現在の騒音測定結果について、防音工事対象地域としての解釈、いわゆる深夜

の飛行回数と騒音レベルについて、村当局の考えを伺います。

- 1、普天間飛行場からの騒音被害の現状。
- 2、騒音調査結果、飛行ルートに対しての村当局の見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、川上議員の御質問にお答えいたします。まず、1点目はしおさい公苑の維持管理の現状と今後の改善についてでございます。

①現在の維持管理状況についてですが、しおさい公苑の維持管理として、通年での芝刈、トイレ等の便益施設の清掃を週6日、月曜から土曜日で実施しているほか、警備員により日常的な異常点検を行っております。

また、昨年度はネットを補修し、今年度はトイレ排水管の補修を実施したほか、現在、野球用のバックネットの改修を進めているところであります。

2番目のスポーツ施設としての環境整備について。

野球やサッカーなどのスポーツのほか、イベント等多様な利用に供されており、例えばサッカー利用に主眼をおいた芝管理を行うなど、一部に特化した整備及び維持管理は厳しいものがありますが、平たん性など安全の確保に努めてまいります。

3、イベント等で活用した場合の環境整備についてですけれども、イベント等の使用後は、使用者による原形復旧を基本としております。

4番目に予算についてですが、日常的な維持管理、トイレの清掃、除草等や光熱水費などの経常的経費のほか、補修等の必要が生じた場合には適宜予算措置を行っております。

なお、大規模な改修など費用が高額となる場合には、補助事業の適用について関係機関との調整もあり、時間を要する場合があります。

2番目の米軍基地普天間飛行場からの騒音被害についてですけれども、まず普天間飛行場からの騒音被害の現状についてですが、騒音被害の現状については、平成25年度から航空機騒音測定を行っていますが、航空機騒音に係る環境基準を上回る数値、57デシベルは確認されておりませんが、毎月の最大騒音レベルが88デシベル以上確認されており、騒音被害は続いているものと認識しております。

2番目に、騒音調査結果、飛行ルートに対しての村当局の見解ということですが、飛行ルートについては、沖縄防衛局提供資料による飛行経路及び村で調査している航空機騒音測定での飛行による22時以降の飛行回数を考慮すると、村上空を飛行しているものと考えております。

7月26日にも、沖縄防衛局長に対して、騒音被害改善への要請を行ってきたところであります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

まず、1つ目のしおさい公苑の維持管理の現状と今後の改善についての再質問をします。

1、現在の維持管理状況について、通年での芝刈りを行っているかと答弁であります。通年を見てフェンス沿いの周りには草木が生い茂り、とても管理できているように感じられません。最近、祭り等のイベントで手入れをしたと思いますが、8月ごろ、夏頃はフェンス沿いの雑草が膝まで伸びている現状がありました。

一部ではなく、しおさい公苑全体を見て通年整備をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

芝刈りについては、乗用タイプの芝刈り機を週に3日、これを年間を通じて全体を回っているという状況です。

それでは刈り切れないような周辺な草、これについては別途除草業務がございまして、これはまた年に数回というところで、今回は祭りイベントに合わせて実施をしております。

この草刈り自体は、また別業者で対応していただいていることもあって、かなり広範囲でもあるということ、予算の関係であまり頻度が多くなっていないという状況でございます。

今後、体制といいますか、どの程度までをよしとするのかということも含めて検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

除草に関して、頻度は高くないとありましたが、およそ何か月に1回とか、そういうスパンでの定期的な考えはございますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

ちょっと手元の資料で、年何回というところがちょっと明記がないんですけれども、年に1回から2回程度の頻度だったかと思えます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

こちら公苑はスポーツも行っていますが、年一、二回の除草では、やっぱりスポーツ施設としてやっぱり整備をする必要があると思えます。いかがお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

スポーツ競技、どうしてもボールが飛んでいってしまうとか、絡んでしまうということがあるかと思います。できるだけ改善に努めていきたいと思うんですけれども、冒頭で申しましたとおり予算との関係もございますので、併せて検討させていただきたいと存じます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

安全確保、子どもたちも利用する施設のため、ぜひ環境整備に努めてもらいたいと思います。

また、先日行われた祭りのほうで、トイレの電気が暗くて、もう御自身でスマホでライトをつけて用を足したというお話がありました。その点いかがお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その事情について把握できておりませんでした。点検いたしましたして、電球が切れているのか、そもそもが故障しているのか、そのあたりも含めて改善したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、改善のほうをお願いいたします。

また、昨年度、ネットを補修したと答弁でしたが、私が見る限り必要最低限の補修しかされておらず、現在、公苑全体の半分ほどしかネットがありません。まだまだ改善する余地はあると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

その改善というのが、どういう競技に対して

どういう使用があるのか、どういう支障が出ているのかということも、できれば教えていただければ、それに向けて今後その対策というものを検討してまいりたいと存じます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ネットについて、スポーツをする上でボールが飛んでいくというのはやむを得ないですが、ネットが半分であると、例えば野球だと打ったボールが外の公苑敷地外に出る可能性があります。また、サッカーにおいては、私の質問でもあったように、サッカーボールが飛んでいって、近隣の車に当たって物損につながったという経緯がございます。なので、ネットはスポーツをする上で最低限、必要かと思っておりますので、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

続けて、2番の、スポーツの話が出ましたので、スポーツ施設としての環境整備について質問していきたいと思っております。

先ほども申しましたが、一部のスポーツに特化した、スポーツ行うにしても平たん性は取れておらず、安全面に関して不十分であると見ざるを得ません。村のホームページでも、ソフトボール、野球、サッカーが行える施設と掲載している以上、利用する人たちが次も利用したいと思える施設にしていかなければならないと思っております。いかがお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

議員おっしゃるとおり、安全に各種スポーツに対応できるというのが好ましいと考えております。

こちら、しおさい公苑は整備からかなり年数がたっておりまして、これまで大規模な改修が行われていないという状況がございます。そのため、全体的に平たん性、例えばグラウンドが

波を打っているような状態もあるかと認識しております。これについて、できるだけ土の補填を行うとか、そういった対策をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

現に、しおさい公苑でスポーツをした後、足首、膝、悪くするという人を何度も見てきましたので、課長がおっしゃるとおり、ぜひよくして行ってほしいと、一つ一つ改善していただきたいと思います。

次に、4番、予算について。答弁にありました補修事業の適用について、そして関係機関との調整について、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

大規模の改修、これは必要に応じてそのとき使えるメニューというものを模索しながら行っておりまして、今現在で計画をしているものというものはございません。そのため、何がその時点で適用できるのか、実際改修の内容に応じたその補助メニューというものを、その都度検討していくという内容でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私の調査では、サッカー協会等の助成金を活

用してグラウンド整備を行うこともできると思います。このような団体の補助金、助成金等を活用することを提案します。ぜひ御検討ください。

せっかくのよい施設、活用しやすい施設でありますので、村民のため、施設を利用する人たちのためにも、ぜひ一つ一つ改善をしていただきたいと考えます。

では、次に2つ目の米軍普天間基地からの騒音被害について再質問します。

1、普天間飛行場からの騒音被害の現状について。

県のホームページにある令和3年度航空機騒音測定結果報告書を見ても、確かに測定期間内の平均は環境基準値を上回る数値、57デシベルは出ていませんが、1日当たりの騒音発生回数が、大城地域22.8回、荻道28.5回、騒音の最大ピークレベル、大城が111.8デシベル、荻道113.3デシベル、平均ピークレベルが大城79.1デシベル、荻道80.8デシベルと前年度よりも騒音レベルが高くなっています。

つまり、私が言いたいことは、確実に騒音被害は拡大していますが、その辺は把握されているのか伺います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

我々も、今言われた議員の数値については把握しております。

環境レベルは平均はありませんけれども、1日の中でやっぱりこの環境レベルを上がったレベルがあるし、先ほど言った、言われたとおり、一番うるさいときで113デシベルといういかにも2倍の値も出ていますので、被害等について軽減されているとは思っておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ちなみに、夜間早朝、夜の10時から朝の7時の騒音発生回数ほどのくらいか把握はされていますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

私を持っている数値、令和3年度の数値ですけれども、22時、夜の10時から朝の6時という基準がありまして、それでは熱田地区で258回、萩道地区で157回、大城地区で279回を1年間の回数ですね、日にちじゃなくて回数を把握しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私の資料としても、同じような回数となっています。

ちなみに、令和3年度1年間の大城の平均は26.5回、夜間早朝でこれだけの騒音回数が測定されています。

国の専権事項であることは理解をしていますが、被害を直接受けるのは村民であります。その点も踏まえまして、2番、飛行ルートに対して村当局の見解を伺います。

これまで、村内の学校、病院などの施設の上空を飛んだという情報を認識をしたことがありますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

答弁でも先ほど話しましたけれども、防衛の資料の中で、北中城村のどこの区域を飛んでいるというのが把握できます。その中で、小中学

校を含めて、確実に萩道、大城も含めて飛んでいるのは事実であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

次に、村上空測定局がある大城、萩道、熱田で、1日当たりの騒音継続累積時間は、宜野湾市新城を除いた宜野湾市周辺よりも飛行時間が長いことを把握されていますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、今、資料幾つか持っていて、その中に入っていると思うんですけども、今現在ちょっと把握しておりませんでした。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ちなみに、大城は1日当たり累積時間、大城9分8秒、萩道8分6秒、熱田9分12秒となっております。宜野湾市野嵩の6分12秒や宜野湾市宜野湾の6分41秒を大幅に長い時間飛んでいることになっております。この結果を見て、村当局はいかがお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

航空機騒音、以前からいろいろ質問等ございますけれども、何ら変わってなくて、先ほど議員もおっしゃったとおり、ますますひどくなっている状態ということを感じております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

答弁にありました、7月26日、沖縄防衛局に対して騒音被害改善の要請を行ってきたとありましたが、どのように要請し、どのような返答があったのでしょうか。具体的な答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

1つは、石平、安谷屋にテレビ受信のアンテナを立てています。これは、普天間基地があるがためにテレビ受信ができないということで、防衛予算で入れているものがあります。これが耐用年数を過ぎて劣化しているものですから、その更新のお願いと、もう一つが、今言いました騒音の被害の改善。

その中では、最大値で110はもう超えていますということと、確実に小中学校の上空を飛んでいるものですから、小中学校の上空を飛ばないということの要請をいたしました。

回答については、特段向こうから文章であったわけではございません。

以上です。

村長のほうが防衛局長のほうに要請をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、そうですね、先日、10月14日の新聞記事に、騒音被害のほかヘリコプター、オスプレイが発する低周波音の被害についても記載されておりました。

先ほども言いましたが、被害を直接受けるのは村民であります。抗議、要請については今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

はい、北中城村独自でも要請もしていきたいと思っておりますし、沖縄県と近隣市町村、基地を抱える市町村と、構成するのが26市町村と沖縄県でやっている軍転協というのがあります、そこでも幾度となく要請をしてきていますので、継続して米側に要請をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、継続しての要請をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

ちょっと空気入替えしますので、2時10分に再開します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問を行います。

4期目も、引き続き一般質問を通して村民の生の声を村当局に訴えていく考えであります。議会で質問することは議員の権能の一つであります。今回の議会で質問を履行いたします。

さて、4期目も3期目同様に検証を最大の目標とします。村の財政が、村民が考えているように明るい状況にあれば、検証については徐々に緩めて行く考えであります。

いずれにしても、村には問題や課題が山積していると思います。一般質問を通して、少しで

も問題や課題を解決できればと期待しております。

さて、今回、項目別に3点質問したいと考えております。

まず、1点目、平和を守る会。

最近、特にロシアによるウクライナ侵攻による、ある意味戦争や、中国の暴力によって台湾を併合する情報が生々しく伝わってきます。日本にも今後、現実として大なり小なり影響があるのではないかと危惧されている状況にあると言えます。

さて、北中城村には自治体で唯一平和を守る会があり、今こそそれを死守する必要があるのではないかと。その点を質問したいと思います。村長は、平和を守る会をどうしたいか、そのあたりを聞きたいと思います。

2点目、地域力を高めるということで、村長の公約の一つと思うが、基本的には村の発展は地域力を高めることだと考えています。まさに、村の発展の原点は地域力の向上を図ることにある。村長は、具体的にどのような形で地域力を高めていくか、その考えがあれば示していただきたいと思います。

例として、最近、瑞慶覧地域を訪問したら、大勢の住民が公園広場の草刈をしておりました、それを見ました。

1人の住民に尋ねました。というのはちょっと季節外れじゃないかなと、村の共同作業は今日ではないんじゃないかと思っていたので質問しましたところ、尋ねると、20才から60才前後の皆さんが集まって積極的に共同作業していると答えた。大変驚いた。他地域に移った住民も参加しているとのこと。会の名前は成年会と聞いておりました。

3点目、財政等についてということで、村の財政は、厳しいことを言いますが、村民が考えるほど明るくないと見ています。前村長の頃から財政は逼迫していると。

そういった中で、財政をこれからも逼迫していくのではないかと危惧しているのは、しおさい市場であります。村民は、しおさい市場に3年間で3,300万円を補助していることは知らないかもしれません。

もう一つ気になるのは、しおさい市場の存在の趣旨は農業と漁業の拡充と考えています。その目的を現在、果たしているかです。

私は、よく畑を歩きます。情報も農家から取ります。私は、しおさい市場は本来の趣旨から徐々に外れているのではないかと心配しています。本年は、現在の経営者と契約が切れると。

もう1点は、中央公民館の施設の問題がある。たしか前村長時代からあった問題であります。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉義弘議員の質問にお答えいたします。

1番目に、平和を守る村民の会についてお聞きしておりますので、その沿って回答いたします。

平和を守る北中城村民の会は、国際的な反核・軍縮の世論が高揚した1983年に結成されました。そして、結成以来、今日まで地道に平和を守り育てる活動を展開しています。コロナ禍以前は、毎年平和講演会等を実施しました。戦争に反対し、平和を守るために、県内の重要な節目には、村民の会の旗を掲げて積極的に参加してまいりました。

今後も、そうした活動を通して平和を希求する思いを醸成しながら、平和を守る北中城村民の会の所期の目的に即して活動を続けていきたいと考えます。

2番目の地域力を高めることについてですが、議員が感じた瑞慶覧地域の活動は、まさに地域力の表れだと思います。

私は、地域の人々、友人、世代を超えた人々

との間の顔の見える助け合い、共助を構築する必要があると考えます。例えば、行政を支える自治会、そして自治会を支える各種団体の活性化を図ることが、地域力を高めることにつながると考えます。

財政等についてですけれども、まずしおさい市場に関する指定管理の現在の契約は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております、次年度末までとなっております。

しおさい市場については、北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例(平成25年条例第21号)により、その趣旨や業務内容が定義づけされております。また、その運営に当たっては、北中城村アンテナショップ運営要領に従い行っております。

また、中央公民館に関しては、老朽化が進み、今後の建て替え等の検討が必要だと考えています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1番目に問います。平和を守る会について、まず質問したいと思います。

平和を守る会は、誰が計画し、これまで続けてこられたのか、分かる範囲で村長から説明できればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

平和を守る村民の会につきましては、1983年に結成されまして、当時の村長、労働組合、それから職員、そして村内の有志の方々が集まってその結成に尽力し結成をされました。そこで、平和を守り育てる、そういう運動を展開しようという趣旨でございますので、多くの方々が賛同いたしまして、その会の結成に至りました。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

念のために、後で少し触れますけれども、平和を守る会を民間に委ねたいでしょうか。そのあたりも聞いてみたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今の段階では、それは考えておりませんが、時期的にそういう必要性があるならば、それを移行するというのもやぶさかではございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

正直言います、私はもし民間に委ねた時点で、徐々にこれが崩壊していくんじゃないかという危惧を持っています。

3点目、村長は行政の長でもあるが、政治家でもあると思っています。あるときには、革新ですか、保守ですかと問われると思いますけれども、どちらの立場でしょうか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私は、村民党として当選いたしましたので、村民党で通していきたいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

なぜそれを聞いたかといいますと、平和を守る会、その平和についてはいわゆる革新の独特な、何とかな、モチベーションというか考え方であるので、村長には個人的には革新で行ってもらいたいというのが私の本音であります。

4点目です、私の友人の1人で、保守中立の面に立っている議員からアドバイスをもらいま



したけれども、保守の政治家の皆さんは北中城村を保守の自治体に変えたいという考えがあるようです。私は革新の色をしっかり守っていたきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時21分 休憩

午後 2時22分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

戻りますけれども、前村長は総会のたびに、平和を守る会の総会のたびに民間に任せたいという発言をしておりました。そういった意味で先ほどの質問もしましたけれども、私はそこには危惧する面がありました。

村長は、今、お答えをされたようですが、平和を守る会を民間に任せたいというのは、もう一度聞きますけれども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

行政の趣旨から、行政の平等性とかそういったのはございます。そういう意味合いで、ただ我々の業務というのは、行政の業務というのは、基本的には課設置条例とか所掌業務がうたわれております。そういった所掌業務をしっかり全うすることが我々の義務だと思っておりますので、それに即して我々も業務をしっかり全うしたい。

そして、今、平和については、所掌業務の中にはございますので、平和行政がございまして、それもしっかりと。これは、革新、保守に関係なく、村の業務としてやっていきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

なぜ、前村長がそのような発言をしたのかは、はっきりした理由は分かりません。

ただ、総会が年々参加者が減っていたと、それが一つ弱気になる一因だとも思っています。もう一つは、それもちよっと言いにくい部分もありますけれども、全村長が少し傾向的に保守化しつつあると私は肌で感じました。その2点が何となく自治体が平和を守る会を組織して動くということはやめて、そして民間に任せたいというのがいうことになったのではないかなと思っております。多分、私と同じ考えを持っている人たちもいるかもしれません。

いずれにしても、前村長が執拗に民間に任せたいという言葉があったので、気になったので今日も質問に出しましたけれども、村長が、今、現村長がそういうふうな平和を守る会を維持していきたい、できるだけ維持していきたいという考えであれば、僕はよろしいかと思いますが、それはいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おっしゃるとおりで、ただ前村長とかそういうのではなくて、私は私なりに業務として確信しておりますので、しっかりとそれは業務の定義どおりに業務を全うしていきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

この平和とは少し関係はありませんけれども、前村長があ頃、右傾化に一時走り去っていたんじゃないかなと思っております。

これから申し上げる点については、私は前村長とかなり激しく議論をしました。というのは、島尻安伊子衆議院議員が、これは村の組織に名前を連ねたんです。たまたまその選挙のすぐ後

だったということもあって、何で村長、そのあは、あのとき伊波洋一さんだったかな、どうだったかはさて、それで結果この島尻安伊子さんが組織に入っているのかということで問いました。

そのときの答えが何と言ったかという、人脈が広がったという答えでした。人脈が広がったために採用したんだという答弁でした。これは、私としては残念な答弁でしたけれども、そういう意味からして、しかしある意味また、これは話はそれますが、自民党の政治家の方、そういう方も僕はよろしいかと思えます。やっぱり今の政権は自民党の政権ですので、村のためにであれば、それにおいてはやっぱり自民党の議員も活用すべきだと思っています。

もう1回戻りますが、平和を守る会の総会の参加者が少なくなっているように、総会の情性、情性、そしてイベント等も全く少ないと。予算も同じ。そういったことから考えると、参加者が少なくなるのも当然かなとあのときは思いました。

今年4月頃、あやかりの杜で原爆展を開催しました。それは、そのときの集まった皆さん方は、総会よりも参加者が多かったように思いました。ロシアのウクライナ侵攻は現実にあるし、中国の台湾合併等も今年にわかには騒がれるし、平和の意識は沖縄県ではしっかりこれを持っていたほうが賢明と思います。

基地のあるところから敵は攻めるとよく言われますので、ぜひ村長にもまた新しいアイデア、あるいは例えば感動した映画があります、瀬長亀次郎物語とか、そういったものも入れて、そして参加者を増やすようにしたらどうかと考えていますけれども、いかがですか。

#### ○議長（比嘉義彦）

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

その総会のほうで話し合われて決まっております。

ます。

ただ、先ほどから申し上げましたように、前村長も今は革新の代表として一生懸命頑張っているところでありますので、いずれはまた我々とまた賛同する事業として一緒にやっていくこともあるかと思えます。

ですから、新垣邦男さんが今、社民党として頑張っている、それはそれでいい。私たちは私たちで、また村民党としてまた新たな村民向けの活動を展開していくと。私は私なりのまた活動をしていきたいと思えますので、ぜひこれは御理解いただきたいと思えます。

#### ○議長（比嘉義彦）

義弘議員、ちょっと休憩しますが。

午後 2時30分 休憩

午後 2時30分 再開

#### ○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

#### ○11番（比嘉義弘議員）

個人的な思いもありましたけれども、やはり我が村にとっては平和を守る会というのはとても大事な組織じゃないかなと考えていますので、ぜひ村長には、ある意味で死守してもらいたいという希望があります。

次に行きます。

地域力を高めるという件について、村長は当選する前の公約には、たしか地域力もぜひ高めたいという、それを公約にしていたんじゃないかなと思っています。

今回は、瑞慶覧地域を回って感じたことを中心に、地域のテーマにを一般質問を考えた。

議員活動のチラシを送るために、母親の出身地である瑞慶覧地域を回っていました。そこで、強く印象に残る風景を見ました。地域の皆さんが集まって公園の草刈りをしていた。村の共同作業の一環の草刈りだと思った。1人の青年に共同作業ですかと聞いたら、違うと言われました。20歳から60歳ぐらいのメンバーが集まって

草刈りをしていますとの返事でした。

後日、自治会長にこの草刈りの共同作業について聞いてみました。瑞慶覧は人口が少ないということもあり、瑞慶覧から仕方なく出ていった住民も集まって共同作業をしているとのこと。生まれ育った地域に対する愛情が、愛情や心があり、瑞慶覧に来てみんなで草刈りしようという、自治会長はそれを語ってくれました。

正直言いますと、瑞慶覧は財政的には豊かだということは、もう村民の皆さん方も御承知かと思いますが、何かと問題があったりもしまして、組織的には少し問題がないわけではないと我々も想像していましたが、でも瑞慶覧がそういうことをやったということは、やっぱり地域力を高めていく芽はしっかりあるなと思いました。

それから、もう一度伺いますが、瑞慶覧地域の草刈りの風景は、度々御答弁もらっていますけれども、もう一度お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今現在、生涯学習課のほうで生涯学習振興計画というのをつくってございまして、そこは非常にこの計画自体が私たちの地域の方々の地域力を高めるような内容も網羅しています。そして、地域力を高めるということは、もう先ほども申し上げましたように、いわゆる行政は非常に自治会におんぶされている、また自治会はまた各種団体におんぶされている、それが各種団体が元気でないと地域も元気でない。地域が元気でないと、また村も元気でないというような相関関係にあるのかなと私としては思っております。

ですから、今、共助の主役となる地域の方々の力というのは、非常に大きなものがあると思います。

ただ、今、地域力もまた危惧される中で、このように瑞慶覧の皆さんが頑張っているという

ことについては非常に感謝したいなど。私たち行政にもまた励みになりますので瑞慶覧、それと各自治会も同じような定期的にスズリーといわゆる共同作業をやっておりますので、また各自治会にもそのような意識はしっかり根づいていると思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今回、質問を書いていたつもりだけでも、出ていないので、ちょっと読み上げて質問にはしません。

今、またこの質問をしたいと思います。過去にも1回質問しましたけれども、私は地域力に欠かせないのが婦人会ではないかと思っております。

今現在、婦人会、村の婦人会のいわゆる字というか、喜舎場と仲順だけになっていますけれども、またその中に賛同して個人的に参加している人もいますけれども、婦人会を何とか強化して、いわゆる各字少しずつでもいいから集ってもらって、村の大きな組織になればなと思っていますが、現在2か所。

ただし、中には村には参加していないけれども、各地域では婦人会をやっていますよというところもあります。できれば僕はぜひまとめて村の婦人会が大きくなればなと、それが結局また地域に力を与えると思っています。そういった意味でぜひ、これは教育委員会の担当ですけども、私は今日は要望だけで終わりたいと思います。また、ぜひ改めてまたこの件について質問をしたいと思っています。

次行きたいと思っています。

財政についてですが、実はこの質問に入る前に、これはよく皆さん方も見る御本、参考資料だと思います。

その中で、我が村のことが、もちろん他市町村も入っていますが、その中で気になることが、

この中で債務負担行為と、まだほかにもありますけれども、財政基金ということで、読谷村から西原町までこれは出ていますけれども、例えば基調、財政基調は多ければ多いほどいいと。しかし、債務負担行為は、ある意味では少なければ少ないほどいいということになります、我が村は逆になっていましたね。

例えば、読谷村が財政基金が27億、嘉手納が58億、北谷が30億、北中城村が5億9,500万、中城村が7億、西原が5億、6億、5億。そして、債務負担行為は、読谷村が8億9,900万、嘉手納が7億4,600万、北谷が18億8,900、北中城村が31億5,400万、中城村が2,100万、西原町が3,900万ということで、その件だとその財政について、北中城村がいかによくないかとは言いたくないけれども、あまり芳しくないということが事前に申し上げて、質問に入りたいと思います。

1、しおさい市場の件に当たっては、北中城村アンテナショップの設置及び管理に関する条例により、趣旨や業務内容が定義づけられているようだが、それをしっかり遵守しているようだ。農家の一部から、それをしっかり遵守しているようですけれども、農家の一部からは不満があり、しおさい市場の職員は奮闘していると思うがなぜか、そのあたりを課長は承知かお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

議員がおっしゃられている、その農家回りをされていたときにお話を伺ったということなん

ですけれども、私どものところまではそのお話は届いておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

じゃ、例えば、その経営するに当たって……

○議長（比嘉義彦）

マイクに近づいてください。

○11番（比嘉義弘議員）

経営するに当たって、やはり経営者はその職員等については把握されていると思いますけれども、最近またすばらしい職員がお辞めになったということを知り、それを農家の、いわゆる地産地消の会員の方からお話があって、一体その経営者は何を考えているのかということであつたので、このあたりも承知かということを知りたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今回、しおさい市場の職員として働いていただいていた方が、家族が、ちょっと家族の都合でちょっとお辞めになられたということは、こちらのほうにも報告は上がっております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

しおさい市場と地産地消の方の交流とかコミュニケーションとか、しっかり取れていますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

そのしっかりという意味がちょっと把握できませんので、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ふだんからコミュニケーションを取って、どういったものが問題であるのか、どういったことがいいことなのかという話合いが持たれていれば、特に問題は僕はないとは思いますがけれども、しかしいずれにしましても、いいことの話が来ないで悪いことの話が来るということは、我々としても認めた以上、そういった情報が入ってくると不愉快でもあるんです、そういった意味では。

ただし、いやそうでないと、今しおさい市場は頑張っている、こういったところを頑張っていますよと、皆さんどうですかと、知っていますかということも、僕はそういった情報は1つも入ってきません。

ただ、職員の皆さん方がよく頑張っていることも聞いています。また、我々の地域の人も採用されて頑張っているということも知っています。

ただ、そういった意味で、どうもその割にはあまりいい評価が得られていないので、私はしおさい市場に対しては今、もちろん当初それを立ち上げる、企画して立ち上げるときには、私は反対した議員の一人でもあるということもあって、できればしっかりうまく行ってもらいたいと思いますが、今のところ残念ながらそういう気持ちにはなっていません。

財政面から見ていますと、今後も課長、しおさい市場は、今判断していいか分かりませんが、必要と思われませんか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

しおさい市場というアンテナショップの位置づけは、北中城村、特に北中城村内での地元産品を保護するための施設というもので私は捉え

ております。

ただし、こういったものが必要としないというふうに議員の方々、村民の方々がおっしゃられるのであれば、このあたりはそういった御意見も集約して、さらに改善していけるような方法を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

やっぱり、契約も来年まであるようですから、ぜひいいところは、悪いところは改善して、いい方向に持って行っていただきたいと思います。

もう1点、設備投資のうわさが聞こえますけれども、これは事実ですか。設備投資と何か冷凍庫かな、冷凍、そのあたりですが。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

これについては、あくまでも計画なんですけれども、今、北中城村で作られる野菜とか、あと漁業関係ではアーサとか、年間で一時期に収穫量が一気に高まる商品が多くあります。こういったものというのは、その採れた時期にしか販売、生のままでは販売できない。こういったものを冷凍保管することで、販売できる時期を長くできるとか、やはりこういった村産品を保護するための施設投資をしたく、今、村長、副村長にも、あと財政部局ですね、こういったところにもお願いして、今後設備投資についてお願いできないかということをおっしゃって今、協議させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

しおさい市場の職員から、同じ地域に住んで

いるのでよく顔も合わせますから、話し合いますけれども、その人から何で比嘉さん、村民、しおさい市場に対しては厳しいんですかと言われたことがあります。

そのときに、言うか言うまいか悩みましたけれども、実は3,300万の補助金が出ていますよと。その職員に言うか迷いましたけれども、でもこういうことがあって私は議会でもそういう意味では、このしおさい市場については質問していますよということを申し上げました。その点については理解してくれました。

いずれにしましても、職員もほとんど北中の人たちが多いということも知っていますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（比嘉義彦）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時47分 散会

## 令和4年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年10月19日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和4年10月19日 午後1時29分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	欠
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和4年10月19日(水曜日)

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	比 嘉 正 志	1. 水道水の安全性について
10	山 田 晴 憲	1. 高齢者福祉について 2. 保育行政について 3. 学校教育現場について
11	喜 屋 武 す ま 子	1. シルバー人材センターの運営の充実について 2. 第7回世界のウチナーンチュ大会について



○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いたします。

2016年1月、沖縄県企業局は、北谷浄水場の水源である河川等から高濃度のPFOS、PFOAが検出されていること、そして、嘉手納基地が汚染源と推測されることを発表しました。それを受けて、本村議会も、令和2年第8回北中城村議会定例会において、意見書第6号及び意見書第7号により、有機フッ素化合物による水道水汚染に関する意見書が関係各所に提出されております。

北中城村においては、北谷浄水場からPFASが含まれた水が供給されている恐れがあり、村民の健康被害が危惧されるところです。PFASによる人体への影響については、腎臓がん、精巣がん、甲状腺疾患、肝機能障害や高コレステロール値に関係していると言われ、子どもへの影響としては、低出生体重、免疫力の低下、ワクチンの有効性の低減などが懸念されていると言われております。村民が口にする水道水の安全性について、それと、令和2年第8回北中城村議会定例会において提出された意見書のその後の結果について質問をいたします。

①本村の北谷浄水場から水道水が供給されている地域はどこか。

②供給水のPFASの含有量は何ナノグラムか。

③2016年以前のデータとその年以降の健康被害状況の比較データはあるか。PFASによる人体への影響があると思われる疾病の罹患状況及び出生児の体重の推移に変化はあるか。

④意見書第6号の3件、1つ、沖縄県や各自治体の基地への立入調査を米軍に強く要求すること、2つ、有機フッ素化合物に関して、基地内での浄化や除去作業を米軍の責任で履行させること、3つ、有機フッ素化合物に係る沖縄県、沖縄県企業局、各自治体の調査費用等に財政措置を講ずること、そして、意見書第7号の2件、1つ、住民の有機フッ素化合物の血中濃度測定と健康調査を実施すること、2つ、日米両政府に米軍基地への立入調査ができるよう働きかけること、意見書第6号及び意見書第7号合わせて5件のその後の結果はどうなっているのか。

⑤幼稚園、保育園、こども園、給食センターへの浄水器設置に伴う補助金創設は可能か。

以上5件について質問をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず、水道水の安全性についてでございます。

最初に、本村の北谷浄水場から水道水が供給されている地域はどこかということですが、村内では、北谷浄水場から受水し供給している地域は、喜舎場、仲順、島袋、屋宜原、瑞慶覧、石平、安谷屋、荻道、大城、ライカムの全区域と、熱田、和仁屋、渡口の一部区域となっております。

2番目の供給水のPFASの含有量ですが、北谷浄水場での浄水のPFOS、PFOA濃度の合計は、令和3年度の平均値でリッタ

一当たり12ナノグラムとなっております。

3番目に、2016年以前のデータとその年以降の健康被害状況の比較データはあるかということですが、北谷浄水場では、2013年（平成25年）からPFOS及びPFOAの検査を行っております。PFASによると思われる健康被害との因果関係についてはまだ解明されていない状況と理解しており、比較データはございません。

4番目に、意見書その後の結果ということですが、基地への立入調査等の進展はございません。

⑤の幼稚園、保育園、こども園、給食センターの浄水器設置の補助についてですが、現在のところ、補助金の創設の予定はございません。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、これより再質問に移りたいと思います。

答弁から、北中城村のほとんどの地域が北谷浄水場から供給されていることが分かりました。北谷浄水場で浄水され、供給されている供給水のPFOS及びPFOAの濃度の合計は、令和3年度の平均値で12ナノグラムという答弁を受けましたが、私が②で質問したのは、PFASの含有量は何ナノグラムですかということでした。

PFASとは、有機フッ素化合物4,730種類の化合物のグループの総称となっております。もちろん回答のあったPFOS及びPFOAも含まれております。海外の事例ですが、飲料水のPFAS規制強化が進むEUでは、PFOS、PFOA、PFHxS、PFCAの4項目の合計で、2ナノグラムとしているそうです。4項目の合計で2ナノグラムですよ。

そこで、質問いたします。

北谷浄水場からの供給水の検査項目は、PFOS、PFOAの2項目だけですか。2項目しか検査しない根拠は何に基づいて行われているのですか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

北谷浄水場では、PFOS、PFOAのほかに、PFHxS、この3項目について検査を実施しております。PFHxSについては水質基準がないため、北谷浄水場では、PFOSとPFOAの合計として管理しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私の資料によれば、環境省は、2020年5月28日に、有機フッ素化合物PFASの指針値、暫定として、PFOSとPFOAを合わせて50ナノグラムと決め全国へ通知し、指針値は、同日付で施行されました。EUの数値の25倍ですよ。今から4年も前です。しかも、指針値には、暫定としているにもかかわらず、4年間も指針値に変更がないんですよ。そのことについてどう思われますか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

この基準値につきましては、令和2年4月1日から、50ナノグラムということで国内の暫定基準値で設けられておりますが、近年米国基準値がかなり引き下げられたこともあり、日本国内でも見直しといたしますか、米国で定めた基準の根拠といたしますかその辺も調査しながら、分析しながら、それで基準を改めて定めることになるかと思っております。今のところ、まだいつ頃になるかということとは、まだ分かりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。ぜひ改めて安全な水を供給してもらいたいと思います。

しかし、2020年、本村議会が意見書として要望した基地内の調査、河川等の調査、あと血中濃度の検査、そういったことが全く取り組まれておりません。

課長、血中検査をしない、データはない、だから因果関係はない。課長、私は、正直この問題は一村が対応する範疇を既に超えていると思っていますが、その点については、課長はどう思われますか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

まず、血中濃度の検査等についてなんですけれども、まだ健康被害とする因果関係が医学的見地から解明されていないということがありましたので、こちらとしては、県と国のほうで判断すべきではないかと、調査するなら調査すべきではないかと考えております。

本村においては、令和2年12月18日の本会議意見書で、第7号、住民の有機フッ素化合物の血中濃度測定と健康調査を実施するよう県へ要請しておりましたが、まだ実施には至っていないところであります。

県としましても、健康影響に関する医学的知見を収集するなど、検査の必要性について検討していきたいということでもあります。

村としましても、現時点においては、県の対応を注視したいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。県の対応を注視したいというところで、もう既に本村の範疇を超えているのかなと認識しております。ありがとうございます。

先ほど課長からも報告がありましたアメリカの指針の変更ですが、私もそれを調べました。アメリカからの情報をお知らせしたいと思いません。

米国環境保護庁、以下EPAは、今年の6月15日にPFASに関するガイドラインを発表しました。ガイドラインでは、PFASが発がん性や免疫力の低下など人体に及ぼす悪影響の可能性を踏まえ、基準を大幅に変更しました。PFOSで0.02ナノグラム、PFOAで0.004ナノグラムですよ。EPAの従来の勧告値は、PFOS及びPFOA合計値で77ナノグラムですよ。EPAは、今回の変更について、「最新の科学的見地を踏まえ、生涯にわたって摂取し続ける影響を考慮し、決定した。ゼロに近い量でも健康に悪影響を及ぼす可能性がある」と説明しております。

大事なことなので、私の質問の時間を使ってもう一度言います。

「最新の科学的見地を踏まえ、生涯にわたって摂取し続ける影響を考慮し、決定した。ゼロに近い量でも健康に悪影響を及ぼす可能性がある」ですよ。人体に有害とされる有機フッ素化合物は、環境の中でほとんど分解されないため、永遠の化学物質とも呼ばれ、人や動物の体内に長く残留すると言われております。もうこれは、基準値を下回るとかどうかではなく、飲料水に含まれていないことを要求される事態になっていると思います。

さて、ここで当局の見解を伺います。

世界のこの流れを受けてどう思われますか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

米国の基準値の変更について伺いました。私も初めて知りました。ありがとうございます。これほどの低い基準値を設定しておりますので、当然今の我々の77ナノグラム、リッター当たりのそれが許容されるということは、大変厳しいものがあると思います。今日の新聞でも、昨日の環境省のインタビューの中で、関係自治体と連携して情報収集し、必要な対応を検討したいということでありますので、国も何らかのアクションを展開していくと思います。私たちもまた、県と一緒に、その対応を一緒にやっていきたいと思っています。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

ありがとうございます。村長から前向きな答弁をいただきました。

私は、P F A Sに関する件を調べて、もうこれは突き詰めれば詰めるほど、我が村では対応しきれない案件だなど思いました。

では、ここである法則の話をもつてお聞きします。

ゆでガエルの法則の話です。カエルを熱いお湯の中に入れて、耐えられずに逃げ出しますが、その点、冷たい水の中に入れて、少しずつ少しずつ水温を上げていくと、温度変化に気づかず、最後にカエルはゆで上がって死んでしまうという話です。今我々村民は、少しずつ水温を上げられているカエルではないでしょうかと感じました。

私は今回P F A Sの件を調べて、これは大人に蓄積されるよりも子どもへの影響が大きいんじゃないかなと、すごい危機感を覚えております。

先日10月16日日曜日に、県内2紙のトップ記事を、P F A S関連の記事が掲載されました。

かいつまんで読み上げます。

血中P F O S、ジャパン、3.1倍、米軍基地周辺の河川や北谷浄水場の飲料水などから有機フッ素化合物P F A Sの検出が相次いでいる問題で、有機フッ素化合物汚染から市民の生命を守る連絡会は、15日、米軍基地周辺を中心とした県内6市町村、7地域の387人を対象に行った血中濃度調査の結果を発表しました。環境省が昨年調査した全国平均と比較すると、最大14倍高い値の地域があり、調査データ21項目のうち18項目で、全国平均以上の数値が検出されたと掲載されております。

このように、今北谷浄水場から供給されている地域、これについては、少しずつ水温を上げられているカエルじゃないかなと私は危惧しております。

さて、ここで話題をちょっと変えたいと思います。

このように、北谷浄水場からの供給水に対しては、私は不信感があり、先ほども申し上げましたが、体格的に影響を受けやすいと思い、まずは、子どもたちの施設に浄水器の設置を要望することを議員初の一般質問に取り上げました。5月31日、県内紙記事で、北谷浄水場において、県企業局は高機能粒状活性炭を導入とありました。

ここで、質問いたします。

先ほど令和3年度平均値で12ナノグラムと回答がありましたが、なぜ高機能粒状活性炭を使用しているにもかかわらず、供給水に平均値で12ナノグラムも取り残されていると思いますか、お願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（伊佐秀樹）**

お答えします。

北谷浄水場においては、これまで粒状活性炭を使いましてP F O S等の除去を行ってまいり

ました。令和3年度から、高機能活性炭に切り替えております。16池あるうちの8池を高機能活性炭に令和3年度取り替えております。令和4年度、5年度で4池ずつ、全て16池を高機能活性炭に取り替える予定であります。その結果、令和4年度、今年度の8月までの検査のデータなんですけれども、PFOSとPFOAの合計値が4ナノグラムとなっております。これについては、高機能活性炭に取り替えたことによる効果が出たものと理解しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

すみません、もう一度、4ナノグラムというのは、16池中何池から検出されたんでしょうか、全ての池でしょうか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

16池かどうか分かりませんが、通常やっている検査に準じて行っておりますので、浄水した水を検査していますので、結局は16池対象になっているかと思われまして。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

では、あと1つ質問。

では、課長に質問したいと思います。

PFOSの値が増える逆転現象が頻発しているという言葉をお聞きになったことはありますか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

この粒状活性炭の性質によるものでありまして、源水の濃度が高い場合は、脱着よりも吸着が大きくなり、処理水の濃度は低くなります。源水の濃度が低い場合には、吸着よりも脱着のほうが大きくなり、処理水の濃度は高くなるという性質があります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。この活性炭の特性により、課長が説明されたとおりのことが起こっております。先ほど説明のありましたある池からかどうか分かりませんが、4ナノグラムという数値が検出された。これが、全ての地域に4ナノグラム以下もしくはその同等の数字で供給されているのかというのは、疑念がどうしても離すことができません。

そこで、私からの最後の質問に入ります。

PFA Sを活性炭で取り除くには限界があると思います。今我々大人ができること、北中城村としてすぐに出来得ること、人や動物の体内に長く残留ことを鑑み、せめて未来ある子どもたちの施設にウォーターサーバーの設置を要望します。北谷浄水場の供給水に含まれるPFA Sの問題に関しては、可能な限り北部の国管理ダムからの取水を要望していくことを希望します。このような要望が可能でしょうか、答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今質疑等の中で、まず一つは、因果関係等のはっきりしないというものがございました。そして、それをまた我々も検知せずにウォーターサーバーを設置するとかそういったことが可能なのかということですが、別に機器自体の

導入については、可能です。ただ、私たちは、まだ非常に我々が今使っている浄水が、我々にとって物すごい危険なものなのかどうか、ちょっと我々が認知できていないというような状況があると思います。それをしっかり確認して、それが必要ということであれば、当然子どもたちを守るという筋として、それを取るべきだと考えておりますので、まず我々がそれを設置する根拠をしっかりと突き止めたいということでもありますので、もしそれが事実として我々が解明できたならば、即それは設置する条例等を整備する必要があると思います。

**○議長（比嘉義彦）**

村長、北部ダムからの受水はできますかという質問なんですけれども、それはどうですか。

上下水道課長。

**○上下水道課長（伊佐秀樹）**

お答えします。

北部ダムからの受水についてなんですけど、これは県全体の配水計画に関することなので県が決定することになりますけれども、県としましては、水事情が良好な場合、時期には、中部水源等からの取水を抑制し、ダム等から、ダムの貯水率や降雨の状況等を考慮して、ダム水を増量するなどの対応を今行っていると伺っております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

村長、担当課長、答弁ありがとうございます。

村長のほうからは、数値の根拠、そういったものを鑑みて、設置に対しては何ら拒むものではないのかなという印象を受けました。しかし、北部の国管理ダムからの取水等については、やはり大きな問題であると思いますが、先ほどお話ししたゆでガエルの話と同じように、2020年から本村議会でも意見書等々で訴えているにも

かかわらず、何ら進展しない。我々の体内には、ずっとずっと少しずつ少しずつそういう有害な物質が蓄積されているという現状があると私は思っております。もっと強く国・県そういうところに働きかけて、それで、そこも働きかけながら、本村として今すぐに、明日からでも何ができるかというのを、まずは子どもたちから、そういったことをやっていただきたいなと思います。もう、これ予算云々の話じゃなくて、命がかかっている話だと私は思っております。

今回私の調査不足により村当局の御理解を得られなかったのかなと痛感しております。北谷浄水場に関連する市町村と連携し、今後も調査研究を継続して、また再チャレンジしたいと思います。

時間もあります。

最後の晚餐という言葉があります。最後の晚餐、皆さん、そう言われたら何を選択しますか。私はおいしい水と答えるかもしれません。

以上です。終わります。

**○議長（比嘉義彦）**

しばらく休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

**○議長（比嘉義彦）**

再開します。

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

1、高齢者福祉について。

①新型コロナウイルス感染症高齢者の被害状況の詳細を伺う。

②新型コロナウイルス感染症高齢者への対策・対応の現況と取組等の詳細を伺う。

③今後の村高齢者福祉について、関係機関等との連携取組等の詳細を伺う。

2、保育行政について。

① 9月29日現在の待機児童数の現況の詳細を伺う。

②待機児童解消の対策・対応の現況と取組等の詳細を伺う。

③待機児童数に入らない潜在的待機児童・無園児への対策・対応の現況と取組等の詳細を伺う。

④子育て支援計画の見直しの取組等の詳細を伺う。

⑤子育て支援計画の見直しに際して、待機児童に入らない潜在的待機児童・無園児への取組等の詳細を伺う。

⑥令和4年沖縄県調査に伴う認可化移行支援事業について、現況の詳細と今後の取組等の詳細を伺う。

⑦本村認可園・認可外保育園園児1人当たりの補助額の取組等の詳細を伺う。

3、学校教育現場について。

①「(3月議会)新型コロナ禍で生涯収入減、学力の低下で、2,000兆円の損失と世界銀行が警鐘を鳴らした。」国内外の教育経済学者からも大変危惧されるとのたくさんの声が上がっている。そこで、教育立村の本村は、児童・生徒、教職員等への教育環境現場において、いじめ、発達障害児、ヤングケアラー、部活動外部指導者配置、リモート授業、新型コロナウイルス感染症、不登校、学校に行けない子ども等々、問題等々の対策・対応の現況と今後の取組等の詳細を伺う。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長(比嘉義彦)

村長。

○村長(比嘉孝則)

山田議員の御質問にお答えいたします。

1番目に、高齢者福祉についてですけれども、①について、高齢者の感染者数の合計は、9月26日現在で、60代が387名、70代が210名、80代が156名、90歳以上が64人となっており、村内

陽性者の14%となっています。

②の回答といたしまして、高齢者への健康対策としては、新型コロナワクチン接種に取り組んでおり、オミクロン株に対応した新たなワクチン接種がスタートしたので、同ワクチンの周知と接種勧奨に努めてまいります。

③についてです。介護保険や福祉サービス利用者で、コロナ感染等により支援調整が必要であるとの情報が入りましたら、サービス提供事業者等関係機関と連携し、対応しております。

2番目の保育行政につきましてです。

①については、10月1日現在の待機児童数は、25名、速報値であります。

②から⑤をまとめて回答いたします。

待機児童の解消につきましては、村子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の確保策を講じてまいります。同計画につきましては、現在見直しを進めております。村子ども・子育て会議における意見を徴し、待機児童解消に向け取り組んでまいります。また、潜在的待機児童等につきましても、同計画にニーズが盛り込まれておりますので、計画に基づき取り組むものであります。

6番目に、認可化移行支援事業につきましては、新たな認可保育施設を整備する必要がある場合に、その確保策の一つとして検討するものであります。現時点で、事業の実施は未定でございます。

7番目、認可及び認可外保育施設の園児1人当たりの補助額の算出はできません。参考として、認可保育施設60名定員の公定価格の基本分の単価は、2号認定で、保育標準時間の3歳児1人当たり月額5万7,780円となっております。これに各種加算が各園ごとに加えられることとなります。

3番目の学校教育現場についての御質問については、教育委員会が回答いたします。

○議長(比嘉義彦)

教育長。

○教育長（徳村永盛）

山田議員の3点目、学校教育現場についての様々な問題等への対策、対応の状況と今後の取組についてにお答えいたします。

新型コロナ禍における様々な課題等でございますが、児童・生徒の状況把握をしっかりと行い、それぞれの課題に応じた対策を講じて、児童・生徒の安全・安心を最優先に取り組んでいるところでございます。今後も同様に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。今詳細を頂きましたので。

それじゃあ、1番は分かりましたので、2番目から5番目、一応回答の説明をいただいていますけれども、ちょっとこの辺、逆にお願いなんですけど、私が期待した答えじゃなくて、これ、いつ子育て支援会議があるか、教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

村長の答弁にございました子ども・子育て支援事業計画の見直しに係る村子ども・子育て会議の開催でございますけれども、10月の下旬頃を、今月の下旬を予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

遅くなってしまったのではないのかなと思いますけれども、逆に、事務方、村長にお話ししたいんですが、ぜひとも会議録を議員の皆さんにも含めて御提供いただければなど。というのは、今後の子育ての方への開示もありますし、ぜひ我々議員も認識したいなと思いますので、その辺ぜひと思いますが、村長、どうなんでしょうか。議事録を開示いただけますか、議員皆さんに。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

計画の資料となりますので、基本的には要点議事録でもよろしいのかどうか。全部議事録として一字一句全部やるのかということもありますので、議事録として要点議事録が残っているんだったら、要点議事録の提供が可能だと思います。ただ、時間的に、また人数の、量的に、一字一句全部議事録としてまとめて入れるのかどうかというのは、それは時間がかかりますから、また。私としては、要点議事録でもよろしいのかなという気がいたしますけれども、今求めている議事録は、通常の、全て委員会の皆さんが述べた細かい詳細な議事録なんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

要点で結構ですので、大体皆さん、内容をお分かりいただけるもので結構かと思いますので、ぜひとも御協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

要点議事録でしたら、提供できると考えます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。



○13番（山田晴憲議員）

ぜひともよろしくお願ひ、早速どうもありがとうございます。

それじゃあ、次の質問に移ります。

それじゃあ、1番、2番目から5番目まではいただきましたので、6番目、認可化移行支援事業について、この件については、新しい議員の皆さんもいらっしゃると思いますので、詳細等々について、再度になりますけれども、詳細を説明いただけましたら、よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認可化移行支援事業でございますけれども、これは、補助金等がございまして、それを活用して、認可外保育施設が認可保育所を目指すというような場合に使う補助金でございます。ただし、条件として、市町村が認めた場合というところがございまして、本村の方針といたしましては、認可保育施設の新たな整備が必要であるということであれば、確保策の一つとして、認可外保育施設の認可化移行支援事業を検討するものでございます。

現時点で、議員から御質問のございました今年度の調査を行いました。それを踏まえまして、子ども・子育て会議における、今待機児童が発生しておりますので、それを解消する策として、新たな施設整備が必要ということになれば、その確保策として、新たな認可園を整備するに当たっては、認可外保育施設の認可化移行支援事業を活用するのか、あるいはまた法人等の公募をするのかというのはまた追って検討することになるものでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっと休憩で、ごめんなさい。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

認可化移行支援事業でございますけれども、主に2つの項目がございまして、まず運営費の助成、認可化に至る間の運営費を助成する事業と、あと施設の改善費の助成ということで、施設整備に係るハード部分の補助でございます。特にハード部分の補助につきましては、認可保育施設あるいは認定こども園につきましては、1施設当たり5,000万円が上限です。あと、小規模保育施設につきましては、1施設当たり2,700万円の上限となっており、補助率としては、県が10分の9、市町村が10分の1というふうな形となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっと冒頭で言わないといけなかったんですけども、質問の順序をちょっと変えてしまいましたので、ちょっと御報告が遅れましたけれども、最初は高齢者福祉ですけれども、今ちょっと順序が2番から、保育行政を先にやっていますので、御了承のほどよろしくお願ひします。

次に、ちょっと質問いたします。

今御報告いただきました。それで、ここ直近で、沖縄県のほうから、要望調査というんですか希望調査というんですか、ここ直近5年で、その辺の説明等々、あとは、令和5年の希望調査というか要望調査で何園が手を挙げられたか、

ちょっとそこまで御報告いただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

本年8月頃に、村内の認可外保育施設に県の認可外保育施設保育サービス向上事業という補助金がございますけれども、その事業の1つのメニューとして、認可化移行支援事業も含まれております。これらの事業についての令和5年度の意向調査を8月頃に行ったところでございます。

議員の御質問にあります認可化移行支援事業につきましても、追加で9月に村内の認可外施設に調査させていただきました。結果でございますけれども、今後新たな施設整備を必要とするという計画変更があった際に、先ほど来申していますように、認可外保育施設の認可化移行支援事業を活用した公募になる可能性もございますので、現時点で何園が認可化移行支援事業を希望しているかどうかというものは、ちょっと公平な競争の原理、公募の原理に鑑みますと、現時点では公表すべきではないものと考えておりますので、その方策が決まりまして公募等が終わった際には公表できるものと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

次の質問に移ります。

それじゃあ、逆にこの件に関して、移行支援事業について、実績、今まで実績があったかどうか、これを含めてお答えいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画でございますけ

れども、現在第2期の計画期間中でございます。第1期の計画期間中に、まず新たな認可保育施設の整備をするに当たって、村内の認可外保育施設への意向調査等を行った経緯がございますけれども、どの園からも希望がなかったということで、本村では、認可化移行支援事業を活用した事例はございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

再度また質問します。

○議長（比嘉義彦）

山田議員、マイクを近づけてください。

○13番（山田晴憲議員）

要望調査というか希望調査の件に移りますけれども、これ、ぜひとも事情がおりかと思えますけれども、希望調査というか要望調査については、事の如何を問わず、私は毎年すべきじゃないかなと思えますけれども、その辺のお考えと、来年に向けての、またありましたら教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、施設整備につきましては、あくまで子ども・子育て支援事業計画に基づいた整備計画を我々立てた上での確保策を講じるものでございます。毎年度認可化移行支援事業の御質問にあるような調査を行うという場合には、希望する園にある意味誤解を与えないかという点と、あと、申請するに当たって、ある程度整備に係る見積りであるとかそういった事務作業もかなり園側に負担をかけてしまうおそれもございますので、そういった観点から、見込みのないものの調査は村はすべきではないという考え方に立っております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

今の説明で、それでよろしいんですか。私が承知をしている中では、ちょっと違うのかなど。というのは、私も今資料を持っているんですけども、県から頂いた資料の中には、お話ししてしまっていていいのかどうか分かりませんが、内容については、あくまでもこれは参考にさせていただいて、諸般の事情等々については、財源等もありますので、その辺は必ずしもそれはよしとしませんよという内容のことが書いてあったかと思えますけれども、それにちょっと答弁、村長もしくは事務方の皆さんでも、お答えいただけますか。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

冒頭のほうでも説明させていただきましたけれども、認可化移行支援事業はあくまで市町村が認めた場合というような条件がついてございますので、現時点で、村の方針としては、新たな整備がある場合にその事業を実施するという方針でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

それじゃあ、再度また質問します。

お聞きしたいんですが、いわゆる児童福祉法といいますか、児童福祉法とかの関係法令等々、それと、あとは沖縄県のほうも御承知おきしているかと思えますけれども、SDGsということで、認可化移行支援事業については推奨していると私は承知おきしています、推奨していると。もちろん村の子育て支援計画、事業計画の中にも、子育て支援は応援しましょうと、そう

いう文言があるということを私は承知おきしていますけれども、その辺について、ちょっとどういうお考えかお聞かせいただけませんか。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

議員の御提案のとおり、認可化移行支援事業等を活用して、村内の認可外保育施設の充実に資するという趣旨で、今後見直しが必要であるということであれば、我々としても今後検討していく余地はあるかと考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

また再質問しますが、どうもちょっと私的には納得いかないんですけども、認可化移行を妨げていないかなど。なぜ理由が、ちょっと私的には、本当に子育て支援の皆さん、子育て世代の皆さんのお声が分かっているのかなど。ぜひともその辺も含めて、とりわけ私どももそんなんですけども、子育て世代の皆さんに分かるような形でぜひともその辺を説明いただけないかなど。また、後のほうで私が触れますけれども、そこを加味して、皆さんお考えになっているのかなど、そこをちょっと、理由、具体的に教えていただけませんか。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

認可施設、認可保育施設につきましては、あくまで保育ニーズに対する施設整備のバランスが必要だと考えております。無尽蔵に認可外保育施設が認可化を希望して、それを全て認可園にしていくとなると、定員割れ等を起こして、施設整備等に係った各法人の不利益等が生じる

可能性もございますので、そういった点を鑑みて、子ども・子育て支援事業計画では、認可園の定員数等を、設置数等を定めておりますので、その計画に基づいていくものが適切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

再度また質問します。

私的にはちょっと、私の認識ですね、認可化移行支援事業につきましては、これ別件でも私はそうかなと思いますけれども、地元企業育成といいますかそういった形で私は捉えていますので、ぜひとも地元事業者といいますか、その観点からも私は必要じゃないかなと。その趣旨を踏まえて、国も県もしっかり応援しているんじゃないかなと。まず、この1点と、本当に待機児童ということについて、どの程度皆さんが認識しているのかなと。というのは、潜在的な待機児童なんかもいらっしゃいますので。

それと、これは、私はいろんな方から聞くと、なかなか子育て世代の皆さんの声を皆さんお聞きになっているのかなと、承知おきしているのかなと。それと、もちろんほかにもいろいろと保育園のニーズがございますので、そういったところを皆さんお考えになっているのかなと。さっき言った潜在的待機児童とか無園児等々の待機児童の中に入ってこない部分がありますので、そういったことを含めて、本当に子育て世代の皆さんのお声が皆さんに届いているのかなと。そういった面では、私が聞く中では、大変ちょっと失礼なことを言うか分かりませんが、村の方への不信・不満といいますか、そういった声も届いていまして、これから私は子育てをどうしたらいいのと、そういう声もろにあるんですね。そういったことも踏まえて、再度になりますけれども、そこも加味している

かどうか、ちょっとお答えいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように、子育てを支える認可外保育施設についても、我々行政としても、しっかりと質の向上であるとか経営をサポートするというような補助は必要であるというふうに考えております。今後も、認可外保育施設をサポートするような補助事業メニュー等も引き続き検討していきながら、認可・認可外問わず、子どもたちの保育をしっかりと支えていける施設をサポートしていく体制を村としても考えていきたいと思っております。

それから、待機児童数につきましても、現状10月1日現在25名という、ゼロ歳、1歳、3歳児の待機が発生している状況がございますので、村としても、まずその待機を早急に解消できるように現在子ども・子育て会議の開催を予定しておりますので、その方針を受けまして、早急な解消に向けた確保策を講じてまいりたいと思っております。

あと、実際認可保育所を申込みされていないお子さんたちへの声は拾えているかというような御指摘でございますけれども、冒頭村長からの回答にもありましたけれども、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の際には、未就学児の保護者の皆様全員に対してアンケート調査を行っております。ただし、計画は5年に一回の計画でございますので、その後に出産された方々の御意見はダイレクトに反映できているかという点では厳しい部分はございますけれども、できるだけそういった声を拾いながら、我々としては計画の見直しを含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

繰り返しになりますけれども、言うまでもないですけれども、この事業に関しては、国も子ども庁をつくられて、国も推奨、推進しています。もちろん県もそうです。言うまでもないと思います。SDGs、誰一人取り残さない、それで、私も資料を拝見しました。村の子育て支援事業計画の中にも、やはりそういった文言がございました。だから、そういったことを加味したら、どうなのかなと。同時に、またこれも言うまでもなく皆さんお分かりかと思えますけれども、この移行支援事業につきましては、国・県の公的補助がございます。それと同時に、待機児童の解消にもつながります。それから、保育士確保にもつながります。これだけでも私は目的を十分達成するんじゃないかと思えますけれども、ちょっとこの辺、村長のお考え、いかがなものですか。今執行部のほうからお話がございましたけれども。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まずは、移行支援事業と認可化事業とについては、同じ待機児童の解消だと思えますので、それを移行支援事業で行くのか、それとも通常の認可化ということで行くのかということもあります。ただ、今移行支援事業も十分検討するという回答をしておりますので、商工会等からの要望と、いわゆる村内企業の優先とか、そういったものもございます。ですから、当然我々はそこも勘案するということになるわけですが、ただ、今後、果たして移行支援事業、25名に対する待機児童、潜在的待機児童もいらっしゃいますけれども、そういったことにも対応するために、何が適切なのか、この子育て支援計画の中で答申が出て、計画に反映されると思っております。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

これは、一番最後、7番目でしたか、私のほうで、認可園の皆さんと認可外の皆さんとの補助額についてちょっといただいたら、月額で5万7,000円ですか。これ、村の保育所でよろしいでしょうか。それを頂いて、ちょっとアバウトで私が試算、参考までにとということで調べてみましたら、認可園が大体年間4,000万円から5,000万円ぐらいの補助、これ一概にみんながみんなと言えないんですけれども、年間4,000万円から5,000万円ぐらいの補助金がありました。それで、これと比較して、認可外がこの1割もなかったです。1%ぐらいかなと。大体40万円から50万円あるかないかです。単純にこれは何を基準にと言えないんですけれども、私のほうでアバウトで調べてみましたら、どんぶり勘定になってしまいますけれども、これだけの補助金の額があります。ということは、当然ここに通われている園児の方にもこれだけの差がついているのかなと。これだけの格差があるのかなと。そういったことも鑑みて、なぜなのかなというのがちょっと私には分からないものですから、ちょっとその辺、今アバウトな数字を言ってしまいましたけれども、もし訂正等がありましたら、執行部の皆さん、教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

山田議員がおっしゃっていた認可保育施設におけるおおよそ4,000万円から5,000万円ぐらいじゃないかというような御指摘でございますけれども、認可保育園に対しましては、保育料の徴収を村が行って、それを公定価格という形で認可園に給付しているものですから、その分も

含まれた金額だというふうに認識しております。認可外保育施設については、保育料を直接徴収してございますので、そういった補助が乗っかってこないという部分での差が一番大きいのではないかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

単純に比較にはならないかなと思いますけれども、私的には、これだけ認可外の子どもさんたちが認可化移行によって、救われるといった言葉が失礼か分かりませんが、やはり平等の保育、教育環境をいただけるということをお勧めしたら、私は大変なメリットじゃないかな。大変な子育て応援じゃないかなと思いますけれども、執行部もぜひその辺を踏まえてお考えいただければと思いますけれども。

次の質問に移ります。

ここをやっぱり言わないといけないのかなと思っておりますけれども、先ほどちょっと課長のほうから答弁で、子ども・子育て会議の件でございましたけれども、この辺のメンバーといいますか、これもちょっと繰り返しになるか分かりませんが、差し支えないところで、会議の委員の方たちの、充て職でも結構ですから教えていただけますか。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

子ども・子育て会議の委員につきましては、現在委嘱が今これからとなっておりますので、お名前等は差し控させていただきますが、まず分野としては、学識経験者の先生方に入っていて、あと村内の認可保育施設、認定こども園あるいは学童、あるいはまた村の子育てに関する団体の代表の方であるとか、あと保護者代表として公募による方に入っていていただく予

定でございます。残りは行政関係者ということでございます。15名となっております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

ある程度の括りもあるんじゃないかなという気がしてとてもならないんですけども、何も委員の方たちを批判するわけじゃないんですけども、本当に子ども・子育て会議、子育て世代の皆さんの意見が通っているのかなと。私も今ちょっと資料を持っていますけれども、見たら、皆さん、えらい方ばかりです。子育て世代の方が何名いますか。この中で、本当に子育て世代の方の意見が通りますか。これが私はとても理解ができないんですよ。

今年、公報にも載っていました。1名ですよ、ね、課長、募集をかけたの。1名だけでも私はぜひかなと思いますけれども、皆さんも一生懸命やっているのを私は評価してあげたいなと思います。言うのもおかしいですけども。ただ、本当に、この会議のメンバーをどうのこうのというのは大変失礼なんですけれども、末端の皆さんの子育て支援の方が、新型コロナでどれだけ皆さん困り果てているか。この場で言うのは、大変私は心苦しいです。相当、私、選挙終わりましたけれども、恐らく私だけじゃないと思います。ほかの議員の耳にも入っているかと思えます。それをして、私は子ども・子育て会議のメンバーの方たちが一生懸命やっているのは私も承知しています。ただ、この辺も含めて、ぜひともやはり認可化移行じゃないですけども、子どもたちのことをもうちょっと考えてあげて、平等の保育、教育までなるか分かりませんが、我々が考えなければ誰が考えるんですか。

そういった目では、数年も含めて、ぜひとも子育て会議の件については、それからメンバーの構成等々についても御検討のお考えはありま

せんか。村長にお聞きしてよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、委員の皆さんについては、私たちの要綱に沿って指名していると考えております。ですから、今のところ、原案どおり委嘱してまいりたいと思います。ただ、今この審議会とか委員会等には、こういう多分文言が付されております。参考として、特別に意見を聴取したいということがあれば、それを招致して意見を聞くこともできるという、審議会にはそういうシステムになっていると思いますので、そういった中でもまた救済は可能かと思えます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうしても、そういった声があるということは皆さんの耳にも入っていると思いますので、もう一度御検討いただければなど。

次の質問に移りますけれども、これは、私だけじゃなくて、皆さん承知おきしていると思います。昨今の報道で、北谷の保育園で諸般の事情ということで報道がございました。この件について、村内でこういった情報を担当課のほうでお持ちになっているか。もしくは詳細等々、情報等々をお持ちであれば、お聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

昨日、マスコミ、琉球放送のほうと、翌日に新聞2紙のほうに、北谷町内での認可保育施設において、本来いるべき人数の保育士が配置されていないとか、あと、現在いらっしゃる保育士の方々が多数一斉に退職届を出されているというふうな内容の記事であったかというふうに

認識しております。報道では、法人名等公表されておきませんので、我々としては、沖縄県や監査を取り扱っております、中部広域行政事務組合のほうで行っておりますので、その辺の情報を待ちながら、村内のまた認可保育施設でそのような同様の事案がないかという分については、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

これもちょっと失礼なことを聞いたか分かりませんが、ぜひとも対岸の火事じゃないと思いますので、その辺をきっちり精査していただいて、よろしく願いしたいなと思います。大変ちょっと失礼なことを言ったか分かりませんが、思いは私だけじゃなくて、ここにいらっしゃる議員も皆さん一緒だと思います。ぜひとも子育て世代の皆さんに優しいまちづくりを、それはもちろん皆さんもお考えは一緒だと思います。そういう思いで質問させていただきましたので、ぜひともその辺は、子育て世代の皆さんのお声だと思ってお聞き取りいただければ有り難いと思います。

次の質問に移ります。

次は、ちょっとまた順序を変えちゃいますけれども、3番目の学校教育現場について質問させていただきます。

これも、事務方のほうから、教育長のほうから御報告がありました。答弁書の中で、ちょっとこれ確認させてください。新型コロナで様々な課題等々と、あと児童・生徒の状況把握等々において、課題において対策をしていると、こういう御回答がありましたけれども、具体的に、人員配置も含めて何か差し障りないところで説明いただけましたら教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

児童・生徒の状況把握ということで、実態をということでございましたが、議員から御質問がありましたいじめとか、あとこの項目で、子どもたちの実態はどうなっているのかというのは、これまでも学校で状況を把握しながら。

人員についてもうちちょっとということでございましたが、細かく言うと、今新聞報道等で学級担任不在とかいろいろありますが、今年度スタート時期から本村では学級担任がいないということではなく、全て学級担任が配置されてスタートしております。人員不足はございません。

それから、各種課題においては、それぞれの担当の職員あるいは学校がチームとなって、学校長がリーダーとして頑張っておりまして、それが現状でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

これはどちらにお聞きしたらいいんですかね、お分かりだと思いますけれども、3月議会で私がこういう質問をさせていただいて、今回2回目になります。皆さんもマスクミ等々拝見したと思います。新型コロナで学力低下で2,000兆円の損失ということで、これ、世界的な学者、世界もそうですし、国内の経済教育学者も言っています。こういう質問をさせていただきましたけれども、その後、何かこれに関わる新規事業じゃないですけども、何か取組等々がありましたら教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

新型コロナの影響による学力低下という報道

ございましたが、本村では、小・中学校とも全国平均を上回る学力調査、平均並みですね、ということで、これは今年度のみならず、ずっと継続して学力の成果があったということは、数値上、検査上の結果でもこれははっきりしておりますので、コロナで学力が下がったというのは本村では見られませんでした。

それに関わる新規事業ということでございましたが、先ほどの質問にも関わりますけれども、子どもたちの状況に応じて、小学校1校は、例えば支援員を1人増員したとか、それから村の教育相談員の要綱に関しましても登校支援を入れた見直しを図ったとか、徐々にではありますが、学校の状況に応じてちゃんと支援できるように事業を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

大変お聞きするのが心苦しかったんですけども、先ほどの保育もそうなんですけれども、この関係で随分と皆さん御心配・不安が入ってきました、そういった中で、学校行事もそうなんですけれども、よく時間、授業時間、目的達成でよろしいんですかね。そういったことを一番に執行されてこられた学校現場の皆さんには、本当になんと言っていいのかわからない、拍手を送りたいなど。これは私だけじゃなくて、保護者の皆さんも、よく村内には、北小、島小、北中と3校ございますけれども、そういった面では、本当に感謝の言葉しか私も聞いていません。何も保育のせいにするわけじゃございません。そういった面では本当によくやっておられるなど。そういった中で、それがちょっと心配があったものですから、どうなのかなど。

次の質問もそうなんですけれども、今おっしゃられた同じ回答になるかわかりませんが、マスクミの報道で見ますと、教員の先生、教職員



の先生の不足とか、もちろん病気で休まれているとか諸般の事情もあると思います。それとか、あとは発達障害と言ってしまっていていいですかね、そういう子どもたちも見ないといけない。いわゆる支援員と言っていいのかどうか分かりませんが、カウンセラーの皆さんと言っていいのかどうか分かりませんが、そういった方たちも含めて、現状は十分なのか。不足していないのか。先ほどの繰り返しの質問になるか分かりませんが、現状をちょっと、差し支えなければ教えていただけますか。

**○議長（比嘉義彦）**

学校教育指導主事。

**○学校教育指導主事（島袋 淳）**

お答えいたします。

現状ということでございましたが、支援員です。各小学校を合わせると11名、特別支援を専門にした支援員を配置しております。細かく言えば、北中城小学校は7名、島小は4名です。それから、中学校にも4名配置して、発達に障害をお持ちの方という子どもたちに対応するために派遣をさせていただいております。

それから、それ以外に、村の配置として、子どもと親の相談員も学校1名ずつ配置させていただいて、これは子どもの相談だけでなく、保護者の相談も受けるという形を行っております。先ほどスクールカウンセラーというお話がありました。スクールカウンセラーについては、村の配置ではなく、県のほうからスクールカウンセラー1名が配置されておまして、そのスクールカウンセラーが曜日を決めて各学校を巡回してカウンセリングを行っている。それから、それに加えてスクールソーシャルワーカーという方も1人県から派遣いただいておりますので、その方は、福祉課とも連携を図りながら、家庭の支援も各学校を回ってやっていただいている。

それから、村の配置は、先ほど話しました相

談員、教育相談室がございますので、相談員を1人配置させていただいて、これも学校の要望等に応じて各学校を回りながら、子どもたち、それから保護者の支援に当たっている状況でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

ありがとうございます。私の取り越し苦労なのか。今お話を聞いて。ただ、反面、ちょっと新型コロナで、私の考え過ぎであればいいですけれども、いろいろと職務外、校務外で、かなりの負担過多になっていないかな。そういうことも含めて、ちょっとやっぱり気になる点がいろいろとお聞きした中でございまして、もちろんヤングケアラーの件もございまして、発達障害児の件もございまして。それから、今学校の授業でリモート授業ですか、こういった問題もございまして。それから、部活動の外部指導の件もございまして。とりわけ昨今の報道では、教員が不足していると。教員の先生が、皆さんお休みになっている方がいる。そういったことをちょっと報道等々私が聞く中でちょっとあったものですから、比較のお話を聞いて、北中城村はやはり教育立村なのか。改めてちょっと勉強させていただきました。そういった面、今後努力も大変かと思っておりますけれども、ぜひとも頑張ってください。

それで、ぜひともこれ、執行部、村長にお願いになるか分かりませんが、先ほどの認可保育行政のこととちょっとかぶるか分かりませんが、ぜひとも将来を担う子どもというのは、村だけじゃなくて県・国の宝でありますので、国もとても子ども庁ができて、やれ子ども支援に力を入れています。それから、沖縄県もそうです。SDGsもろもろのことで、子育てを応援しましょう。それで、村もそうだ

と思います、課長が一番分かると思います。子ども・子育て支援で子どもたちを一生懸命、教育もそうですよね、応援しましょうということをやってくれています。ぜひともそういった面では、マスコミ報道の独り歩きでよければいいんですけれども、将来やはり2,000兆円の損失があるという大きな報道がございましたので、何も北中城村、教育立村に恥じるということはないと思いますけれども、ぜひとも、村長、聞くまでもないんですけれども、ぜひともその辺は、教育委員会、もちろん保育もそうだと思います、ぜひとも一緒になって精査していただいて、可能な限り、予算が伴うと思いますけれども、ぜひとも子どもたちのために尽力いただきたいなと思いますけれども、答弁いただけましたら、村長、よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これまで、北中城村は教育立村を標語とした政策として先人の皆さん方々が行政を執行していると思っております。私もそれに倣っていきたいと思います。そして、今おっしゃっているような子どもに特化した機構改革等に、子ども課とかおっしゃっていましたが、これについては、前向きに検討して、子どもに特化した課を考えていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

先代の皆さんが努力していただきまして、現在の皆さんも一生懸命やっていることは私も承知おきしています。ただ、やはり決して満足することなく、やはり子どもは、申すまでもありません、将来の資源のない我々村・国にとっては財産ですので、ぜひとも人づくりも含めて、ぜひとも尽力いただきたいなと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それじゃあ、最後の質問になります。ちょっと順序が最後になっちゃいました。高齢者福祉について、事務方の方から御説明いただきました。いろいろと取組をやっているのは私なりに承知おきしているつもりですけれども、ぜひとも現代の新型コロナで御高齢の皆さんは巣ごもりになりがちであるということもございまして、業務過多で大変かと思っておりますけれども、ぜひともその辺は支援の手を、行政もそうですし、もしくは関係機関とも密にさせていただいて、尽力いただければなと思います。ぜひともよろしくをお願いします。

そこで、ちょっと気になっている点が1つございまして、もちろん書いていただいた部分はあるんですけれども、沖縄県もそうですし、北中城もそうです。高齢者化が進行して、独り暮らしの高齢の皆さんの見守りといいますかアプローチといいますか、地域とか関係団体等々も含めて、いろいろと取組をされていると思っておりますけれども、ちょっと突然の質問になっちゃうか分かりませんが、現在の情報といいますか取組で、課長がお分かりになる部分で御報告をいただければ有り難いなと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

高齢者の見守りについて、福祉サービスとして提供してございますのが、例えば配食サービスに伴って安否を確認する事業であるとか、あと、高齢者の緊急通報システムという形で、お独り暮らしの方、障害のある方に対して、緊急通報システム、押しボタンのような形の通報できるシステムを配置して、これは押すだけではなくて、センターのほうから御本人のほうにスピーカーからお声がけして現状を確認するというような、定期的に現状を確認するというような事業もございまして。

あと、村のほうで委託している事業といたしましては、高齢者の見守り支援を社協のほうに委託しております、実際動いていらっしゃるの、御高齢の老人クラブの方々とかでございますけれども、それについては、コロナが流行しておりますので、なかなかそれが実施できていないという状況がございます。議員おっしゃるように今後高齢化が進むにつれて、福祉サービスだけでは見守りがどうしてもできない状況が今後も生じてくると思われまますので、我々としては、地域の互助であるとか共助であるというような仕組みにおいて、高齢者を見守っていく体制づくりを現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

最後に課長がおっしゃった言葉を、ぜひとも、皆さんだけで難儀するんじゃなくて、ぜひとも我々議員も、私を入れて14名いらっしゃいます。そういった面で、ぜひともそういったところを活用、利用いただきまして、一緒に汗を流しましょう。ぜひとも、皆さんで難儀しないで一緒に汗を流しましょう。

それで、最後に村長にちょっとお願いがあります。これは申すまでもございませぬ。本村は、女性長寿日本一です。女性と言わずに、我々男性も努力しますので、日本一、世界一とは私は言いません、ぜひとも健康が第一だと思っておりますので、そのために一緒になって汗を流したいなと思っておりますので、村長の思いといいますか、ありましたら、最後になりますけれども、お答えいただきましたら有り難いと思っております。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員のおっしゃるとおり、村のほうでも福祉関係に係る予算というのは約3分の1以上を超える予算措置でありまして、大変力を入れているつもりでございます。今後もそれを維持してまいりたいと思っております。人生100年時代ということで、これからまたいろんな事業計画の中で人生100年時代を見据えた計画にしていきたいと思っておりますので、また御理解のほどお願いしたいと思います。

それからまた、今職員との交流、これは高齢者の皆さんとの交流等も考えておりますので、これをぜひ地域の老人クラブ等との交流等についてもしっかりやっていきたいなと思っております。

○13番（山田晴憲議員）

以上です。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

通告に従いまして、2点ほど質問をいたします。

1点目は、シルバー人材センターの運営の充実についてです。

2点目は、第7回世界のウチナーンチュ大会についてです。

それでは、1点目のシルバー人材センターの運営の充実について、質問をいたします。

本年3月29日に設立した北中城村シルバー人材センターは、村の財政的支援を頂き、設立することができました。深くお礼を申し上げます。また、毎年10月には、シルバー人材センターの

社会参加活動として、私たち北中城村のシルバーにおいても、ライカム交差点の交流広場でボランティアの草刈り作業をし、会員相互の交流を図ったところです。しかしながら、村シルバー人材センターをスムーズに運営するには、まだまだ幾つかの課題があります。

本村シルバー人材センター事業は、特に村からの受託事業が大きなウエートを占めておりました。しかしながら、現時点では、村からの受託事業は当初予算の半分ほどになっており、備品や人件費、事務費、燃料費、清掃用具の一式、消耗品などに充当すべき収入は、村からの受託事業に限られ、運営に支障を来しております。また、7月から本格的に民間の仕事も受託しましたがけれども、やはり公的事業のほうが効率もよろしいので、ぜひお願いしたいと思って、次の点に御配慮いただきたく質問をしております。

1、今後、村からの受託事業を増やす予定はありますか。

2、民間事業を取得する開拓員職員を予算化できないか。

3、草刈りや大木の伐採等の作業を受託した場合には、2トントラックが必要です。村シルバーセンター専用のトラックを予算化できないか伺います。

また、4点目に、事務所に携帯電話を用意できないか。職場環境を整備していただきたいが、村の考えをお聞かせ下さい。

2点目の第7回世界のウチナーンチュ大会について質問いたします。

第7回世界のウチナーンチュ大会に向けて、本村でも歓迎式等企画立案されていると思います。

次の点について質問いたします。

村のイベントについて、日時、開催内容、開催場所、予算規模、各国別の招待人数を伺います。

2、大会終了後、特にハワイとの姉妹都市の

締結はお考えか伺います。

3、大会終了後、参加国とのネットワークの構築をお考えか伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

1番目に、シルバー人材センターの運営の充実ということで質問なされております。その①として、受託事業を増やす予定があるかということですが、村からの事業委託につきましては、引き続き各種業務におけるシルバー人材センターの活用を促進してまいります。

2番から4番までは、まとめてお答えいたします。

御質問の新たな職員の配置、トラックや携帯電話の整備につきましては、受託収入の状況等を踏まえ、計画的に整備していただきたいと考えております。具体的な内容につきましては、次年度の予算要求等の内容を踏まえ、検討させていただきますと考えております。

2番目の第7回世界のウチナーンチュ大会についてですが、①のイベントの希望等について質問されておりますので、令和4年11月1日火曜日、午後5時から6時半までの時間で、イオンモールライカムのグランドスクエア大型水槽前において、古典芸能等の余興を4団体、余興と余興の合間に、参加していただいている各国紹介等を計画しています。予算規模については、会場使用料（グランドスクエア、会議室）及びステージや椅子、テーブル等の備品使用料、イベント業者への委託料を合わせて350万円程度を確保しています。

現時点、沖縄県を通して、参加申込者についてはアメリカ合衆国のみでございまして、直近の数字は59名です。57名がハワイや本土のアメリカのほうから、そして国内2名でございまして、

②の大会終了後、ハワイとの姉妹都市の締結を考えかということですが、将来的には、ハワイ北中城村人会との姉妹提携を考えたいと思います。

③として、今後のためにも、本村とゆかりのある国々にお住まいの方とのネットワーク構築ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、シルバー人材センターの件ですが、この文章の中に、村からの事業委託につきましましては引き続き各種業務におけるシルバー人材センターの活用を推進して促進していきますという話があるんですけども、具体的にどういことを言っているんでしょうか、御説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

シルバー人材センター、実質本年度5月から業務を開始してございますけれども、その中で、当初見込んでおりました行政からの発注業務として、シルバー人材からの聞き取りにおきましては、約1,250万円余りを見込んでいた村からの受託収入が、実際今年度は半分の600万円程度になる見込みであるというふうなことを聞いております。そういった、どうして受注につながらなかったのかという分析まではまだしっかりできていない状況ではございますけれども、その辺の要因を分析した後に、しっかりとシルバー人材センターに発注できる業務の確保に今後も努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

当局をお願いしまして予算規模も決まった形でスタートはしたんですけども、そうしますと、いつ頃までに今御答弁なされたことをなさるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

シルバー人材が開始される当初、以前に、村内各課のほうに聞き取り等といいますか調査を行いまして、シルバー人材センターに発注できる業務がどれくらいであるかという見込みを立てた上でシルバーのほうには情報提供していたかと思えます。なぜ、じゃあ、発注に至らなかったのかというところの分析については、具体的な方法としては、各課へのヒアリングと調査等を行った上で、再度また発注できるかどうか、次年度の見込みについて、できれば年内とかそういう形で調査を実施できればなというふう考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

先ほども申しましたように、シルバー人材センターも立ち上がりまして、村からの受託事業ということで、それも期待しておったんですけども、約半分になったということもありまして、シルバーのほうでは民間の受託もしておりますけれども、例えば掃き掃除であるとか庭の木を切るとか伐採するとかあるんですけども、それなりにまた別の意味でも努力はしているんですけども、やはり公的機関のお仕事をいただかないと、なかなか難しいというのもありまして、ぜひ、分析といってもいつまでなさるのか、そこも明示いただきたいんですけども、

できるだけ、あと来年3月まで期間があるものですから運営上非常に困っております、早めにはできないのかどうか。そうしないと、また、もしできればお願いをして、12月の補正予算にでも少しでも組んでいただければいいなと思っておりますけれども、いつまで分析をなさるんですか。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

まず、次年度、令和5年度の予算も関係してくるかと思っておりますので、一旦県の補助金を得るためにシルバー人材センターのほうから次年度の予算の見込みの数値は提出いただいておりますけれども、その中で、実際村からの受託事業がどれくらい出せるのかどうかというものも再度我々としても検証していく、次年度の予算までに検証していきたいと考えております。

一方で、もう一つ、シルバー人材センターの会員、9月末現在で65名というふうになっておまして、8月、9月の新規の会員の方がお一人しか増えていない現状がございます。じゃあ、村のシルバー人材センターの現在65名の方でどこまでの業務を実際こなしていけるのか。何が原因で会員が増えないかという分析も必要にはなるかと思っておりますけれども、そういったものを総合的に勘案した上で、年次的に必要なものをそろえていくほうがいいのではないかというふうな考えを持っております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長、今年度の残り期間に仕事の発注ができるかという質問です。

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

今年度の発注業務につきましても、次年度の

業務の見込みと合わせまして、今年度残りの業務がどれくらいできるかというものについても調査をしていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

ぜひ分析調査していただいて、シルバーさんをお願いできる分は、ぜひ受託をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

実際、今非常に、先ほど申しましたように、いろんな消耗品とか需要費のやりくりも今大変なところになっておまして、早めに、少しでも、1つでも2つでも事業をシルバーさんをお願いできる分はさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど課長のほうからも指摘がありましたように、確かに人というのはなかなか、少しずつしか増えていなくて、やはりそれは、まだ啓発活動が足りないのかなと思っております。「あ、シルバーあったんですか」といって聞いて、また喜んで、仕事をお願いしようかなということも出ておりますので、ぜひまた周知を図って、会員の方たちも努力をしていきたいと思っております。

今回シルバーさんのほうでは、事業もちょっとスタートが遅くなりまして、いろいろ外注が発生したりして、その事業も遅れたということもあって、シルバーさんとしては、5月末、6月、7月からちょっと正確的にスタートしておるんですけれども、そういう状況もあってなかなか進んでいませんけれども、民間からのお願いはかなり出てきているようですので、そこら辺もまた御理解をお願いしたいなと思っております。ぜひ、行政のほうも、シルバーの趣旨に沿って行政もサポートしていただければなと思っておりますけれども、村長のお考えをお願いしたい

と思います。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

シルバー人材センターというのは、活動が高齢者による自発的活動だと。会員が自分で考え、活動する会員主体の活動だということが当初にはございます。そういった面からすると、私ももちろん支援については構いませんけれども、まずは会員の皆様の自助努力も必要かなと思いますので、それに期待したいなと思います。

かつて、私は公共施設管理公社のことで調べたことがございますけれども、公共施設管理公社が全て、ほとんどうまくいかなかった理由については、賃金等の問題がございまして、職員等と同等の賃金という、それを措置していたと。ところが、今のところ、現状としましては、公共施設管理公社に代わるシルバー人材センターとか各市町村で見受けられますので、そういう方々、自発的なそういったことが行動がされておりますので、ぜひシルバー人材センターについても、自助努力をいただきたい。そしてまた、村の事業として受託可能という範囲では、さらに拡大することがあれば、当然私たちもその事業等については、皆さんに委託するということは積極的にやっていきたいと思っておりますので、それを御理解いただきたいと思っております。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

高齢化社会になりまして、やはり自助、共助、そしてやっぱり公的支援も必要ですので、ぜひまたお願いをしたいと思います。

次に、世界のウチナーンチュ大会について質問をさせていただきます。

第7回世界のウチナーンチュ大会に向けて、いろいろ歓迎企画等も立案されているということで、大変喜んでおります。私どもの村には、

誇るべき偉大な、戦時中に沖縄県民を助けていただいた比嘉太郎さんほかたくさんの方たちがおられます。そういう意味でも、今南米との交流もあるんですけれども、やはりハワイというのはかなり沖縄に近い方で、そうして毎年ハワイからのウチナーンチュ大会の参加者が多いんです。

それで、過去のデータがありましたら、人数とか分かりましたら、ハワイから来た人たちは何名ぐらいいらっしゃるのか、それを記録に取っていらっしゃるのか、お答えをお願いしたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

これは、5年前に行われた世界のウチナーンチュ大会における北中城村大会に参加したデータでございますが、全体で、海外からの参加者が143人となっています。国別に行きますと、アメリカが98名、うちハワイの方が76人、カナダが7人、イギリスが1名、ペルー20人、アルゼンチン4名、ブラジル13名、最後になりますが、合計143人の参加がございまして、

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

やはりハワイからのウチナーンチュ大会に来る方は大分いらっしゃるの、そのネットワークというのが非常に大事かと思っております。ただ、文化交流だけではなくて、私としては、やっぱり中学生とか高校生をハワイの大学に送り込んで、そしてそこで学問をさせていくということが大事かなと思っておりますけれども、食文化も大事ですけれども、文化交流も大事ですけれども、やはりこういう小さい村では、人材を育てていく、そして英語圏に連れていくという、今の北中城村の中学生を見ても、小学生

の高学年を見ても、英語がとてもうまい子どもたちがいっぱいいるんですよ。やがてまたスピーチコンテストも始まりますけれども、ぜひそのほうに力を入れていただいて、人材育成を同時に、交流もそうですけれども図っていただければなと思いますけれども、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

姉妹交流等について、もしそこが最終的に姉妹交流ができれば、そのような交流をやりたいと思います。ただ、今、大学とか文化交流だけじゃなくて学校等の交流ともおっしゃっていましたが、現在は、海外短期留学等で教育委員会がアメリカ本土のほうに送って、中学生、高校生を対象としてやっておりますけれども、ハワイ、もちろん提携の際にはそういう交流も実現可能かと思えます。

当初から、北中城村は、かつては沖縄一の移民村として名をはせていました。ですから、それが特に多いところがハワイでございますので、ハワイとの姉妹締結については、前向きに検討していきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひお願いします。それから、今年1月に就任したハワイ沖縄連合会会長のデイビッド・ジョーンズ氏という方がいらっしゃるんですけども、村長はお分りですか。お会いしたことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まだございません。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

実は、このデイビッド・ジョーンズさんが、世界のウチナーンチュ大会を、第4回のウチナーンチュ大会に参加したことで沖縄のアイデンティティに目覚めて、エイサー太鼓とか県人会活動を積極的になさっているようです。このジョーンズ会長が、今年の8月9日に玉城デニー知事に表敬訪問しているんですよ。だから、今回もいらっしゃるので、ぜひお会いして、またその方とネットワークを組んでやっていただければと思います。実はこの方は北中城村出身で、9歳まで北中のほうで育ったらしいんですよ。だから、そういうこともあるので、ふるさとへの思いも強いかなと思います。

私ども北中城村には、先ほど申しましたように、比嘉太郎さん、比嘉武二郎さんという方がいまして、やっぱり戦時中に、沖縄県民を壕から出て来い、出て来いという感じでたくさんの県民を助けた方もいるので、本当に誇りに思っております。ぜひこの2人の功績を称えるという意味でも、今回ジョーンズさんに会われて、交流を深くして、ネットワークをやっていただければなと思いますけれども、村長の所見を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御指摘のように、そのように努めていきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それから、北中城村の第4次総合計画なんですけれども、その中に、ページの60、61ページにあるんですけども、第4次総合計画の前期計画のほうに入っているんですけども、平和活動、国際交流の推進ということで、国際交流、



国際協力の促進ということで、ここにもちゃんと掲げておまして、「世界のウチナーンチュ大会により多くの国の北中城村出身関係者との国際交流を図ります」ということで、今目指そうということで、海外移住指定の受入れ人数とか南米3か国青年派遣人数とか書いていらっしゃるんですけども、次、後期計画を作られていると、もう作られたんですかね、その作業を進めているのではないかと思いますので、ぜひハワイのこともこれに触れていただければなと思っておりますけれども、村長、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

計画については、また2年後に第5次の改定を新しく作ります。それに向けて、ハワイとかも含めた交流のところを、さらに実績を高めて、さらに計画のほうにうたっていきたいと考えています。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ次の計画の中にハワイのことも触れていただいて、記載してやっていただきたいと思います。

それから、ネットワークづくりについてなんですけれども、答弁の中に、「今後のためにも、本村と周辺のある国々にお住まいのネットワーク構築ができればと考えるとあるんです。ところが、実は今年4月の施政方針の村長の中に、既にそれはもうあるんですよ。ゆいまーるで続く安全・安心な地域づくりということで、その中の、高齢者福祉の充実の中で、途中から読みますけれども、「また、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨機応変かつ短期的または軽易な就業機会を確保」、これはシルバー人材センターのことも、

これには触れております。それから、すみません、ハワイとの関係なんですけれども、このほうは、4のほうの中の中途のほうに、「世界のウチナーンチュ大会を通じて、本村出身者関係者との国際交流を図り、ウチナーネットワークを拡大・発展に取り組みます」と、もう既にあるんですよ。なんかこの文章を見ると、今からかなという感じがあるんですけども、この認識を深めていただいて、もうこれに、既に「ウチナーネットワークを拡大・発展に取り組みます」とあるので、ぜひもうちょっと前進するように力を入れていただきたいと思います。村長、所見をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについても、解釈もあると思いますが、私たちは、積極的に外にアプローチしていきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

こうした施策とか、あるいは長期計画というのは、やっぱり強い意志が大事ですので、ぜひそこを推進して、ハワイとの交流、それから高齢化社会におけるシルバーの仕事づくりについて、ぜひお力を貸していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時29分 散会

## 令和4年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年10月21日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和4年10月21日 午後0時02分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長			
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	奥 間 かほる		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第7号

令和4年10月21日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	認定第1号	令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	認定第2号	令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
3	認定第3号	令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	〃
4	認定第4号	令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
5	認定第5号	令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
6	議案第42号	令和3年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
7	議案第43号	令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
8	議案第44号	令和4年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
9	議案第45号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）につ いて	〃
10	陳情第4-13号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	即 決
11	陳情第4-14号	県産品の優先使用について（要請）	〃
12	陳情第4-15号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関す る陳情	委員長報告、質疑、 討論、決定
13	陳情第4-18号	持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書	即 決
14	意見書第4号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関す る意見書	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．認定第1号 令和3年度北中城村  
一般会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

○議長（比嘉義彦）

日程第1．認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計歳入歳出決算審査特別委員長。

○一般会計歳入歳出決算審査特別委員長（喜屋武すま子議員）

それでは、読み上げて皆さんの認定を受けたと思います。よろしくをお願いします。

認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年9月30日、本委員会に付託されました認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、10月3日、5日、6日、7日、12日、19日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目2節村民税個人（滞納繰越分）の不納欠損額が大幅増になった理由はとの質疑に対し、高額滞納者が時効を迎えたため不納欠損額が大幅に増えたとの答弁。

高額滞納者は複数名か、またその滞納者への取組はとの質疑に対し、高額滞納者は1人。取組として、納期限後に催告状を送付したが、納

付がないため財産の調査を行った。調査の中で財産があったが多額の事業借り上げがあり、抵当権の優先順位で本村まで配当がなかったため時効になったとの答弁。

これは法的な根拠もあつてのことかとの質疑に対し、県税事務所とも相談し、税法に基づいて措置したとの答弁。

1款1項2目1節住民税（法人）が、対前年度比で大幅減となった理由が、申告数の減と大型企業の合併によるものと説明があったが、令和2年度と令和3年度の申告件数と大型企業の合併内容はとの質疑に対し、法人住民税のうち法人税割に係る申告件数は、令和2年度が425件、令和3年度が370件、対前年度比で55件の減少。また、村内に支所を持つ大型企業が令和元年に県外企業を吸収合併したことに伴い、当該企業の決算が一時的に伸びたことで、本村に納付する令和2年度法人住民税も大幅に伸びることとなった。しかし、当該企業の翌期決算が減少したことで、令和3年度法人住民税も大幅に減少することとなった。要因については、一企業の経営状況によるものと推測するが、近年の取り巻く状況を鑑みると、新型コロナウイルスの影響もあるのではないかと推察しているとの答弁。

1款2項1目2節固定資産税現年課税分が、対前年度比で1,839万円減額にあった理由はとの質疑に対し、主な要因としては新型コロナ特例措置による減との答弁。

特例措置の金額は大きいのかとの質疑に対し、件数は100件、金額が2,500万円でかなり大きな要因となっているとの答弁。

15款1項1目3節保育所利用者負担金で113万4,340円の収入未済額が出た理由はとの質疑に対し、公立及び認可保育施設利用に係る保育料及び副食費で、現年度分の収入未済額が8世帯55万9,000円。過年度分の収入未済額が3世帯57万5,340円。過年度分の一部世帯を除き、

分納誓約等による徴収を行っているとの答弁。

17款2項1目6節児童福祉費国庫補助金で1,139万9,104円の収入未済額が出た理由はとの質疑に対し、当該収入未済額については、子育て世帯への臨時特別給付金。令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費として交付された補助金が、同年度内に提出した実績報告に基づく未執行分に係る補助金の返還がされた。本来であれば、補助金返還通知に基づき調定も減額すべきものであるが、手続が行われていなかったため収入未済額となったとの答弁。

収入未済額に関して、議会は2年連続で附帯意見をつけて、改善するように指摘し認定したが、職員はそれを認識していなかったのかとの質疑に対し、確かに不手際が続いている状況であり、ミス の性質として昨年同様、消し忘れたという状況です。チェック体制が我々としては十分できていなかった。この点について、反省して事務を改善していかないといけないと考えているとの答弁。

18款2項7目1節沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）が当初予算より1,373万1,000円減額になった理由はとの質疑に対し、歳出事業費の残額に伴う歳入減額によるもの。主なものとして公営墓地整備事業における減額や営農支援強化事業におけるパイプハウス施設整備に係る補助金が補助要件を満たさなかったことによる減額が主な理由との答弁。

この交付金を使った他の代替事業はあったのかとの質疑に対し、2回変更届を出して新規事業を入れた。また、他の事業に対しても、増額して対策を取ったとの答弁。

19款2項2目1節土地売払収入95万6,679円の内容と土地を売った理由はとの質疑に対し、件数として2件、字大城49番2、里道で面積114平方メートル、48万1,894円で、住宅建設に際し進入路用地を確保するため購入したいとの申出があった。もう1件は、熱田250番3、里

道で面積48平方メートル、47万4,785円で住宅用地として利用したいため購入したいとの申出があったとの答弁。

20款1項1目1節ふるさと納税、企業版ふるさと納税の村外、県外の寄附者数、企業数はとの質疑に対し、ふるさと納税寄附件数が村外240件、県外1万8,068件。企業版ふるさと納税寄附件数が村外2社、県外2社との答弁。

2款1項1目12節行政診断調査等支援業務委託料について、業務の成果はとの質疑に対し、全職員を対象としたアンケートの実施、類似団体及び県内団体等の比較による行財政分析、役場全体の事務事業の棚卸しと総合計画とのひもづけ、職員説明会、業務量調査を実施しているとの答弁。

今後、この業務をどのように生かしていくのかとの質疑に対し、業務量の棚卸しを行い、本村の総合計画上必要な業務か、それとも必要ない業務かを見直す。それによって職員の負担軽減につながるようであれば削除し、あとは現業務量、過去業務量を把握し、予算規模と比較しながら、業務が偏っていないか、職員に負担がないかどうか、それを一課で実施してよいものかどうかを判断して、最終的には機構改革をする必要性の判断につなげていくとの答弁。

2款1項1目12節ふるさと納税一括業務について、返品件数、クレーム件数はとの質疑に対し、クレーム件数が135件、返品が1件。クレーム件数のほとんどがマンゴーの傷みで、寄附者の下へ届くまでに黒くなって腐っているというのが主なもの。その対策として、マンゴーの写真を送ってもらい、返礼品を送った中間会社がまたさらに返礼品を送るというシステムができていたとの答弁。

返礼品の品質管理についてはどのような体制で行っているのかとの質疑に対し、返礼品は地場産品基準ということで、国の基準が設けられている。村内の生産品や工芸品は、返礼品として

対象とする際に中間会社から村に伺いが上がってくるので、それを確認した上で取り扱っていると答弁。

2款1項10目12節防災行政無線放送施設保守点検委託料の実績、詳細内容はとの質疑に対し、防災行政無線（同報系）システム保守45万1,500円及び（移動系）システム保守10万5,000円の合計56万2,500円。詳細内容は、7月と1月の年2回の定期点検と障害状況の24時間365日の電話受付、平日午前9時から午後5時までの操作方法の支援が主なものとなっているとの答弁。

3款1項1目10節社会福祉総務費の需用費で300万円の予備費充用を行っているが、261万6,123円の不用額が出た理由はとの質疑に対し、予備費充用については、村内の医療機関や福祉施設等に対する新型コロナウイルスの検査等に係る抗原検査キットの配布を想定して緊急的に予算充用を行った。不用額の主な内容についても高齢者施設等向け新型コロナウイルス感染症検査キット費247万9,062円となっている。検査キットの配布については、県からも現物配布が行われたことから、当初見込額より執行額が少なくなったとの答弁。

3款1項1目19節社会福祉総務費、扶助費の小災害見舞金10万円の内容はとの質疑に対し、北中城村小災害被災者に対する見舞金措置に関する要綱に基づいて支給しているもので、住家の火災や浸水害に対する見舞金。令和3年度の件数は住家火災（全焼）1件との答弁。

3款1項3目19節老人福祉費の扶助費で195万5,240円の不用額が出た理由はとの質疑に対し、当該不用額の主な内容は、入所保護措置費154万9,990円。入所保護措置費は、虐待や環境上等の理由による高齢者を保護し入所等措置するもので、令和3年度の被措置者は5名。うち新規2名、解除者1名、年度末現在で4名となったとの答弁。

3款2項2目18節保育所費の負担金、補助及び交付金で7,435万4,665円の不用額が出た理由はとの質疑に対し、当該不用額の主な内訳は、特定教育・保育に関連する負担金が2,878万3,310円。同じく特定教育・保育に関連する補助金が4,544万4,910円。具体的な事業としては、認可外保育施設補助金、保育施設等補助金、保育士確保対策事業補助金、県外保育士誘致支援事業の各補助金の執行率が低い状況にある。その主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行により、各施設で予定していた事業の未実施や保育士等の確保ができないなどの要因が考えられるとの答弁。

4款2項1目12節植物資源化ヤード運営業務でチップや堆肥の販売実績はとの質疑に対し、植物資源化ヤードは、村内から発生する草木等の植物ごみを回収することで、ごみの減量・資源化を目指している。有用微生物技術（EM技術）を活用することで、安全・安心で高品質な堆肥の製造を行っている。令和3年度の販売実績としてEM堆肥14万7,800円、木材チップ3万4,500円との答弁。

今後の利益次第で業務委託料の金額も変わってくるのかとの質疑に対し、指定管理契約が5年となっており、今後売上げがどんどん伸びていけば委託料も検討しなければいけない。ただし、実際のところ破碎機の処理能力、そして持ち込まれる原料の量に関しても、今精いっぱい状況での販売額となっているとの答弁。

4款2項1目18節新一般廃棄物処理施設整備負担金について、計画の進捗状況はとの質疑に対し、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から担当課会議は1回の開催だった。令和3年度の事業概要は、発注仕様書、環境影響評価（準備書）作成とスケジュール等の報告を受け、令和11年度の供用開始に向けて計画を進めているとの答弁。

施設の建設に対する基金への積立てを令和3

年度に行っていないが、どうなっているかとの質疑に対し、施設建設等基金への積立ては、財政係と調整を行い、令和4年度以降4,000万円ずつ積み立てていくとの答弁。

5款1項3目1節会計年度任用職員（農業経営支援）、指導農家の従事者数、農地面積、作物内容はどの質疑に対し、令和3年度において、一括交付金を活用し農業経営支援に関する会計年度任用職員2名、9時から4時の6時間勤務。指導農家88戸、露地栽培面積14万2,645平方メートル、ハウス栽培面積2万4,660平方メートル。主な作物は、サトウキビ、花卉（ラン等）、観葉植物（ドラセナ等）、野菜（インゲン、コマツナ、トウガン、オクラ、ナス、トマト、ズッキーニ等）、果樹（マンゴー、パッションフルーツ等）との答弁。

5款1項3目12節農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進業務の詳細内容はどの質疑に対し、令和3年度において、一括交付金を活用し、農業・福祉・観光・健康の連携による拠点整備のうち、第一段階の着手、第二段階整備事業者の選定を実施した。また、当該事業の永続的な展開ができるよう、荻道・大城公民館にてオープンハウス形式による事業説明及び自治会役員との意見交換を行ったとの答弁。

5款1項3目18節北中城村地産地消出品者協議会補助金について、現在の会員状況はどの質疑に対し、令和4年3月末時点で事業者団体11団体、個人50名、農業法人3社との答弁。

5款1項3目18節北中城村耕作放棄地解消対策協議会補助金について、対策の成果はどの質疑に対し、対応案件は3件（4筆分）6,120平方メートルを解消したとの答弁。

5款1項5目10節農地費の需用費、不法投棄禁止看板の設置場所はどの質疑に対し、熱田地区農道に2か所、渡口地区土地改良区内に1か所の計3か所を設置したとの答弁。

5款3項1目12節水産振興費の委託料、軽石

対策が予備費充用されているが、その後交付税の措置がされたかとの質疑に対し、特別交付税措置対象事業として県に報告したが、特別交付税について当該年度分については、令和3年12月及び令和4年3月に北中城村枠として他課の事業と一括して交付されている。当該事業分（軽石対策）に該当する交付額については明確ではないとの答弁。

6款1項2目12節地域ブランド構築事業委託料について、実績の詳細はどの質疑に対し、①流通体制づくりとして、1次加工品（パッションフルーツピューレ）の製造500グラム掛ける116袋、②販路開拓として、村内事業者7社、県外1社合計8社でパッションフルーツピューレを供給、③プロモーションとして、週刊レキオ、RBCiラジオ、村広報誌でのパッションフルーツピューレを使用したメニューの紹介、④ブランド化として、沖縄県が運営する食材情報サイト「くわっちーおきなわ」への掲載との答弁。

6款1項2目12節観光誘客プロモーション事業委託料について、実績の詳細内容はどの質疑に対し、①観光案内所トラベルマートきたポ運営業務、②メディアプロモーション業務（観光案内冊子・ワーケーション冊子制作）、③新規事業プロモーション業務（観光案内所前でのイベント実施）、④イベントを活用した観光プロモーションノベルティグッズ制作、こいのぼり掲揚式イベント、JR横浜駅でふるさと納税のPRイベント、⑤観光イベント運営業務（キタナカASEJOライフプロモーション動画制作）、ランニング・ウォーキングMAPの制作、⑥観光販促物に伴う管理運営業務（観光関連施設へのパンフレットの設置及び補充業務）、県外からの問合せに対する発送対応との答弁。

9款1項2目1節教育総務事務局費の通学バス運行検討委員会報酬について、実績と進捗状況はどの質疑に対し、令和3年度において、令

和4年1月25日に1回目、3月7日に2回目を開催し、4万9,000円を支出した。進捗状況は、必要性や進行ルート・運賃の有無などを検討し、令和4年度に答申が行える予定との答弁。

検討委員会で議論が深まって、島袋地区と同じような遠いところから通う子どもたちのために、議論も早めに進んでいくと期待して、もう2年になっている。今後どのような方向性で考えているのか、また議論されているのかとの質疑に対し、議論の中で、どの地区までバスが運行できるかというのが始まり、委員の中でも、財政的な部分で一気に全域を回すのは大変困難であるという話が出て、今は北中城小学校区の児童の低学年1年から3年生を対象にしている。遠隔地の美崎から始まって、3ルートを運行しようということで、答申に向けて話をまとめているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしましたして、討論、採決の結果、本委員会は附帯意見を付して、全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。附帯意見。

認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算について、歳入の調定減の事務処理ミスで多額の収入未済額が生じた。令和元年度決算、令和2年度決算も同様な事務処理ミスを指摘し、附帯意見を付した経緯があるにもかかわらず、3年連続の事務処理ミスが発生した。今後、このような事例が再び起こらないように、全庁体制で徹底的に分析し、改善策を議会へ報告することを求める。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は附帯意見を付して認定するものであります。

認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり附帯意見を付して認定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（比嘉義彦）**

起立全員です。認定第1号 令和3年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については附帯意見を付して認定するものと決定しました。

## 日程第2．認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

**○議長（比嘉義彦）**

日程第2．認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）**

認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをいたします。

令和4年9月30日、本委員会に付託されました認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保



険特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、10月4日、12日、19日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席いたしました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の不納欠損額の件数と理由、また収入未済額が依然として高額だが、その対策はどの質疑に対し、不納欠損については、令和3年度は91件、283万2,774円。転出、職権消除（住所不定）、死亡が主な理由。収入未済額については、平成30年度から令和3年度までの4年間の推移を見ると、調定額に対しての収入未済額に減少傾向が表れているが、依然として高額であるため、対策として電話や窓口相談、訪問などで納付相談をし、口座振替の促進、コンビニ納付、新たに第一庁舎一階に公金ステーションを設置し、納付しやすい環境もできたため、引き続き粘り強い納付勧奨をしていくとの答弁。

5款2項8目1節災害臨時特例補助金82万7,000円の詳細内容はどの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税減免。令和3年12月申請時の内訳として、申請件数12件、減免承認件数12件、申請額137万8,000円の10分の6補助との答弁。

6款1項1目県支出金、保健給付費等交付金が対前年度比で1億166万円増額になった理由はどの質疑に対し、普通交付金が8,534万4,350円増、特別交付金が1,632万5,000円増になった。普通交付金は、県全体の収入と支出を県が試算し決定するが、令和3年度は県が試算し決定した普通交付金が大きく、精算分の7,593万4,769円を令和4年度に返還することになっている。

特別交付金増額の主な内訳として、特別調整交付金、①基準総所得金額の1人当たりの額が全国平均より低いと交付される交付金が1,013万円増、②結核精神等交付金219万8,000円増、③個人所得課税の見直しに伴う国保システム改修151万8,000円増、④未就学児医療費交付金103万円増との答弁。

10款1項1目6節その他一般会計繰入金が増額になった理由はどの質疑に対し、毎年赤字額を予測し、繰入れ金額を企画振興課財政係と調整し繰り入れていたが、令和3年度より8,000万円を固定して繰り入れると取り決めたとの答弁。

歳出、2款2項1目18節高額療養費1億8,489万8,061円の内容（主な病気）との質疑に対し、主な病気の支払いとして、悪性腫瘍3,406万7,707円、透析3,398万2,353円、精神疾患2,452万8,847円、脳疾患1,434万5,772円、心疾患1,392万7,671円との答弁。

6款1項2目12節特定健康審査等検診委託料の実績はどの質疑に対し、特定健康審査委託料が1,342件で1,057万2,124円、特定保健指導委託料が24件で14万5,222円との答弁。

決算全体において不用額の扱いについて、方針、取決めがあるかとの質疑に対し、原則5万円以下になるよう調整している。ただし、予算額が大きい委託料については、過去3年分の実績等を基に勘案し、不足が出ないように多少多めに予算を残しているため、原則に沿った対応は難しいのが現状。ただし、3月、4月に執行予定があるものについては減額することができない場合もあるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

#### ○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

**○議長 (比嘉義彦)**

起立全員です。認定第2号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

**日程第3. 認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長 (比嘉義彦)**

日程第3. 認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長 (比嘉義弘議員)**

報告いたします。

認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年9月30日、本委員会に付託されました認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会においては、10月4日、12日、19日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目2節普通徴収保険料滞納繰越分、不納欠損額40万6,666円の内容はとの質疑に対し、死亡2人(20万599円)、国外転出1人(14万7,939円)、職権消除1人(4万8,440円)、加入拒否1人(9,688円)、合計5人との答弁。

歳出、3款1項1目22節過誤納金還付金53万4,238円の件数と内容はとの質疑に対し、死亡30人(38万1,031円)、本算定による変更9人(5万8,088円)、転出6人(1万8,212円)、所得の判明による変更2人(4万416円)、所得の修正による変更2人(3万4,069円)、生活保護決定2人(2,422円)、合計51人との答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

**○議長 (比嘉義彦)**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

**○議長（比嘉義彦）**

起立全員です。認定第3号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

**日程第4． 認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第4． 認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

**○建設文教常任委員長（大城律也議員）**

報告いたします。

認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について。

令和4年9月30日、本委員会に付託されました認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、10月4日、12日、19日、

20日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

収入、1款1項1目1節水道料金の未収金件数はどの質疑に対し、令和3年度決算時における未収金件数は8,929件、未収金合計額4,943万3,063円となっている。これは平成28年4月から令和4年3月までの未収金である。そのうち令和4年3月分水道料金調定分6,163件、3,747万5,245円も含まれている。公営企業の未収金経理では、現金の収支を伴う収支及び支出のうち、その債権・債務の確定後、現金の収納または支払いのないものについては、未収及び未払いとして経理しなければならない。収入の科目として未払金が計上され、現金が収納されたとき消滅することになっているとの答弁。

1款2項1目1節預金利息等が対前年度比6万5,187円の減額となった理由はどの質疑に対し、定期預金利息の利率の減と他会計への短期貸付けがなかったことによる減であるとの答弁。

1款3項2目1節その他雑収益が対前年度比1,357万9,415円の減額となった理由はどの質疑に対し、令和2年度において建物厚生共済満期利子・前払い保険料等があったことによるものであるとの答弁。

1款3項2目1節過年度損益修正益3万9,660円の詳細はどの質疑に対し、過年度分調定誤りによる水道料金調定増であるとの答弁。

過年度損益修正益について具体的に説明してほしいとの質疑に対し、過年度損益修正益というのは、過年度に遡って調定誤りが判明した際に、調定して取るべき金額を調定増で収益として収入を受けている科目の金額であるとの答弁。

支出、1款1項2目4節水質検査業務委託料の成果はどの質疑に対し、水道法20条第1項に基づき、定期及び臨時水質検査を実施している。

毎日及び毎月1回、法令で定められた水質検査を村内9か所地点で実施し、水質の基準内であることを確認しているとの答弁。

1款1項2目4節委託料、消火栓点検業務の成果はとの質疑に対し、村内に設置された消火栓226基について、年1回業者へ委託し、消火栓蓋の設置状況、室内の水、異物等の有無、開閉、開栓時漏水の有無、形状確認、設置場所、標識等の確認、水圧、出水状況等について点検を行っているとの答弁。

中城北中城消防組合への点検結果報告はとの質疑に対し、点検期間は令和3年7月15日から令和3年11月15日までの期間内で226基点検を実施して、11月から12月の期間内で報告しているとの答弁。

1款3項2目1節過年度損益修正損101万5,574円の詳細はとの質疑に対し、過年度分調定誤りによる過年度分水道料金調定減11万7,093円と受贈財産評価額の令和2年度決算時除却に伴う長期前受金戻入益の金額更正によるものであるとの答弁。

この長期前受金戻入益の更正がどのような形で判断されているかの質疑に対し、令和2年度決算時における営業外収益の長期前受金戻入のうち、受贈財産評価額の誤りによる差額89万8,481円を金額更正したものであるとの答弁。

年間配水量269万5,924立方メートルと有収水量256万3,218立方メートルの差の理由はとの質疑に対し、年間配水量は企業局からの受水量（浄水購入費水量）で、有収水量は水道料金調定水量となっている。有効水量のメーター検針で水道料金として発生した水量が有収水量である。水量の差については、消火栓用水量、メーター不感水量等の無収水量及び漏水水量等によるものであるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定しました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。認定第4号 令和3年度北中城村水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第5．認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第5．認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

報告いたします。

認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について。

令和4年9月30日、本委員会に付託されました認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、10月4日、12日、19日、20日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

支出、1款3項1目1節その他特別利益の対前年度比468万6,230円の減額の理由はとの質疑に対し、令和2年度は消費税還付があり、その他特別利益が増となっていたが、令和3年度決算処理により、収益に係る消費税が費用に係る消費税より上回ったことにより、消費税納付となったため減額となっているとの答弁。

1款1項1目6節賃借料の実績はとの質疑に対し、5号仮設調整池に伴うアパート代替え駐車場の土地賃借料57万円及びパソコン賃借料7,560円となっているとの答弁。

1款2項2目1節雑支出159万3,213円の内訳はとの質疑に対し、決算処理において現金支出を伴わない控除対象外消費税の振替処理をした額を計上してあるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。認定第5号 令和3年度北中城村下水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

#### 日程第6．議案第42号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（比嘉義彦）

日程第6．議案第42号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

報告します。

議案第42号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

令和4年9月30日、本委員会に付託されました議案第42号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、10月4日、14日、19日、20日に全委員出席の下、審査を行いました。執

行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

剰余金処分の内容の詳細はとの質疑に対し、未処分利益剰余金6,855万1,986円のうち、水道施設の老朽化等による施設更新や耐震化に備えて、5,000万円を建設改良積立金、利益積立金の積立てとして500万円、平成26年度から地方公営企業会計制度の見直しにより、組入資本金制度が廃止となったため、義務的な組入れは不要となっているが、実務的な取扱いとして旧会計制度の考えを継承し、その他未処分利益剰余金変動額846万9,645円、決算書7ページと同額を資本金への組入れとして計上しているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定しました。

#### ○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和3年度北中城村水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第42号 令和3年度北中城村水道事業剰

余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第42号 令和3年度北中城村水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

#### 日程第7．議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について

#### ○議長（比嘉義彦）

日程第7．議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

#### ○建設文教常任委員長（大城律也議員）

報告いたします。

議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

令和4年9月30日、本委員会に付託されました議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、10月4日、12日、19日、20日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告します。

剰余金処分の内容の詳細はとの質疑に対し、当年度未処分利益剰余金2,378万3,435円を、今後下水道整備の促進による建設改良費の増加により、資本的収支不足額の補填財源として確保したいため、全額建設改良積立金として計上してあるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべ

きものと決定しました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分については、委員長の報告のとおり

可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第43号 令和3年度北中城村下水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第8. 議案第44号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第8. 議案第44号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第44号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案第44号

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年10月21日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村一般会計補正予算（第3号）

令和4年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,941,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,672,997	149,981	1,822,978
	2 国庫補助金	533,558	149,981	683,539
21 繰入金		428,988	2,700	431,688
	2 基金繰入金	428,470	2,700	431,170
歳入合計		8,789,175	152,681	8,941,856

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,849,341	450	1,849,791
	1 総務管理費	1,590,842	450	1,591,292
3 民生費		3,156,237	125,498	3,281,735
	1 社会福祉費	1,560,272	125,498	1,685,770
4 衛生費		1,007,328	13,000	1,020,328
	3 上水道費	0	13,000	13,000
7 土木費		479,739	10,875	490,614
	2 道路橋梁費	96,129	10,875	107,004
9 教育費		1,080,951	2,783	1,083,734
	1 教育総務費	181,306	2,783	184,089
13 予備費		20,720	75	20,795
	1 予備費	20,720	75	20,795
歳出合計		8,789,175	152,681	8,941,856

以上でございます。詳細については、副村長から説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、私より令和4年度一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、歳入でございます。



5ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、3節社会福祉費補助金1億2,549万8,000円の増につきましては、電気・ガス・食料品等価格高騰による負担増の影響を大きく受ける低所得世帯への臨時特別給付金支給に係る国庫補助金となります。

次に、8目でございます。地方道路改修費国庫補助金、3節社会資本整備総合交付金870万円の増につきましては、国の補正予算におきまして追加配分の内示があった分を計上してございます。

次に、29目地方創生交付金、2節地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応）1,578万3,000円の増につきましては、9月中旬に国が示した電気・ガス・食料品等価格高騰に係る重点支援分の増と、それから、補正（第2号）で承認をいただきました地方創生臨時交付金「原油価格・物価高騰等対策分」の一部財源組替えによるものであります。

主な事業につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、同じページです。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金270万円の補正につきましては、財源不足を補うための繰入金でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、10目防災諸費、10節需用費45万円の増につきましては、防災行政無線の修繕費に充てるものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目臨時福祉給付金、補正額1億2,549万8,000円の増につきましては、歳入のほうでも御説明いたしました。が、電気・ガス・食料品等価格高騰による負担増の影響を大きく受ける低所得世帯への臨時特別給付金支給に係る経費となっております。

そのうち、18節の負担金、補助及び交付金1億1,535万円の緊急支援給付金の概要につきましては、令和4年度の住民税均等割が非課税、そして家計急変世帯、これは非課税相当でございますけれども、この世帯に対して1世帯当たり5万円を給付するものであります。住民税均等割非課税世帯が約2,150世帯、非課税相当世帯が150世帯を見込んで計上してございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、27節繰出金1,300万円の増につきましては、地方創生臨時交付金を充てた水道料金減免支援のための繰出金となります。

村内の全世帯及び事業者を対象といたしまして、2か月分の水道基本料金を減免するものであります。そのため水道事業への繰出金となっております。

9ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、14節工事請負費1,087万5,000円の増につきましては、村道仲順ライカム線舗装工事となっております。

次のページ、9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明を申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

引き続き、教育費予算の主な内容について御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金、補助及び交付金、私立学校等給食等緊急支援金277万2,000円につきましては、物価高騰等に伴う支援として、私立等の学校に通う小・中学生の保護者負担の軽減を目的に給付するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

9ページお願いします。

7款2項2目14節工事請負費の村道仲順ライカム線舗装工事の件ですけれども、中央療護園付近だと思うんですけれども、工事区間は全長何メートルで、工期はいつからいつまでで、工事の時間帯を分かれば教えていただきたい。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

ちょっとその前に、先ほど副村長から歳入についての説明がありましたけれども、少し訂正がございますので、訂正させていただきたいと思えます。

歳入のところで、870万円の増額補正がございまして、これに対して国の補正を受けてという説明だったんですけれども、これにつきましては、国の補正を新たにということではなくて、県との調整において、他の市町村との流用を踏まえて、今回補正を頂いたというところがございます。特別に今現在、国の補正の作業があるということではございません。ここをおわびして訂正させていただきます。

今の比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

今回の対象区間は、居酒屋吉嶺のところからライカム方向、区画整理事業の境界線、その区間およそ300メートルございます。

それで、当初の予算配分からしますと、その7割程度の施工しかできなかったところ、220メートルぐらいが当初の設計になっておりまして、これにつきましては、つい先日10月20日に契約締結が調いました。現在、工事に向けての

作業を、準備を進めているところでございます。

それと、あと工期のほうは2月の初旬までを、今予定しておりまして、おおむね年明け、1月中旬ぐらいまでには作業が終えられるかなというふうに考えております。

今回、その残りの80メートルぐらい入れた全体の300メートルを、今回追加を含めて完了したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

工事の時間帯は御存じですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

失礼いたしました。

工事は日中の作業を予定しております。通常の昼間の時間帯。まだ、具体的なものについては、今、受注者のほうで計画書を準備しておりますので、まだ今決定には至っていないというところがございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

朝だと島袋側からの中学生の通学があるので、その点、配慮していただきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

通勤・通学の時間帯、このあたり支障がないように取り組みたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、7ページ、3款1項9目18節の緊

急支援給付金の件なんですけれども、家計急変世帯のほうにも支給するという事なんですけれども、ちょっとこの辺がどこまでが基準なのかというのが、ちゃんとした基準が設けられているのか。

それとまたそうなった場合、今までは自動的にというのか、給付、非課税世帯というのは大体分かるので、自動的に配る形はできるんですけども、この家計急変世帯というのはやっぱり申請しないとけないのか。もし申請するのであれば、どのような形で周知をするのか。この辺をお聞かせください。

それと、8ページです。

4款3項1目27節水道料金の2か月分の補助ということなんですけれども、これは基本料金、統一した形で基本料金なのか、その辺も確認のためお願いします。

続いて、9ページ、先ほどの悟議員の関連なんですけれども、7款2項2目14節の舗装工事の件なんですけれども、これは歩道も含めた工事になっているのか。車道だけなのか。この辺、最後にあったように、結構歩道も少しちょっと荒れているのかなというふうに思っています、また、EM側からも観光客の方も結構歩いているような印象も受けるので、ぜひきれいにしてもらいたいという思いで、そこも入っているのかということをお聞きしています。

続いて、10ページです。

9款1項2目18節の私立学校への給食緊急支援ということです。これはもう村長も前々から私立のほうにも給食支援やりたいということで、ここからきっかけ、足がかりになるのかなというふうに、大変いい心がけではあると思うんですけども、ここで2点ちょっと疑問というか聞きたいことがあります、給食等ということで「等」を入れていますよね。ほかに給食以外にも何か考えてこの「等」を入れているのか。この辺お聞かせください。

もう1点ですけれども、私立学校の状況、どういうふうになっているかというのは分からないんですけども、給食なのか、お弁当なのか。その辺ちょっと私もまだ把握していないんですけども、給食の場合だったら学校側に直接給付という形でもいいと思うんですけども、弁当の場合はどういうふうにして親御さんに届けるのかというのと、あと、学校側に届けるにしても、村からの給付、補助があってというのをしっかり親のほうに示さないといけないと思うんですよ。その辺の周知というのか、連絡というのか、その辺はどういうふうにするのかをお聞かせください。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間堅治議員の御質問にお答えします。

物価高騰による5万円の給付金の家計急変世帯への支給方法ですが、家計急変世帯への支給方法に関しましては、本人の申出によるのが主なものとなります。

周知方法といたしましては、村広報紙及びホームページに掲載して、申込みにより、その都度、その都度、家計の状況を担当職員が判断しながら対応していくことになってございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

上間議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の給食等の「等」の捉え方ですが、上間議員からもありましたように、給食というふうにならなると、給食でなくて弁当の学校もやっぱりあるかと思ひまして、ひとしく、ある意味で食材の部分を村立の小・中学校で補助している半額を同様に補助したいということで、「等」というふうにご言葉を入れてご

ざいます。

それから、周知の方法ですけれども、それから支払いの部分についても、学校ではなくて各家庭へというふうに、申請してもらってということ考えております。

そして、今、住民システムから分かっている保護者の部分については、実際に郵送して通知をいたします。あわせてホームページ、それから広報等に掲載をして周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

上間堅治議員の4款3項1目27節繰出金については、この1,300万円につきまして、家事及び営業用の基本料金2か月分に相当する額でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

私のほうから9ページ、7款2項2目14節の仲順ライカム線舗装工事についてお答えいたします。

今回、対象としている舗装の打換えは、車道部分のみとなっております。歩道については今後また調査をしまして、必要に応じて対応させていただきたいと存じます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

上のほうから、それではちょっと再質問します。

給付のほうです。急変家庭のほう。

やはり分からないと受け取れない。本当に喫緊の家庭とか緊急な場合があると思うので、そ

の辺はもうしっかり、ぜひ村から出向いてでも、情報があればぜひよろしくお願いたします。

2番目の基本料金ということで確認しました。それは別に問題ないです。

あと、村道工事のほうですけれども、歩道のほうもぜひ、一般質問でもしたんですけれども、ライカム地区、我々の誇れる地区に通る道などで、歩道のほうもしっかりこれから整備していただきたいなというふうに思っていますので、ぜひ検討してください。

あと、給食の件なんですけれども、これは何か月予定しているのか。金額的な部分も分かればよろしくお願いたします。

それと、もう一点、最後に聞き忘れたのがありまして、最後のページ11ページの13款1項1目予備費なんですけれども、7万5,000円、予備費ってありますけれども、ちょっと少ないように思うんですけれども、今後何か緊急な対応があった場合に、出費があった場合に、どのような対応をするのか、すみませんけれども、この辺追加でお願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

上間議員の9款の給食費のほうについて再質問にお答えいたします。

支払いの期間ということですが、令和4年度分ということで4月から遡って11か月分に相当します。今、小学校が月3,900円の半額ということで1,950円、1人当たりです。中学校が4,500円で半額2,250円。それを11か月分ということで、小学生においてはお1人当たり2万1,450円、そして、中学生には年額2万4,750円を支援金として各世帯に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（比嘉義彦）**

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質問にお答えします。

11ページの13款1項1目の7万5,000円の予備費ですけれども、歳入歳出合わすために財政調整基金を崩して充てています。その半端な分が7万5,000円で、全体的には合計の2,079万5,000円を、今、持っていますので、予備費的には大丈夫です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねします。

ページ5ページの歳入、17款2項29目地方創生交付金です。ちょっと確認を含めてお尋ねします。

この地方創生臨時交付金は、二次補正まであった従来のこの臨時交付金と、私が質問をした新しい重点交付金との掛け合わせた交付金なのでしょうか。そうであれば、この比率、どのようなことなのか。

そして、この重点交付金は、私もこの質問した際に、12月に交付を迎えるまでに諸準備が整えば交付をされるということでしたけれども、もう全額交付が決定したという理解でよろしいでしょうか。お尋ねします。

それから、9ページの7款2項2目道路建設工事です。

先ほど来説明している仲順ライカム線の舗装工事なんですけれども、こちら見ると、ライカム側から直線側は、マンションとかたくさん建っている部分には問題ないんですけれども、そこから仲順に下っていくこの道路は、もうコーナー状になって非常に舗装が崩れていく、道路が。今後もその改良の回数がここは増えていくのかなと。例えばあやかりの杜から屋宜原に下りていく道ももうずっと課題がありますよね。

これは将来的に何か抜本的な対策ということを考えていかなければならない道路ではないのかなと思っておりますけれども、答弁お願いします。

それから、10ページ、9款1項2目給食費の私立学校への補助なんですけれども、確認させてください。

これは、村内に在住する子どもたちだけが対象なのか。この私立学校に通う村外の子どもたちも対象なんですか。お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員の御質問にお答えします。

私のほうから5ページ、17款2項29目地方創生交付金の、これ、全体の額かという話ですけれども、二次分と重点分含めた額です。ただ、今回たまたま緊急な補正があったものですから、あと2,600万分ぐらいまだ残っていて、これを臨時議会かまた12月補正。今回どうしても給食費とか水道料金とか周知が必要ということがあったものですから、改めてここで2つだけはせてあるということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

名幸議員の御質問にお答えをいたします。

対象者は、児童・生徒の住所ではなく、保護者が村内に住所を有している子どもさんということになります。例えば県外に行っている子どもで、普通、子どもさんの住所はそのままにするのかなと思うんですが、子どもさんがその村外に住所があっても、保護者が本村に住所を有していれば、そこまで補助をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうから、9ページの仲順ライカム線舗装工事についてお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、この辺りよく道が凹凸が生じてくるという路線になっておりますので、今回の舗装工事に併せて路盤のほうを補強すると申しますか、地盤の改良も含めて対応すると。

具体的には、普通の路盤材にセメントとアスファルト乳剤ということで、アスファルトを少し柔らかくした材料を中に練り混ぜて固めるという工法を計画しております。これによって今までよりも強度が増す対策になりますので、多少これまでよりもわだちができにくいとか、沈下しにくいことになるということを期待しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長、大幅な線形変更も考えているんですかという質問があったんですが。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

大幅な線形を変えられるかということ、これはまた全体的な大規模な改修となってまいりますので、これについては今現在、計画はしておりません。今後、村内全体の道路網、そのあたりで必要に応じて全体的な検討として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

給食費の補助だけ、再質問させてください。

内容は分かりましたが、ただ、この対象者となる、今おっしゃった保護者に対するということで、申請ということでしたけれども、この申請の方法はどういうふうになさるのか。結局、

この対象者となる保護者が気づかないというんですか、そういうことになればこの補助が行き届かないということになると思うんですが、ある程度、実態というのは確実につかんで、そういう補助をなさるのか。その辺どうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議員の御質問にお答えいたします。

今、行政システムの中で108名の児童・生徒のほうを確認できております。それ以外の方もいらっしゃるかということで、そこでホームページ、それから広報等の周知をしまいたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、私は7ページのほうでちょっと確認の意味で質問させていただきます。

3款1項9目12節委託料、システム改修委託料、そして人材派遣委託料とありますが、具体的にはどういった内容なのか。当初予算で組めなかったのかどうかをお聞きしたいと思います。

そして、同じく3款1項9目13節使用料及び賃借料、こちらも事務用品等の賃借料とありますが、これについても具体的にどういったもので、当初予算で組めなかったのかお聞きしたいと思います。

ページ変わりまして9ページ、7款2項2目14節工事請負費ですが、悟議員の質問に関連しまして、先ほど答弁で吉嶺からライカム向け、約300メートルの工事とお聞きしました。私がおその道路を通行するに当たって、県道81号からライカム向け、そのT字路、そちらグレーチングからその村道に入るところがすごい段差があ

るように感じます。そちらの工事はできないのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

比嘉正志議員の質問にお答えします。

この補正につきましては、先ほど申し上げました住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業に係る補正でございまして、その事務を執行するためのシステム改修料だとか、派遣事業者からの派遣職員の派遣料、またパソコンなどのレンタルだとか電話機のリース料などのために補正予算で計上してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうから、9ページ、仲順ライカム線舗装工事に絡んでお答えいたします。

比嘉正志議員おっしゃられているのは、パイパスの旧道部分のほうから中央公民館に向けてという、その区間のことかと思えますけれども、そこについては今回対象としてはおりませんで、またその段差解消というところは確認させていただきまして、必要な対策、今後検討させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第44号 令和4年度北中城村一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第9．議案第45号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第9．議案第45号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第45号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案第45号

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年10月21日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度北中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	567,667 千円	13,000 千円	580,667 千円
第1項 営業収益	537,086 千円	0 千円	537,086 千円
第2項 営業外収益	30,579 千円	13,000 千円	43,579 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	539,116 千円	0 千円	539,116 千円
第1項 営業費用	536,827 千円	0 千円	536,827 千円
第2項 営業外費用	1,287 千円	0 千円	1,287 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

1 ページのほうで、収益的収支のほうで収入のほうで1,300万円の補正がございます。

詳細については、上下水道課長のほうから説明をいたします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

私のほうから、議案第45号 令和4年度水道事業会計補正予算（第3号）について御説明い



たします。

2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、収入、1 款水道事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金、1 節他会計補助金1,300万円の増額は、原油価格・物価高騰による生活支援に係る水道基本料金減免の補填財源として、地方創生臨時交付金の活用を予定しておりまして、1,300万円の内訳は、家事用及び営業用の基本料金2か月分を想定している額であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9 番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

今、2 ページから説明ということでありましたけれども、2 項2 目1 節他会計補助金ということなんですけれども、なぜこの収入、先ほど言っているように、水道料金の基本料金ということなんで、自分の捉え方としたら営業収入。ですから1 款1 項のほうに入るんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、これはなぜ営業外収入のほうに入れたのかということをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

これにつきましては、他会計からの補助金ということで営業外収益という捉え方であります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9 番（上間堅治議員）

ですから、私が言いたいのは、水道課に入るのは、補助金であってもこれは、もともとの取るべきものは水道料金の基本料金なんです。営業に対しての料金というふうに考えていて、

今度の決算の中でも、決算書の中でも1 款1 項にも他会計負担金という項目があって、そこに入るべきじゃないかなというふうに私は思って質問しています。ほかにこの営業収益の中に、他会計負担金とかそういった項目がなければ、もちろん営業外、仕方ないなというふうに考えるんですけれども、1 款1 項3 目3 節のほうに他会計というのがあるので、ちょっと今の説明とは食い違うんじゃないかなというふうに思っていて質問させてもらっています。お答えください。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

これにつきましては、令和2 年度にも減免措置をしております。そのときも営業外収益の他会計補助金ということで計上しております。これについては、近隣の市町村の計上方法等も見比べた上で、今回の営業外収益、他会計補助金ということで計上したことになっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9 番（上間堅治議員）

ほかの市町村とも見比べてということなんですけれども、やはりこれが正しいのか正しくないのかというのが基本だと思うんです、私は。ほかがやっているからとかじゃなくて、もちろん令和2 年度でもやったという話だったんですけれども、議会でももしかしたら見落としていた可能性があって、これもまた反省するべきところかなというふうに思っているんですけれども、企業会計なんでしっかり振り分けと思うんですよ。どこにいくかというのは。項目があると思うんですよ。それをしっかり会計のほうにも、公認会計士とかでも相談しながら、しっかり当たっているのかということを確認しながらやっていただきたいなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御指摘につきましては、これは公営企業事業会計のほうで、法的に勘定科目として、今、他会計補助金があるわけでございます。今、他会計負担金という性格のものではございません。私はこれは基本的な他会計補助金だと思っています。繰出金という、通常、繰越金の対比としては繰入金がございますけれども、公営企業会計のほうでは、他会計繰入金というのではなくて、他会計の補助金として受けている。そういう科目がございますので、私もそれが適切だと考えております。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第45号 令和4年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第10. 陳情第4-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）

○議長（比嘉義彦）

日程第10. 陳情第4-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっている陳情第4-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第4-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）については採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第4-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）については採択されました。

#### 日程第11. 陳情第4-14号 県産品の優先使用について（要請）

##### ○議長（比嘉義彦）

日程第11. 陳情第4-14号 県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第4-14号 県産品の優先使用について（要請）については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから陳情第4-14号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第4-14号 県産品の優先使用について（要請）は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第4-14号 県産品の優先使用について（要請）は採択されました。

#### 日程第12. 陳情第4-15号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

##### ○議長（比嘉義彦）

日程第12. 陳情第4-15号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

##### ○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

#### 1. 審査事件

陳情第4-15号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

#### 2. 審査経過

同陳情は、令和4年第8回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和4年10月4日、11日、19日に全委員が出席し、審査を行いました。

11日には全駐留軍労働組合沖縄地区本部から、執行委員長、書記長、副書記長を招き説明を受けて、質疑を行いました。

#### 3. 審査結果

採択です。

#### 4. 審査意見

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、令和5年5月16日で有効期限を迎えます。駐留軍雇用は米国の軍事情勢や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的に不安定な状況に置かれています。在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中において、駐留軍労働者の離職者対策は、これまで以上に同法に基づく対策が不可欠である。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台後半で推移しているが、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移している。そうした中で駐留軍労働者の大規模な人員整理が発生すると、300名余の駐留軍労働者を抱える我が村においても雇用情勢に甚大な影響を与える事は明らかである。駐留軍関係離職者の再就職、自活の道は容易ではなく、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策は必要不可欠である。

よって、有効期限を迎える「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の再延長については必要不可欠であると考えられ、本件については、採択すべきものと決定しました。

#### ○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4-15号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第4-15号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情については、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第4-15号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情については、委員長の報告のとおり採択されました。

#### 日程第13. 陳情第4-18号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書

#### ○議長（比嘉義彦）

日程第13. 陳情第4-18号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第4-18号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4-18号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書についてを採決します。

お諮りします。陳情第4-18号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書については採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。陳情第4-18号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書は採択されました。

日程第14. 意見書第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

○議長(比嘉義彦)

日程第14. 意見書第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○13番(山田晴憲議員)

それでは、読み上げて提案とさせていただきますので、議員の皆さんの御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

意見書第4号

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年10月21日 提出

北中城村議会議長 比 嘉 義 彦 殿

提出者：北中城村議会議員  
山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員  
比 嘉 義 弘  
屋 良 朝 春  
喜屋武 すま子  
名 幸 利 積  
川 上 龍 太

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書（案）

駐留軍関係離職者対策の根拠法となっている「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、令和5年5月16日で有効期限を迎える。駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては、「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」等を含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されている。

海兵隊施設には、4,857人（令和4年3月現在）、嘉手納以南の対象施設には3,622人（令和4年3月現在）の日本人従業員が勤務し、状況如何によっては、駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠です。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国より高い水準で推移している。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も48.24歳と高い状況にある。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必至である

よって本村議会は、有効期限を迎える駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長について、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）10月21日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

防衛大臣、厚生労働大臣

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により本委員会の付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第4号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

異議なしと認めます。意見書第4号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書については可決されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (比嘉義彦)**

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日もって議会は閉会となりますが、議員並び当局の皆様には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって令和4年第8回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

臨時議長 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_

副 議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_